

その下の目録に、椎野連長年歌一首、又和歌一首とあるは、本條に古歌曰、タテバナノ橋寺之長屋爾云々、右歌椎野連長年説曰云々とありて、古歌をことわりたる椎野連長年が説を、左註に擧たるにこそあれ、いかで長年がよめる歌とまでは見誤りけむ、さて又和歌一首とあるも、長年が説中にて、決曰とあるを放ち書たるにまよひて、和歌と心得たるならむ、又十七卷目録に、守大伴家持贈_ニ掾大伴池主悲歌二首とある次に、同二十年二月二十九日、守大伴宿禰家持作歌二首と記したるは、右の悲歌につきたる書牘ありて、その歌の下に月日をして贈れることなるを、左の歌の題詞と見誤りたるものなり、さて其次に、ハシ洗_ニ日_ニ掾大伴池主更贈一首並短歌三首と記せるは、三月二日掾池主より、守家持に贈れる書牘ありて、ヤ夜麻可_ニ比爾云々、ウツ宇具比須能云々といへる歌二首ある、其書牘と歌の下に、月日をして贈れることなるを、左の家持より更贈歌一首並短歌とあるに引連ねて、左の歌の題詞と見たるも、右の家持より更贈歌につきたる書牘ありて、その歌の下に、月日をして贈れることなるを、左の七言詩の題詞と心得、はた七言詩は、池主より家持へ贈れることなるを、あしく見て、家持より池主へ送れりとしたるも、かたぐあやまりなり、その次に、四日大伴池主、奉_レ和_ニ守家持_ニ詩歌二首並短歌としるせるも、右の池主より家持へ贈れる詩につきたる書牘ありて、その詩の下に月日を記して贈れることなるを、左の歌の題詞と心得あやまりたるなり、その次に、五日掾大伴宿禰池主答_ニ守家持_ニ詩一首並序、としるせるも、右の池主の更贈歌につきたる書牘ありて、その歌の下に、月日をして贈れることなるを、左の詩と歌との題詞と心得、はた左の詩と歌とは、家持より池主へ贈れることなるを、池主より家持へ答へたるものと心得たるも、かたぐ誤りなり、その次に、四月

大伴家持、未_レ聞_ニ霍公鳥_ニ歌二首としるせるは、本條に、立夏四月、既經_ニ累日_ニ而由未_レ聞_ニ霍公鳥_ニ喧_ニ因作歌二首とありて、歌の後に三月二十九日としるせば、三月によめる歌なるを、題詞をあしく見て誤りたるなり、その次に、三月二十九日、大伴家持_ニ上山賦一首としるせるも、三月二十九日は、右の霍公鳥を恨て作る歌につきたることにて、二上山賦の後には、三月三十日依_レ興作之とあれば、これも左註をあしく見て誤りたるなり、その次に、三十日大伴家持依_レ興作歌一首と記せるは、全く右の左註を見誤りたるものにて、謂もなく贅_レりたる題詞なり、其次に、二十日守大伴家持、遊_ニ覽布勢水海_ニ賦一首並短歌としるせるも、二十日は、次上の大目秦忌寸八千鳥之館宴歌につきたることにて、遊覽布勢水海賦の後には、二十四日としるしたれば、これも左註をあしく見て誤りたるなり、その次に、二十四日掾大伴池主、敬_レ和遊_ニ覽布勢水海_ニ賦一首並一絶としるせるも、二十四日は、次上の歌につきたることにて、池上敬和たる歌の後には、四月二十六日とあれば、これも左註と見誤りたるなり、十八卷に、十七日大伴家持先妻、不_レ待_ニ夫君_ニ之使_ニ自來時歌一首とあるは、少昨先妻、不_レ待_ニ夫君_ニ之喚使_ニ自來時、大伴家持作歌とあるべきを、あしく見て誤りたるものなり、又末に、二月十一日、守大伴家持、忽起_ニ風雨_ニ不_レ得_ニ辭去_ニ作歌一首とあるは、何の訓とも通_レえがたし、本條によるに、二月十八日、縁_レ檢_ニ察墾田地_ニ事_ニ宿_ニ礪波郡主帳多治比部北里之家_ニ于時忽起_ニ風雨_ニ不_レ得_ニ辭去_ニ大伴家持作歌とあるべきを、略過たる題しざまなり、十九卷の目録に、三形沙彌左大臣歌二首としるせるは、本條に、長歌一首反歌一首ありて、其左註に、右二首歌者三形沙彌、承_ニ贈左大臣藤原北卿之語_ニ作誦之也、云々とあれば、其さまにあるべきを見誤りて、三形沙彌と云が、左大臣の姓名のごと思はれて、何ともきこえぬ題詞になれるなり、其次に、七月十七日越中守家持、時遷_ニ任少納言_ニ作_ニ悲別歌_ニ贈_ニ

貽朝集使掾久米廣繩館二首としるせるは、本條に、以七月十七日遷任少納言、仍作悲別歌、贈貽朝集使掾久米朝臣廣繩之館二首としるし、小序ありて一首の歌を載、後に八月四日贈之とあれば、そのさまにしるすべきを、やがて七月十七日に贈りたるごときこゆるかきさまなり、廿卷の目錄に、陳防人悲別之情歌一首並短歌、同二十三日兵部少輔大伴宿禰家持三首としるしたるは、本條に、陳防人悲別之情歌一首並短歌と題して、左に長歌一首短歌四首を載て、その後二月二十三日、兵部少輔大伴宿禰家持と記したるをあしく見て、短歌、四首の中、一首は長歌の反歌、三首は二月二十三日によめるものと心得たるより、かく題せるなり、されば陳防人云々歌一首並短歌にて事たれるを、同二十三日云々の目錄は、いたづらに衍れるなり、その下に、防人等の歌を載たるに、上丁那珂郡檜前舍人石前之妻、大伴部眞足女一首と云より、妻物部刀自賣一首と云まで、十二人の名をしるして、其次に、二月二十日、武藏國部領防人使、掾正六位上安曇宿禰三國進歌數二十首とあるは誤なり、上の檜前舍人石前之妻より、物部刀自賣が歌まで十二首は、三國が進れる歌の中なれば、別に擧べきよしなきを、左の昔年防人歌の題をしるさずして、歌の左に註せるゆゑに見まがひて、二月二十日武藏國云々とあるを、昔年防人歌の題と心得たるより、かく記せるなり、かゝる類の混亂なほ許多なり、細に云ときはかぎりもなし、其は熟本條の意を得たらむ人は、引合見て知るべきことなり、かくて今卷々の目錄のさまを考わたすに、十五卷までは、いみじき混雜はすくなきかたにて、十六卷より下はなほ許多なり、さるは上にも云たるごとく、眞觀本などには、十五卷まで目錄ありて、十六卷より下はなしとある、其は十五卷まで物して、十六卷以下は業を卒ざりしとおぼゆるに、その十五卷までは、やゝ委く本條を考合てしるせるが、いさゝか正しき方なりけむからに、仙覺などが校へ正してしるせるに、そのよしとおもふをうつし、十六卷より下は、いづれもをさなくつたなかりしを、委く訂しあへずして、うつしつたへしゆゑにも有べし、さはいへど今傳はる目錄も、仙覺などよりは前に出たるものにて、中には本條の題詞に考合すべきことの、たえてなきにしもあらねば、其は時として考合すべきたづきとなることは、其處に引合おきつるを、なべては今傳るところの目錄は、固有のものにあらざれば、すべてたのみがたきことがちなれば、捨てとらずして、今新に本條を考合て、目錄を造りつるなり、なほ余がつくれる目錄に疑あらむ人は、本條を照し考へて、其みだりならざることを知べし

○萬葉集卷第一、歌數八十二首(長十五、短六十七)
雜歌(長十五、短六十七)
泊瀬朝倉宮御宇天皇代
天皇御製歌(長一)
高市岡本宮御宇天皇代
天皇登香具山望國之時御製歌(長一)
天皇遊獵内野之時中皇命使間人連老獻歌(長一、短一)
幸讚岐國安益郡之時軍王見山作歌(長一、短一)
明日香川原宮御宇天皇代
額田王歌(短一)
後岡本宮御宇天皇代

貽朝集使掾久米廣繩館二首としるせるは、本條に、以七月十七日遷任少納言、仍作悲別歌、贈貽朝集使掾久米朝臣廣繩之館二首としるし、小序ありて一首の歌を載、後に八月四日贈之とあれば、そのさまにしるすべきを、やがて七月十七日に贈りたるごときこゆるかきさまなり、廿卷の目錄に、陳防人悲別之情歌一首並短歌、同二十三日兵部少輔大伴宿禰家持三首としるしたるは、本條に、陳防人悲別之情歌一首並短歌と題して、左に長歌一首短歌四首を載て、その後二月二十三日、兵部少輔大伴宿禰家持と記したるをあしく見て、短歌、四首の中、一首は長歌の反歌、三首は二月二十三日によめるものと心得たるより、かく題せるなり、されば陳防人云々歌一首並短歌にて事たれるを、同二十三日云々の目錄は、いたづらに衍れるなり、その下に、防人等の歌を載たるに、上丁那珂郡檜前舍人石前之妻、大伴部眞足女一首と云より、妻物部刀自賣一首と云まで、十二人の名をしるして、其次に、二月二十日、武藏國部領防人使、掾正六位上安曇宿禰三國進歌數二十首とあるは誤なり、上の檜前舍人石前之妻より、物部刀自賣が歌まで十二首は、三國が進れる歌の中なれば、別に擧べきよしなきを、左の昔年防人歌の題をしるさずして、歌の左に註せるゆゑに見まがひて、二月二十日武藏國云々とあるを、昔年防人歌の題と心得たるより、かく記せるなり、かゝる類の混亂なほ許多なり、細に云ときはかぎりもなし、其は熟本條の意を得たらむ人は、引合見て知るべきことなり、かくて今卷々の目錄のさまを考わたすに、十五卷までは、いみじき混雜はすくなきかたにて、十六卷より下はなほ許多なり、さるは上にも云たるごとく、眞觀本などには、十五卷まで目錄ありて、十六卷より下はなしとある、其は十五卷まで物して、十六卷以下は業を卒ざりしとおぼゆるに、その十五卷までは、やゝ委く本條を考合てしるせるが、いさゝか正しき方なりけむからに、仙覺などが校へ正してしるせるに、そのよしとおもふをうつし、十六卷より下は、いづれもをさなくつたなかりしを、委く訂しあへずして、うつしつたへしゆゑにも有べし、さはいへど今傳はる目錄も、仙覺などよりは前に出たるものにて、中には本條の題詞に考合すべきことの、たえてなきにしもあらねば、其は時として考合すべきたづきとなることは、其處に引合おきつるを、なべては今傳るところの目錄は、固有のものにあらざれば、すべてたのみがたきことがちなれば、捨てとらずして、今新に本條を考合て、目錄を造りつるなり、なほ余がつくれる目錄に疑あらむ人は、本條を照し考へて、其みだりならざることを知べし

額田王歌(短一)

幸于紀溫泉之時額田王作歌(短一)

中皇命往于紀伊溫泉之時御歌(短三)

中大兄三山御歌(長一、短二)

近江大津宮御宇天皇代

天皇詔內大臣藤原朝臣競憐春山萬花之艷秋山千葉之彩時額田王以歌判之歌(長一)

額田王下近江國時作歌(長一、短一)

井戶王即和歌(短一)

天皇遊獵蒲生野時額田王作歌(短一)

皇太子答御歌(短一)

明日香清御原御宇天皇代

十市皇女參赴於伊勢神宮時見波多橫山巖吹黃刀自作歌(短二)

麻績王流於伊勢國伊良真島之時(時)人哀傷作歌(短一)

麻績王聞之感傷和歌(短一)

天皇御製歌(長一)

天皇幸于吉野宮時御製歌(短一)

藤原宮御宇天皇代

天皇御製歌(短一)

過近江荒都時柿本朝臣人麿作歌(長一、短二)

高市連黑人感傷近江舊堵作歌(短二)

幸于紀伊國時川島皇子御作歌(短一)

越勢能山時阿閉皇女御作歌(短一)

幸于吉野宮之時柿本朝臣人麿作歌(長二、短二)

幸于伊勢國時歌(短五)

柿本朝臣人麿留京作歌(三)○當麻真人麿妻作歌(一)○石上大臣從駕作歌(一)

輕皇子宿于安騎野時柿本朝臣人麿作歌(長一、短四)

營藤原宮之役民作歌(長一)

從明日香宮遷居藤原宮之後志貴皇子御作歌(短一)

藤原宮御井歌(長一、短一)

太上天皇幸難波宮時歌(短四)

置始東人作歌(一)○高安大島作歌(一)○身人部王作歌(一)○清江娘子進長皇子歌(一)

大寶元年辛丑太上天皇幸于吉野宮時歌(短二)

高市連黑人作歌(一)○坂門人足作歌(一)

三野連入唐時春日藏首老作歌(短一)

山上臣憶良在大唐時憶本鄉歌(短一)

太上天皇幸于紀伊國時調首淡海作歌(短一)

二年壬寅太上天皇幸參河國時歌(短五)
 長忌寸奧麿作歌(一)○高市連黑人作歌(一)○譽謝女王作歌(一)○長皇子御作歌(一)○舍人娘子從
 駕作歌(一)
 慶雲三年丙午幸難波宮時歌(短二)
 志貴皇子御作歌(一)○長皇子御作歌(一)
 大行天皇幸于難波宮時歌(短三)
 忍坂部乙麿作歌(一)○式部卿藤原宇合作歌(一)○長皇子御作歌(一)
 大行天皇幸于吉野宮時歌(短二)
 或云天皇御製歌(一)○長屋王作歌(一)
 (寧)(樂)(宮)(御)(宇)(天)(皇)(代)
 和銅元年戊申天皇御製歌(短一)
 御名部皇女奉和御歌(短一)
 三年庚戌春三月從藤原宮遷于寧樂宮時御輿停長屋原迴望古鄉御作歌(短一)
 [或本] 從藤原宮遷寧樂宮時歌(長一、短一)
 五年壬子夏四月遣長田王于伊勢齋宮山邊御井作歌(短三)
 長皇子與志貴皇子於佐紀宮俱宴歌(短一)
 ○萬葉集卷第二、歌數百三十八首(長十七、短百二十一)
 相聞(長二、短四十九)

難波高津宮御宇天皇代

[磐姫] 皇后思天皇御作歌(短四)

近江大津宮御宇天皇代

天皇賜鏡女王御歌(短一)

鏡女王奉和歌(短一)

內大臣藤原原卿娉鏡女王時鏡女王贈內大臣歌(短一)

內大臣藤原原卿報贈鏡女王歌(短一)

內大臣藤原原卿娶采女安見兒時作歌(短一)

久米禪師娉石川郎女時歌(短五)

大伴宿禰娉巨勢郎女時歌(短一)

巨勢郎女報贈歌(短一)

明日香清御原宮御宇天皇代

天皇賜藤原夫人御歌(短一)

藤原夫人奉和歌(短一)

藤原宮御宇天皇代

大津皇子竊下於伊勢神宮上來時大伯皇女御作歌(短二)

大津皇子贈石川郎女御歌(短一)

石川郎女奉和歌(短一)

大津皇子竊婚石川郎女時津守連通占露其事皇子御作歌(短一)
 日並皇子尊贈石川郎女御歌(短一)
 幸于吉野宮時弓削皇子贈與額田王御歌(短一)
 額田王奉和歌(短一)
 從吉野折取蘿生松柯遣時額田王奉入歌(短一)
 但馬皇女在高市皇子宮時思穗積皇子御作歌(短一)
 勅穗積皇子遣近江志賀山寺時但馬皇女御作歌(短一)
 但馬皇女高市皇子宮時竊接穗積皇子事既形而後御作歌(短一)
 舍人皇子贈(舍)(人)(娘)(子)御歌(短一)
 舍人娘子奉和歌(短一)
 弓削皇子思紀皇女御作歌(短四)
 三方沙彌娶園臣生羽之女未經幾時臥病作歌(短三)
 石川女郎贈大伴宿禰田主歌(短一)
 大伴宿禰田主報贈歌(短一)
 石川女郎更贈大伴宿禰田主歌(短一)
 大津皇子宮侍石川女郎贈大伴宿禰奈磨歌(短一)
 長皇子與皇弟御歌(短一)
 柿本朝臣人磨從石見國別妻上來時歌(長二、短四)

柿本朝臣人磨妻依羅娘子與人磨相別歌(短一)
 挽歌(長十五、短七十二)
 後嗣本宮御宇天皇代
 有間皇子自傷結松枝御歌(短二)
 長忌寸意吉磨見結松哀咽(作)歌(短二)
 山上臣憶良追和歌(短一)
 近江大津宮御宇天皇代
 天皇聖躬不豫之時太后奉御歌(短一)
 天皇崩御之時(倭)太后御作歌(短二)
 天皇崩時婦人作歌(長一)
 天皇大殯之時歌(短三、長一)
 額田王作歌(一)○舍人吉年作歌(一)○太后御作歌(一)○石川夫人作歌(一)
 從山科御陵退散之時額田王作歌(長一)
 明日香清御原宮御宇天皇代
 十市皇女薨時高市皇子尊御作歌(短三)
 天皇崩之時太后御作歌(長一)
 一書太上天皇御製歌(短二、長一)
 藤原宮御宇天皇代

大津皇子薨之後大來皇女從伊勢齋宮上京之時御作歌(短二)
 移葬大津皇子屍於葛城二上山之時大來皇女哀傷御作歌(短二)
 日並皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麿作歌(長一、短二)
 皇子尊宮舍人等慟傷作歌(短二十三)
 (河)(島)(皇)(子)(殯)(宮)(之)(時)柿本朝臣人麿獻泊瀨部皇女〔忍坂部皇子〕歌(長一、短一)
 高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌(長一、短二)
 或書歌(短一)
 弓削皇子薨時置始東人作歌(長一、短一)
 又短歌一首
 明日香皇女木碓殯宮之時柿本朝臣人麿作歌(長一、短二)
 柿本朝臣人麿妻死後泣血哀慟作歌(長二、短四)
 或本歌(短一)
 吉備津采女死時柿本朝臣人麿作歌(長一、短二)
 讚岐(國)狹岑島視石中死人柿本朝臣人麿作歌(長一、短二)
 柿本朝臣人麿在石見國臨死時自傷作歌(短一)
 柿本朝臣人麿死時妻依羅娘子作歌(短二)
 或本歌(短一)
 丹比真人擬柿本朝臣人麿之意報歌(短一)

寧樂宮(御)(宇)(天)(皇)(代)
 和銅元(年)(歲)(次)(戊)(申)但馬皇女薨後穗積皇子冬日雪落遙望御墓悲傷流涕御作歌(短一)
 四年歲次辛亥河邊宮人姬島松原見孃子屍悲歎作歌(短二)
 靈龜元年歲次乙卯秋九月志貴親王薨時作歌(長一)
 (志)(貴)(親)(王)(薨)(後)(悲)(傷)(作)(歌)(短二)
 ○萬葉集第三歌數二百四十七首(長二十二、短二百二十五)
 雜歌(長十三、短百四十)
 天皇御遊雷岳之時柿本朝臣人麿作歌(短一)
 天皇賜志斐姬御歌(短一)
 志斐姬奉和歌(短一)
 長忌寸意吉鷹應詔歌(短一)
 長皇子遊獵獵路野之時柿本朝臣人麿作歌(長一、短一)
 或本歌(短一)
 弓削皇子遊吉野時御歌(短一)
 春日王奉和歌(短一)
 長田王被遣筑紫渡水島之時歌(短二)
 石川大夫和歌(短一)
 又長田王作歌(短一)

- 柿本朝臣人麿歸旅歌(短八)
- 鴨君足人香具山歌(長一、短二)
- 柿本朝臣人麿獻新田部皇子歌(長一、短一)
- 刑部垂麿從近江國上來時作歌(短一)
- 柿本朝臣人麿從近江國上來時至宇治河邊作歌(短二)
- 長忌寸與麿歌(短一)
- 柿本朝臣人麿歌(短一)
- 志貴皇子御歌(短二)
- 長屋王故鄉歌(短二)
- 阿部女郎屋部坂歌(短二)
- 高市連黑人霧旅歌(短八)
- 一本(黑)(人)(妻)(答)(歌)(短一)
- 石川女郎歌(短二)
- 高市連黑人歌(短二)
- 黑人妻答歌(短一)
- 春日藏首老歌(短一)
- 高市連黑人歌(短二)
- 春日藏首老歌(短一)

- 丹比真人笠麿往紀伊國超勢能山時作歌(短一)
- 春日藏首老即和歌(短一)
- 幸志賀時石上卿作歌(短二)
- 穗積朝臣老歌(短一)
- 間人宿禰大浦初月歌(短二)
- 小田事(主)勢能山歌(短二)
- 角兄麿歌(短四)
- 田口益人大夫任上野國司時至駿河國淨見崎作歌(短二)
- 辨基歌(短一)
- 大納言大伴卿歌(短二)
- 長屋王駐馬寧樂山作歌(短二)
- 中納言安倍廣庭卿歌(短一)
- 柿本朝臣人麿下筑紫國時海路作歌(短二)
- 高市連黑人近江舊都歌(短一)
- 幸伊勢國之時安貴王作歌(短一)
- 博通法師往紀伊國見三穗石室作歌(短三)
- 門部王詠東市之樹作歌(短一)
- 梭作村主益人從豐前國上京時作歌(短一)

式部卿藤原宇合卿被使改造難波堵之時作歌(短二)
 土理宣令歌(短二)
 波多朝臣少足歌(短二)
 暮春之月幸芳野離宮時中納言大伴卿奉勅作歌(長一、短二)
 山部宿禰赤人望不盡山(作)歌(長一、短二)
 詠不盡山歌(長一、短二)
 山部宿禰赤人至伊豫溫泉作歌(長一、短二)
 登神岳山部宿禰赤人作歌(長一、短二)
 門部王在難波見漁父燭光作歌(短二)
 或娘子等以裏乾鰯贈通觀僧戲請咒願之時通觀作歌(短二)
 太宰少貳小野老朝臣歌(短二)
 防人司佑大伴四繩歌(短二)
 帥大伴卿歌(短五)
 沙彌滿誓詠縣歌(短一)
 山上臣憶良罷宴歌(短一)
 太宰帥大伴卿讚酒歌(短十三)
 沙彌滿誓歌(短一)
 若湯座王歌(短一)

釋通觀歌(短一)
 日置少老歌(短一)
 生石村主真人歌(短一)
 上古鷹歌(短一)
 山部宿禰赤人歌(短六)
 笠朝臣金村鹽津山作歌(短二)
 角鹿津乘船時笠朝臣金村作歌(長一、短二)
 石上大夫歌(短一)
 (姓)(名)和歌(短一)
 安部廣庭卿歌(短二)
 出雲守門部王思京歌(短二)
 山部宿禰赤人登春日野作歌(長一、短二)
 石上乙鷹朝臣歌(短一)
 湧原王芳野作歌(短一)
 湯原王宴席歌(短二)
 山部宿禰赤人詠故太政大臣藤原家之山池歌(短二)
 大伴坂上郎女祭神歌(長一、短二)
 筑紫娘子贈行旅歌(短一)

- 登筑波岳丹比真人國人作歌(長一、短二)
- 山部宿禰赤人歌(短二)
- (詠)仙柘枝歌(短三)
- 羈旅歌(長一、短一)
- 譬喻歌(短二十七)
- 紀皇女御歌(短一)
- 造筑紫觀世音寺別當沙彌滿誓歌(短二)
- 太宰大監大伴宿禰百代梅歌(短二)
- 滿誓沙彌月歌(短一)
- 金明軍歌(短一)
- 笠女郎贈大伴宿禰家持歌(短三)
- 藤原朝臣八束梅歌(短二)
- 大伴宿禰駿河鷹梅歌(短一)
- 大伴坂上郎女宴親族之日吟歌(短二)
- 大伴宿禰駿河鷹即和歌(短二)
- 大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌(短二)

〔脫文〕
娘子報佐伯宿禰赤鷹贈歌(短一)

- 佐伯宿禰赤鷹更贈歌(短一)
- 娘子復報歌(短一)
- 大伴宿禰駿河鷹娉同坂上家之二嬢歌(短二)
- 大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌(短一)
- 大伴宿禰駿河鷹(贈)(同)(坂)(上)(家)(之)(一)(二)(嬢)歌(短一)
- 大伴坂上郎女橋歌(短一)
- (大)(伴)(宿)(禰)(駿)(河)(鷹)和歌(短一)
- 市原王歌(短一)
- (姓)(名)(歌)(短二)
- 大綱公人主宴吟歌(短二)
- 大伴宿禰家持歌(短一)
- 挽歌(長九、短五十八)
- 上宮聖德皇子出遊竹原井之時見龍田山死人悲傷御作歌(短二)
- 大津皇子被死之時磐余池陂流涕御作歌(短二)
- 河內玉葬豐前國鏡山之時手持女王作歌(短三)
- 石田王卒之時丹生王作歌(長一、短二)
- 同石田王卒之時山前王哀傷作歌(長一)
- 或本歌(短二)

柿本朝臣人麿見香具山屍悲働作歌(短一)
 田口廣鷹死之時刑部垂鷹作歌(短一)
 土形娘子火葬泊瀨山時柿本朝臣人麿作歌(短二)
 溺死出雲娘子火葬吉野時柿本朝臣人麿作歌(短二)
 過勝鹿真間娘子墓時山部宿禰赤人作歌(長一、短二)
 和銅四年辛亥(過)(三)(穗)(浦)(時)(姓)(名)(作)(歌)(短二)
 神龜五年戊辰太宰帥大伴卿思戀故人歌(短三)
 六年己巳左大臣長屋王賜死之後倉橋部女王作歌(短一)
 悲傷膳部王歌(短一)
 天平元年己巳攝津國班田史生丈部龍鷹自經死之時判官大伴宿禰三中作歌(長一、短二)
 二年庚午冬十二月太宰帥大伴卿向京上道之時作歌(短五)
 還入故鄉家即作歌(短三)
 三年辛未秋七月大納言大伴卿薨之時歌(短六)
 金明軍作歌(五)○內禮正縣大養宿禰人上作歌(一)
 七年乙亥大伴坂上郎女悲嘆尼理願死去作歌(長一、短二)
 十一年己卯夏六月大伴宿禰家持悲傷亡妾作歌(短一)
 弟大伴宿禰書持即和歌(短一)
 又家持見砌上罹麥花作歌(短一)

移朔而後悲嘆秋風家持作歌(短一)
 又家持作歌(長一、短三)
 悲緒未息更作歌(短五)
 十六年甲申春二月安積皇子薨之時內舍人大伴宿禰家持作歌(長二、短四)
 悲傷死妻高橋朝臣作歌(長一、短二)
 ○萬葉集卷第四、歌數三百九首(長七、旋頭一、短三百一)
 相聞(長七、旋頭一、短三百一)
 難波天皇妹奉上山跡皇兄御歌(短一)
 岳本天皇御製歌(長一、短二)
 額田王思近江天皇作歌(短一)
 鏡女王作歌(短一)
 吹黃刀自歌(短二)
 田部忌寸櫟子任太宰時歌(短四)
 舍人千年歌(一)○田部忌寸櫟子歌(三)
 柿本朝臣人麿歌(短四)
 碁檀越往伊勢國時留妻作歌(短一)
 柿本朝臣人麿歌(短三)
 柿本朝臣人麿妻歌(短一)

安部女郎歌(短二)
 駿河媛女歌(短一)
 三方沙彌歌(短一)
 丹比真人笠磨下筑紫國時作歌(長一、短二)
 幸伊勢國時當麻呂大夫妻作歌(短一)
 草孃歌(短一)
 志貴皇子御歌(短一)
 阿部女郎歌(短一)
 中臣朝臣東人贈阿部女郎歌(短一)
 阿部女郎答歌(短一)
 大納言兼大將軍大伴卿歌(短一)
 石川郎女歌(短一)
 大伴女郎歌(短一)
 後人追加歌(短一)
 藤原宇合大夫遷任上京時常陸娘子贈歌(短一)
 京職大夫藤原大夫賜大伴(坂)(上)郎女歌(短三)
 大伴(坂)(上)郎女和歌(短四)
 又大伴坂上郎女歌(旋頭一)

天皇賜海上女王御歌(短一)
 海上女王奉和歌(短一)
 大伴宿奈磨宿禰歌(短二)
 安貴王歌(長一、短一)
 門部王戀歌(短一)
 高田女王贈今城王歌(短六)
 神龜元年甲子冬十月幸紀伊國之時爲贈從駕人所詠娘子笠朝臣金村作歌(長一、短二)
 二年乙丑春三月幸三香原離宮之時得娘子笠朝臣金村作歌(長一、短二)
 五年戊辰太宰少貳石川足人朝臣遷任餞于筑前國蘆城驛家歌(短三)
 大伴宿禰三依歌(短二)
 丹生女王贈太宰帥大伴卿歌(短二)
 太宰帥大伴卿贈大貳丹比縣守卿遷任民部卿歌(短一)
 賀茂女王贈大伴宿禰三依歌(短一)
 土師宿禰水通從筑紫上京海路作歌(短二)
 太宰大監大伴宿禰百人戀歌(短四)
 大伴坂上郎女歌(短二)
 賀茂女王歌(短一)
 太宰大監大伴宿禰百代等贈驛使歌(短二)

大監大伴宿禰萬代歌 一〇少典山口忌寸若鷹歌(一)
 太宰帥大伴卿被任大納言臨入京之時府官人等餞卿筑前國蘆城驛家歌(短四)
 筑前掾門部連右足(一)〇大典麻田連陽春(二)〇防人佑大伴四網(一)
 太宰帥大伴卿上京之後沙彌滿誓贈卿歌(短二)
 大納言大伴卿和歌(短二)
 太宰帥大伴卿上京之後筑後守葛井連大成悲歎作歌(短二)
 大納言大伴卿新袍贈攝津大夫高安王歌(短一)
 大伴宿禰三依悲別歌(短一)
 金明軍與大伴宿禰家持歌(短二)

〔脫文〕

大伴坂上家之大嬢報贈大伴宿禰家持歌(短四)
 大伴坂上郎女歌(短一)
 大伴宿禰稻公贈田村大嬢歌(短一)
 笠女郎贈大伴宿禰家持歌(短二十四)
 大伴宿禰家持和歌(短二)
 山口女王贈大伴宿禰家持歌(短五)
 大神女郎贈大伴宿禰家持歌(短一)
 大伴坂上郎女怨恨歌(長一、短一)

西海道節度使判官佐伯宿禰東人妻贈夫君歌(短一)
 佐伯宿禰東人和歌(短一)

池邊王宴誦歌(短一)

天皇思酒人女王御製歌(短一)

高安王裏鮒贈娘子歌(短一)

八代女王獻天皇歌(短一)

佐伯宿禰赤鷹(贈)(娘)(子)歌(短二)

娘子報贈佐伯宿禰赤鷹歌(短一)

佐伯宿禰赤鷹和歌(短一)

大伴四網宴席歌(短一)

湯原王贈娘子歌(短二)

娘子報贈歌(短二)

湯原王亦贈歌(短二)

娘子復報贈歌(短二)

湯原王亦贈歌(短一)

娘子復報贈歌(短一)

湯原王亦贈歌(短一)

娘子復報贈歌(短一)

- 湯原王歌(短一)
- 紀女郎怨恨歌(短三)
- 大伴宿禰駿河鷹歌(短一)
- 大伴坂上郎女歌(短一)
- 大伴宿禰駿河鷹歌(短一)
- 大伴坂上郎女歌(短一)
- 大伴宿禰三依離復相歡歌(短一)
- 大伴坂上郎女歌(短二)
- 大伴宿禰駿河鷹歌(短三)
- 大伴坂上郎女歌(短六)
- 市原玉歌(短一)
- 安都宿禰年足歌(短一)
- 大伴宿禰像見歌(短一)
- 安倍朝臣蟲鷹歌(短一)
- 大伴坂上郎女歌(短二)
- 厚見王歌(短一)
- 春日王歌(短一)
- (娘)(子)(歌)湯原王歌(短一)

- (湯)(原)(王)(和歌)(短一)
- 安倍朝臣蟲鷹歌(短一)
- 大伴坂上郎女歌(短二)
- 中臣女郎贈大伴宿禰家持歌(短五)
- 大伴宿禰家持與交遊久別歌(短三)
- 大伴坂上郎女歌(短七)
- 大伴宿禰三依悲別歌(短一)
- 大伴宿禰家持贈娘子歌(短二)
- 大伴宿禰千室歌(短一)
- 廣河女王歌(短二)
- 石川朝臣廣成歌(短一)
- 大伴宿禰像見歌(短三)
- 大伴宿禰家持到娘子之門作歌(短一)
- 河內百枝娘子贈大伴宿禰家持歌(短二)
- 巫部麻蘇娘子歌(短二)
- 大伴宿禰家持贈童女歌(短一)
- 童女來報歌(短一)
- 粟田娘子贈大伴宿禰家持歌(短二)

豐前國娘子大宅女歌(短一)
安都扉娘子歌(短一)
丹波大女娘子歌(短三)
大伴宿禰家持贈娘子歌(短七)
獻天皇歌(短一)
大伴宿禰家持歌(短一)
大伴坂上郎女從跡見庄贈賜留宅女子大嬢歌(長二、短二)
獻天皇歌(短二)

大伴宿禰家持贈坂上家大嬢歌(短二)

大伴坂上大嬢贈大伴宿禰家持歌(短三)

又大伴宿禰家持和歌(短三)

同坂上大嬢贈家持歌(短二)

又家持和坂上大嬢歌(短一)

同大嬢贈家持歌(短二)

又家持和坂上大嬢歌(短二)

更大伴宿禰家持贈坂上大嬢歌(短十五)

大伴田村家之大嬢贈妹坂上大嬢歌(短四)

大伴坂上郎女從竹田庄贈賜女子大嬢歌(短二)

紀女郎贈大伴宿禰家持歌(短二)

大伴宿禰家持和歌(短一)

在久邇京思留寧樂宅坂上大嬢大伴宿禰家持作歌(短一)

藤原郎女聞之即和歌(短一)

大伴宿禰家持更贈大嬢歌(短二)

〔脫文〕

大伴宿禰家持報贈紀女郎歌(短一)

大伴宿禰家持從久邇京贈坂上大嬢歌(短五)

大伴宿禰家持贈紀女郎歌(短一)

紀女郎報贈家持歌(短一)

大伴宿禰家持更贈女郎歌(短五)

紀女郎裏物贈友歌(短一)

大伴宿禰家持贈娘子歌(短三)

大伴宿禰家持報贈藤原久須磨歌(短三)

又家持贈藤原朝臣久須磨歌(短二)

藤原朝臣久須磨來報歌(短二)

○萬葉集卷第五、歌數百十四首(長十、短百四)
雜歌(長十、短百四)

太宰帥大伴卿報凶問歌并序(短一)

(筑)(前)(守)(山)(上)(臣)(憶)(良)(悲)(傷)(亡)(妻)(詩)(并)(序)

日本挽歌(長一、短五)

令反惑情歌并序(長一、短一)

思子等歌并序(長一、短一)

哀世間難住歌并序(長一、短一)

太宰帥大伴卿相聞歌(短二)

(官)(氏)(報)(歌)(短二)

帥大伴卿梧桐日本琴贈中衛大將藤原卿歌(短二)

中衛大將藤原卿報歌(短一)

山上臣憶良詠鎮懷石歌并序(長一、短一)

安太宰帥大伴卿宅梅花歌并序(短三十二)

員外思故卿歌(短二)

後追和梅花歌(短四)

遊於松浦河贈答歌并序(短八)

後人追和之歌(短三)

吉田連宜答和之歌(短四)

山上臣憶良松浦歌(短三)

詠領中應嶺歌(短一)

後人追和歌(短一)

最後人追和歌(短二)

最々後人追和歌(短二)

書殿餞酒日倭歌(短四)

敢布私懷歌(短三)

三島王後追和松浦佐用嬪面歌(短一)

大典麻田連陽春爲大伴君熊凝述志歌(短三)

筑前國司守山上憶良敬和爲熊凝述其志歌并序(長一、短五)

貧窮問答歌(長一、短三)

好去好來歌(長一、短二)

沉痾自哀文

悲歎俗道假合即離易去難留詩并序

老身重病經年辛苦及思兒等歌(長一、短四)

戀男子名古日歌(長一、短二)

○萬葉集卷第六、歌數百六十首(長二十七、旋頭一、短百三十二)

雜歌(長二十七、旋頭一、短百三十二)

養老七年癸亥夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌(長一、短二)

或本歌(短三)

車持朝臣千年作歌(長一、短一)
或本歌(短二)

神龜元年甲子冬十月五日幸于紀伊國時山部宿禰赤人作歌(長一、短二)

二年乙丑夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌(長一、短二)

山部宿禰赤人作歌(長二、短三)

冬十月幸于難波宮時笠朝臣金村作歌(長一、短二)

車持朝臣千年作歌(長一、短一)

山部宿禰赤人作歌(長一、短一)

三年丙寅秋九月十五日幸於播磨國印南野時笠朝臣金村作歌(長一、短二)

山部宿禰赤人作歌(長一、短三)

過辛荷島時山部宿禰赤人作歌(長一、短三)

過敏馬浦時山部宿禰赤人作歌(長一、短一)

四年丁卯春正月勅諸王諸臣子等散禁於授刀寮時作歌(長一、短二)

五年戊辰幸于難波宮時作歌(短四)

膳王歌(短一)

太宰少貳石川朝臣足人歌(短一)

帥大伴卿和歌(短一)

冬十一月太宰官人等奉拜香椎廣訖退歸之時馬駐于香椎浦各述懷作歌(短三)

帥大伴卿歌(一) ○大貳小野老朝臣歌(一) ○農前守宇努首男人歌(一)

帥大伴卿遙思芳野離宮作歌(短二)

帥大伴卿宿次田溫泉聞鶴喧作歌(短二)

天平二年庚午勅遣擢駿馬使大伴道足宿禰時歌(短一)

冬十一月大伴坂上郎女發帥家上道超筑前國宗形郡名兒山之時作歌(長一)

同坂上郎女向京海路見濱貝作歌(短二)

冬十二月太宰帥大伴卿上京之時娘子作歌(短二)

大納言大伴卿和歌(短二)

三年辛未大納言大伴卿在寧樂家思故鄉作歌(短二)

四年壬申藤原宇合卿遣西海道節度使之時高橋連蟲鷹作歌(長一、短一)

天皇賜酒節度使卿等御歌(長一、短一)

中納言安倍廣庭卿歌(短一)

五年癸酉超草香山時神社忌寸老鷹作歌(短二)

山上臣憶良沉痾之時(作)歌(短一)

大伴坂上郎女與姪家持從佐保還歸西宅歌(短二)

安倍朝臣蟲月歌(短一)

大伴坂上郎女月歌(短一)

豐前國娘子月歌(短一)

湯原王月歌(短一)
 藤原八束朝臣月歌(短二)
 市原王安禱父安貴王歌(短一)
 湯原王打酒歌(短一)
 紀朝臣鹿人跡見茂岡之松樹歌(短一)
 同鹿人至泊瀨河邊作歌(短一)
 大伴坂上郎女詠元興寺之里歌(短一)
 同坂上郎女初月歌(短一)
 大伴宿禰家持初月歌(短一)
 大伴坂上郎女宴親族歌(短一)
 六年甲戌海犬養宿禰岡麿應詔(作)歌(短一)
 春三月幸于難波宮之時歌(短六)
 作者未詳歌(一) 船王歌(一) ○守部王歌(二) ○山部宿禰赤人歌(一) ○安倍朝臣豐繼歌(一)
 筑後守外從五位下葛井連大成遙見海人釣船作歌(短一)
 按作村主益人歌(短一)
 八年丙子夏六月幸于芳野離宮之時山部宿禰赤人應詔作歌(長一、短一)
 市原王悲獨子歌(短一)
 忌部首麿黑恨友除來歌(短一)

冬十一月左大辨葛城王等賜姓橘氏之時御製歌(短一)
 橘宿禰奈良麿應詔歌(短一)
 冬十二月十二日歌儻所之諸王臣子等集葛井連廣成家宴歌(短二)
 九年丁丑春正月橘少卿并諸大夫等集彈正尹門部王家宴歌(短二)
 門部王歌(一) ○橘宿禰文成歌(一)
 榎井王後追和歌(短一)
 春二月諸大夫等集左少辨巨勢宿奈麿朝臣家宴歌(短一)
 夏四月大伴坂上郎女奉拜賀茂神社之時便超相坂山望見近江海而晚頭還來作歌(短一)
 十年戊寅元興寺之僧自嘆歌(旋頭一)
 石上乙麿卿配土佐國之時歌(長三、短一)
 (石)(上)(乙)(麿)(卿)(妻)(歌)(長二)(石)(上)(乙)(麿)(卿)(歌)(長一、短一)
 秋八月二十日宴右大臣橘家歌(短四)
 長門守巨曾倍對馬朝臣歌(一) ○右大臣和歌(一) 故豐島采女歌(二)
 十一年己卯天皇遊搗高圓野之時小獸泄走堵里之中於是適值勇士生而見獲卽以此獸獻上御在所
 副歌(短一)
 十二年庚辰冬十月依太宰少貳藤原朝臣廣嗣謀反發軍幸于伊勢國之時河口行宮內舍人大伴宿禰
 家持作歌(短一)
 天皇御製歌(短一)

丹比屋主真人歌(短一)

獨殘行宮大伴宿禰家持作歌(短二)

美濃國多藝行宮大伴宿禰東人作歌(短一)

大伴宿禰家持作歌(短一)

不破行宮大伴宿禰家持作歌(短一)

十五年癸未秋八月十六日內舍人大伴宿禰家持讚久邇京作歌(短二)

高丘河內連歌(短二)

安積親王安左少辨藤原八束朝臣家之日內舍人大伴宿禰家持作歌(短二)

十六年甲申春正月五日諸卿大夫等集安倍蟲麿朝臣家宴歌(短一)

同月十一日登活道岡集一株松下飲歌(短二)

市原王歌(一)○大伴宿禰家持歌(一)

傷惜寧樂京荒墟作歌(短三)

悲寧樂京故鄉作歌(長一、短二)

讚久邇新京歌(長二、短七)

春日悲傷三香原荒墟作歌(長一、短二)

難波宮作歌(長一、短二)

過敏馬浦時作歌(長一、短二)

○萬葉集卷第七、歌數三百四十九首(旋頭二十六、短三百二十三)

雜調(旋頭二十五、短二百三)

○詠天(短一)○詠月(短十八)○詠雲(短三)○詠雨(短二)○詠山(短七)○詠岳(短一)○詠河(短十六)○詠

露(短一)○詠花(短二)○詠葉(短二)○詠蘿(短一)○詠草(短一)○詠鳥(短三)○思故鄉(短二)○詠井(短

二)○詠倭琴(短一)○芳野作(短五)○山背作(短五)○攝津作(短二十一)○躋旅作(短九十一)○問答(短

四)○臨時(短十二)○就所發思(旋頭一、短二)○寄物發思(旋頭二十四)○行路(短一)

譬喻歌(旋頭一、短百七)

寄衣(短八)○寄絲(短一)○寄日本琴(短一)○寄弓(短二)○寄玉(短十六)○寄山(短五)○寄木(短八)○寄

草(短十七)○寄花(短七)○寄稻(短一)○寄鳥(短一)○寄獸(短一)○寄雲(短一)○寄雷(短一)○寄雨(短二)

○寄月(短四)○寄赤土(短一)○寄神(旋頭一、短二)○寄河(短七)○寄埋木(短一)○寄海(短九)○寄浦沙

(短二)○寄藻(短四)○寄船(短五)

挽歌(短十三)

雜挽(短十三)

○萬葉集卷第八、歌數二百四十六(長六、旋頭三、短二百三十七)

春雜歌(長二、短二十八)

志貴皇子權御歌(短一)

鏡女王歌(短一)

駿河采女歌(短一)

尾張連歌(短二)

中納言阿倍廣庭卿歌(短二)
 山部宿禰赤人歌(短四)
 草香山歌(長一)
 櫻花歌(長一、短一)
 山部宿禰赤人歌(短一)
 大伴坂上郎女柳歌(短二)
 大伴宿禰三林梅歌(短一)
 厚見王歌(短一)
 大伴宿禰村上梅歌(短二)
 大伴宿禰駿河鷹歌(短一)
 中臣朝臣武良自歌(短一)
 河邊朝臣東人歌(短一)
 大伴宿禰家持鶯歌(短一)
 大藏少輔丹比屋主真人歌(短一)
 丹比真人乙鷹歌(短一)
 高田女王歌(短一)
 大伴坂上郎女歌(短一)
 大伴宿禰家持春鶉歌(短一)

大伴坂上郎女歌(短一)
 春相聞(長一、短十六)
 大伴宿禰家持贈坂上家之大嬢歌(短一)
 大伴田村家之大嬢與妹坂上大嬢歌(短一)
 大伴宿禰(家)(持)(贈)坂上郎女歌(短一)
 笠女郎贈大伴家持歌(短一)
 紀女郎歌(短一)
 天平五年癸酉春閏三月笠朝臣金村贈入唐使歌(長一、短二)
 藤原朝臣廣嗣櫻花贈娘子歌(短一)
 娘子和歌(短一)
 厚見王贈久米女郎歌(短一)
 久米女郎報贈歌(短一)
 紀女郎折攀合歡花(并)茅花贈大伴宿禰家持歌(短二)
 大伴家持贈和歌(短二)
 大伴家持贈坂上大嬢歌(短一)
 夏雜歌(短三十三)
 藤原夫人歌(短一)
 志貴皇子歌(短一)

- 弓削皇子御歌(短二)
- 小治田廣瀨王霍公鳥歌(短二)
- 沙彌霍公鳥歌(短二)
- 刀理宣令歌(短一)
- 山部宿禰赤人歌(短二)
- 式部大輔石上堅魚朝臣歌(短二)
- 太宰帥大伴卿和歌(短二)
- 大伴坂上郎女思筑紫大城山歌(短二)
- 大伴坂上郎女霍公鳥歌(短二)
- 小治田朝臣廣耳歌(短一)
- 大伴家持霍公鳥歌(短二)
- 大伴家持橘歌(短一)
- 大伴家持晚蟬歌(短一)
- 大伴書持歌(短二)
- 大伴清繩歌(短一)
- 庵君諸立歌(短一)
- 大伴坂上郎女歌(短一)
- 大伴家持唐棣花歌(短一)

- 大伴家持恨霍公鳥晚喧歌(短二)
- 大伴家持權霍公鳥歌(短二)
- 大伴家持惜橘花歌(短一)
- 大伴家持霍公鳥歌(短一)
- 大伴家持雨日聞霍公鳥喧歌(短二)
- 遊行女婦橘歌(短一)
- 大伴村上橘歌(短一)
- 大伴家持霍公鳥歌(短二)
- 大伴家持石竹花歌(短一)
- 惜不登筑波山歌(短一)
- 夏相聞(長一、短十二)
- 大伴坂上郎女歌(短一)
- 大伴四繩宴吟歌(短一)
- 大伴坂上郎女歌(短一)
- 小治田朝臣廣耳歌(短一)
- 大伴坂上郎女歌(短一)
- 紀朝臣豐河歌(短一)
- 高安(王)歌(短一)

大神女郎贈大伴家持歌(短一)
 大伴田村大嬢與妹坂上大嬢歌(短二)
 大伴家持攀橘花贈坂上大嬢歌(長一、短二)
 大伴家持贈紀郎女歌(短一)
 秋雜歌(長一、短九十一、旋頭三)
 崗本天皇御製歌(短二)
 大津皇子御歌(短一)
 穗積皇子御歌(短二)
 但馬皇女御歌(短一)
 山部王惜秋葉歌(短二)
 長屋王歌(短一)
 山上臣憶良七夕歌(長一、短十一)
 太宰諸卿大夫(并)官人等宴筑前國蘆城驛家歌(短二)
 笠朝臣金村伊香山作歌(短二)
 石川朝臣老夫歌(短一)
 藤原宇合卿歌(短一)
 緣達師歌(短一)
 山上臣憶良詠秋野花歌(短一、旋頭一)

天皇御製歌(短二)
 太宰帥大伴卿歌(短二)
 三原王歌(短一)
 湯原王七夕歌(短二)
 市原王七夕歌(短一)
 藤原朝臣八束歌(旋頭一)
 大伴坂上郎女晚芽子歌(短一)
 典鑄正紀朝臣鹿人至衛門大尉大伴宿禰稻公跡見庄作歌(旋頭二)
 湯原王鳴鹿歌(短一)
 市原王歌(短一)
 湯原王蜷蛭歌(短一)
 衛門大尉大伴宿禰稻公歌(短二)
 大伴家持和歌(短一)
 安貴王歌(短一)
 忌部首黑鷹歌(短一)
 故鄉豐浦寺之尼私房宴歌(短三)
 丹比真人國人歌(一)○沙彌尼等歌(二)
 大伴坂上郎女跡見田莊作歌(短二)

巫部麻蘇娘子鴈歌(短二)
大伴家持和歌(短一)
日置長枝娘子歌(短二)
大伴家持和歌(短一)
大伴家持秋歌(短四)
藤原朝臣八束歌(短二)
大伴家持白露歌(短二)
大伴利上歌(短二)
右大臣橘家宴歌(短七)

作者名闕歌(二)○長門守巨曾倍朝臣津島歌(一)○阿倍朝臣蟲麿歌(二)○文忌寸馬養歌(二)
橘朝臣奈良麿結集宴歌(短十一)

養宿禰持男歌(二)○久米女王歌(二)○長忌寸娘歌(二)○內舍人縣犬養宿禰吉男歌(二)○縣犬
歌(二)○內舍人大伴宿禰家持歌(一)

大伴坂上郎女竹田庄作歌(短二)
皇后宮之維摩講佛前唱歌(短二)
大伴宿禰像見歌(短一)

大伴宿禰家持到娘子門作歌(短一)

大伴宿禰家持秋歌(短三)

內舍人石川朝臣廣成歌(短二)

大伴宿禰家持鹿鳴歌(短二)

大原真人今城傷惜寧樂故鄉歌(短二)

大伴宿禰家持歌(短一)

秋相聞(長一、短二十九)

額田王思近江天皇作歌(短二)

鏡女王作歌(短二)

弓削皇子御歌(短一)

丹比真人歌(短二)

丹生女王贈太宰帥大伴卿歌(短二)

笠縫女王歌(短一)

石川賀係女郎歌(短二)

賀茂女王歌(短一)

遠江守櫻井王奉天皇歌(短二)

天皇賜報和御歌(短一)

笠女郎贈大伴宿禰家持歌(短二)

山口女王贈大伴宿禰家持歌(短二)

- 湯原贈娘子歌(短一)
- 大伴家持至姑坂上郎女竹田庄作歌(短一)
- 大伴坂上郎女和歌(短一)
- 巫部麻蘇娘子歌(短一)
- 大伴田村大嬢與妹坂上大嬢歌(短一)
- 坂上大嬢秋稻蔦贈大伴宿禰家持歌(短一)
- 大伴宿禰家持報贈歌(短一)
- 又報脫著身衣贈家持歌(短一)
- 大伴宿禰家持攀非時藤花(并)芽子黃葉二物贈坂上大嬢歌(短二)
- 大伴宿禰家持贈坂上大嬢歌(長一、短一)
- 大伴宿禰家持贈安倍女郎歌(短一)
- 大伴宿禰家持從久邇京贈留寧樂宅坂上大嬢歌(短二)
- 或者贈尼歌(短二)
- 尼作頭句并大伴宿禰家持所詠尼續末句等和歌(短一)
- 冬雜歌(短十九)
- 舍人娘子雪歌(短一)
- 太上天皇御製歌(短一)
- 天皇御製歌(短一)

- 太宰帥大伴卿冬日見雪憶京歌(短一)
- 太宰帥大伴卿梅歌(短一)
- 角朝臣廣辨雪梅歌(短一)
- 安倍朝臣奧道雪歌(短一)
- 若櫻部朝臣君足雪歌(短一)
- 三野連石守梅歌(短一)
- 巨勢朝臣宿柰鷹雪歌(短一)
- 小治田朝臣東鷹雪歌(短一)
- 忌部首黑鷹雪歌(短一)
- 紀少鹿女郎梅歌(短一)
- 大伴宿禰家持雪梅歌(短一)
- 御在西池邊肆宴歌(短一)
- 大伴坂上郎女歌(短一)
- 池田廣津娘子梅歌(短一)
- 縣大養娘子依梅發思歌(短一)
- 大伴坂上郎女雪歌(短一)
- 冬相聞(短九)
- 三國真人足歌(短一)

大伴坂上郎女歌(短二)
(姓)(名)和歌(短一)
藤原皇后奉天皇御歌(短二)
池田廣津娘子歌(短一)
大伴宿禰駿河鷹歌(短一)
紀少鹿女郎歌(短一)
大伴田村大娘與妹坂上大娘歌(短二)
大伴宿禰家持歌(短一)

○萬葉集卷第九、歌數百四十八首(長二十二、旋頭一、短百二十五)

雜歌(長十二、旋頭一、短八十九)

泊瀨朝倉宮御宇天皇御製歌(短一)

崗本宮御宇天皇幸紀伊國時歌(短二)

大寶元年辛丑冬十月太上天皇大行天皇幸紀伊國時歌(短十三)

後人歌(短二)

獻忍壁皇子歌(短一)

獻舍人皇子歌(短二)

泉河邊間人宿禰作歌(短二)

驚坂作歌(短一)

名木河作歌(短二)

高島作歌(短二)

紀伊國作歌(短二)

驚坂作歌(短一)

泉河作歌(短一)

名木河作歌(短三)

宇治河作歌(短二)

獻弓削皇子歌(短三)

獻舍人皇子歌(短二)

舍人皇子御歌(短一)

驚坂作歌(短一)

泉河邊作歌(短一)

獻弓削皇子歌(短二)

〔題闕歌〕(短二)

登筑波山詠月(歌)(短二)

幸芳野離宮時歌(短二)

槐本歌(短一)

山上歌(短一)

- 春日歌(短一)
- 高市歌(短一)
- 春日藏歌(短二)
- 元仁歌(短三)
- 絹歌(短一)
- 島足歌(短一)
- 麻呂歌(短一)
- 丹比真人歌(短二)
- (某)(娘)(子)和歌(短二)
- 石河卿歌(短一)
- 宇合卿歌(短三)
- 碁師歌(短二)
- 小辨歌(短一)
- 伊保麻呂歌(短一)
- 式部大倭芳野作歌(短一)
- 兵部川原歌(短一)
- 詠上總末珠名娘子歌(長一、短二)
- 詠水江浦島子歌(長一、短一)

- 見河內大橋獨去娘子歌(長一、短二)
- 見武藏小崎沼鴨作歌(旋頭一)
- 那賀郡曝井歌(短一)
- 手網濱歌(短二)
- (慶)(雲)(三)(年)(丙)(午)春三月諸卿大夫等下難波時歌(長二、短二)
- 難波經宿明日還來之時歌(長一、短一)
- 檢稅使大伴卿登筑波山時歌(長一、短二)
- 詠霍公鳥歌(長一、短一)
- 登筑波山歌(長一、短一)
- 登筑波嶺爲耀歌會日作歌(長一、短二)
- 詠鳴鹿歌(長一、短一)
- 沙彌女王歌(短一)
- 七夕歌(長一、短一)
- 相聞(長五、短二十四)
- 振田向宿禰退筑紫國時歌(短二)
- 拔氣大首任筑紫時娶豐前國娘子親兒作歌(短三)
- 大神大夫任長門守時集三輪河邊宴歌(短二)
- 大神大夫任筑紫國時阿倍大夫作歌(短一)

獻弓削皇子歌(短一)
 獻舍人皇子歌(短二)
 石河大夫遷任上京時播磨娘子贈歌(短二)
 藤井連遷任上京時娘子贈歌(短一)
 藤井連和歌(短一)
 鹿島郡苅野橋別大伴卿歌(長一、短一)
 與妻歌(短一)
 妻和歌(短一)
 贈入唐使歌(短一)
 神龜五年戊辰秋八月(作)歌(長一、短一)
 天平元年己巳冬十二月(作)歌(長一、短二)
 五年癸酉遣唐使船發難波入海之時親母贈子歌(長一、短一)
 思娘子作歌(長一、短二)
 挽歌(長五、短十二)
 宇治若郎子宮所歌(短一)
 紀伊國作歌(短四)
 過足柄坂見死人作歌(長一)
 過葦屋處女墓時作歌(長一、短二)

哀弟死去作歌(長一、短二)
 詠勝鹿真間娘子歌(長一、短二)
 見菟原處女墓(作)歌(長一、短二)
 ○萬葉集卷第十、歌數五百三十七首(長三、旋頭四、短五百三十)
 春雜歌(短七十六、旋頭二)
 雜歌(短七)○詠鳥(旋頭一、短十三)○詠雪(短十一)○詠霞(短三)○詠柳(短八)○詠花(旋頭一、短二十)○詠月(短三)○詠雨(短一)○詠河(短一)○詠煙(短一)○野遊(短四)○歎舊(短二)○權逢(短一)○譬喻歌(短一)
 春相聞(短四十六)
 相聞(短七)○寄鳥(短二)○寄花(短九)○寄霜(短一)○寄霞(短六)○寄雨(短四)○寄草(短三)○寄松(短一)○寄雲(短一)○贈獲(短一)○悲別(短一)○問答(短十)
 夏雜歌(長一、短四十一)
 詠鳥(長一、短二十六)○詠蟬(短一)○詠榛(短一)○詠花(短十)○問答(短二)○譬喻歌(短一)
 夏相聞(短十七)
 寄鳥(短三)○寄蟬(短一)○寄草(短四)○寄花(短七)○寄露(短一)○寄日(短一)
 秋雜歌(長二、短二百四十)
 七夕(長二、短九十六)○詠花(短三十四)○詠雁(短十三)○詠鹿鳴(短十六)○詠蟬(短一)○詠蟋蟀(短三)
 ○詠蝦(短五)○詠鳥(短二)○詠露(短九)○詠山(短一)○詠黃葉(短四十一)○詠水田(短三)○詠河(短一)

- 詠月(短七)○詠風(短三)○詠芳(短一)○詠雨(短四)○詠霜(短一)
- 秋相聞(短七十一、旋頭二)
- 相聞(短五)○寄水田(短八)○寄露(短八)○寄風(短二)○寄雨(短二)○寄蟋蟀(旋頭一、短一)○寄蝦(短一)○寄鴈(短一)○寄鹿(短二)○寄鶴(短一)○寄草(旋頭一、短一)○寄花(短二十三)○寄山(短一)○寄黃葉(短三)○寄月(短三)○寄夜(短三)○寄衣(短一)○問答(短四)○譬喻歌(短一)
- 冬雜歌(短二十一)
- 雜歌(短四)○詠雪(短九)○詠花(短五)○詠露(短一)○詠黃葉(短一)○詠月(短一)
- 冬相聞(短十八)
- 相聞(短二)○寄露(短一)○寄霜(短一)○寄雪(短十二)○寄花(短一)○寄夜(短一)
- 萬葉集卷第十一、歌數四百九十首(旋頭十七、短四百七十三)
- 古今相聞往來歌類上(旋頭十七、短四百七十三)
- (相聞)(旋頭十七)○正述心緒(短百四十九)○寄物陳思(短二百八十二)○問答(短二十九)○譬喻(短十三)
- 萬葉集卷第十二、歌數三百八十一首(短)
- 古今相聞往來歌類下(短三百八十一)
- 正述心緒(短百十一)○寄物陳思(短百五十)○問答歌(短二十六)○羈旅發思(短五十三)○悲別歌(短三十一)
- (悲)(別)問答(短十)
- 萬葉集卷第十三、歌數百二十七首(長六十六、短六十、旋頭一)
- 雜歌(長十六、短十、旋頭一)

- 相聞(長二十九、短二十八)
- 問答(長七、短十一)
- 譬喻歌(長一)
- 挽歌(長十三、短十一)
- 萬葉集卷第十四、歌數二百三十首(短)
- 東歌
- 雜歌(五)
- 上總國歌(一)○下總國歌(一)○常陸國歌(二)○信濃國歌(一)
- 相聞(七十六)
- 遠江國歌(二)○駿河國歌(五)○伊豆國歌(一)○相模國歌(十二)○武藏國歌(九)○上總國歌(二)○下總國歌(四)○常陸國歌(十)○信濃國歌(四)○上野國歌(二十二)○下野國歌(二)○陸奧國歌(三)
- 譬喻歌(九)
- 遠江國歌(一)○駿河國歌(一)○相模國歌(三)○上野國歌(三)○陸奧國歌(一)
- 雜歌(十七)
- 未勘國歌(十七)
- 相聞(百十七)
- 未勘國歌(百十二)未勘國防人(悲)(別)歌(五)
- 喻譬歌(五)

未勘國歌(五)

挽歌(一)

未勘國歌(一)

○萬葉集卷第十五、歌數二百八首(長五、旋頭三、短二百)

天平八年丙子夏六月遣新羅國之時使人等各悲別贈答及海路之上慟情陳思作歌(並)當所誦詠之古詩(長五、旋頭三、短百三十七)

贈答(短十一)○秦間滿歌(短一)○慙還私家陳思歌(短一)○臨發之時作歌(短三)○乘船入海路上作歌(短

八)○當所誦詠古歌(短十)○備後國水調郡長井浦泊泊之夜作歌(旋頭一、短二)○安藝國風速浦泊泊之

夜作歌(短二)○長門島船泊磯邊作歌(短五)○從長門浦泊出之夜仰觀月光作歌(短三)○古挽歌(長一、短

一)○屬物發思歌(長一、短二)○周防國珂玖郡麻里布浦行之時作歌(短八)○過大島鳴門而經再宿之後

追作歌(短二)○熊毛浦船泊之夜作歌(短四)○佐婆海中忽遭逆風漲浪漂流經宿而後幸得順風到著豐前

國下毛郡分間浦於是追怕艱難悽惻作歌(短七、旋頭一)○至筑紫館遙望本鄉悽愴作歌(短四)○七夕仰觀

天漢各陳所思作歌(短三)○海邊望月作歌(短八、旋頭一)○到筑前國志麻郡之漢亭船泊經三日各陳心緒

作歌(短六)○引津亭船泊之時作歌(短七)○肥前國松浦郡泊島亭船泊之夜各慟旅心作歌(短七)○到壹

岐島雪連宅滿忽遇鬼病死去之時作歌(長三、短六)○到對馬島淺茅浦泊泊之時各陳慟心作歌(短三)○竹

敷浦泊泊之時各陳心緒作歌(短十八)○回來筑紫海路入京到播磨國家島之時作歌(短五)

中臣朝臣宅守娶藏部女甥狹野茅上娘子之時勅斷流罪配越前國也於是夫婦相嘆易別難會各陳慟情贈答

歌(短六十三)

臨別娘子悲歎作歌(短四)○中臣朝臣宅守上道作歌(短四)○至配所中臣朝臣宅守作歌(短十四)○娘子

留京悲傷作歌(短九)○(在)(配)(所)中臣朝臣宅守(贈)(歌)(短十三)○娘子和贈(歌)(短八)○中臣朝

臣宅守更贈歌(短二)○娘子和贈歌(短二)○中臣朝臣宅守寄花鳥陳思作歌(短七)

○萬葉集卷第十六、歌數百三首(長九、旋頭三、短九十一)

有由緣雜歌(長九、短九十一、旋頭三)

娘子字櫻兒經死之時壯士等哀慟作歌(短二)

娘子字縵兒沒水之時壯士等哀傷作歌(短三)

竹取翁贈九箇娘子歌(長一、短二)

娘子等和歌(短九)

娘子贈與其夫歌(短一)

壯士自遠境還來之時其妻姿容疲羸于時流涕口號歌(短一)

娘子聞夫君歌應聲和歌(短一)

娘子贈其夫歌(短二)

葛城王遣于陸奧國之時國司祇承緩怠王意不悅於是前采女捧觴詠歌(短二)

野遊之時鄙人讚嘆其婦美貌作歌(短二)

壯士還賜寄物之時娘子怨恨作歌(短二)

夫君更娶他妻正身不來徒贈裹物因此娘子怨恨作歌(短一)

車持氏娘子臨死戀夫君歌(長一、短一)

或本歌(短一)
壯士贈娘子之父母歌(短一)
答歌(短一)
穗積親王安飲之日誦歌(短一)
河村王安居之時誦歌(短二)
小鯛王安居之日吟歌(短二)
兒部女王唾尺度氏娘子歌(短一)
古歌(短一)

長忌寸意吉磨歌(短八)

(詠)(銚)(子)(湯)(櫟)(檜)(橋)(狐)(歌)(一)〇〇詠行騰蔓菁食薦屋樑歌(一)〇〇詠荷葉歌(一)〇〇詠雙
六頭子歌(一)〇〇詠香塔厠屎耐奴歌(一)〇〇詠酢醬蒜鯛水葱歌(一)〇〇棗玉掃鎌天木香棗歌(一)〇〇詠白
鷲啄木飛歌(一)

忌部首詠數種物歌(短一)

境部王詠數種物歌(短一)

作者未詳(詠)(數)(種)(物)(歌)(短一)

婦人獻新田部親王歌(短一)

消奈行文大夫謗佞人歌(短一)

佐荷葉歌(短一)

安倍朝臣子祖父無心所著歌(短二)

池田朝臣噉大神朝臣奧守歌(短一)

大神朝臣奧守報噉歌(短一)

平群朝臣噉噉穗積朝臣歌(短一)

穗積朝臣和歌(短一)

土師宿禰水通噉噉巨勢朝臣豐人黑色歌(短一)

巨勢朝臣豐人答歌(短一)

戲噉僧歌(短一)

法師報歌(短一)

忍部首黑磨夢裡作歌(短一)

厭世間無常歌(短二、旋頭一)

詠藐姑射山歌(短一)

大伴宿禰家持戲噉吉田連老歌(短二)

高宮王詠數種物歌(短二)

戀夫君歌(短一)

戀歌(短二)

悲傷筑前國志賀白水郎沒海作歌(短十)

無名歌(長一、短一)

豐前國白水郎歌(短一)

豐後國白水郎歌(短一)

能登國歌(短三)

越中國歌(短二、旋頭二)

乞食者詠歌(長二)

怕物歌(短三)

○萬葉集卷第十七、歌數百四十二首(長十四、旋頭一、短百二十七)

天平二年庚午冬十一月太宰帥大伴卿被任大納言上京之時陪從人等別取海路入京於是悲傷羈旅各陳所
心作歌(短十)

三野連石守歌(一)○作者不寐歌(九)

十年七月七日之夜大伴宿禰家持獨仰天漢聊述懷歌(短二)

十二年十一月九日大伴宿禰家持追和太宰之時梅花新歌(短六)

十三年二月右馬寮頭境部宿禰老鷹讚三香原新都歌(長一、短一)

四月二日大伴宿禰書持詠霍公鳥贈兄家持歌(短二)

四月三日大伴宿禰家持報歌(短三)

田口朝臣馬長思霍公鳥歌(短一)

山都宿禰赤人詠春鶯歌(短一)

十六年四月五日大伴宿禰家持獨居平城故宅作歌(短六)

十八年正月白雪多零於時左大臣橘卿率王卿等參入太上天皇御在所作歌(短五)

左大臣橘宿禰應詔歌(一)○紀朝臣清人應詔歌(一)○紀朝臣男梶應詔歌(一)○葛井連諸會應詔歌

(一)○大伴宿禰家持應詔歌(一)

七月越中守大伴宿禰家持赴任所時姑大伴坂上郎女贈家持歌(短二)

更贈越中國歌(短二)

平羣氏女郎贈越中守大伴宿禰家持歌(短十二)

八月七日夜集于守大伴宿禰家持館宴歌(短九)

守大伴宿禰家持歌(四)○掾大伴宿禰池主歌(四)○大目秦忌寸八千鳥歌(一)

大原高安真人歌(短一)

【題闕歌】(短三)

守大伴宿禰家持歌(二)○史生土師宿禰道良歌(一)

大目秦忌寸八千鳥之館宴歌(短一)

九月二十五日守大伴宿禰家持哀傷長逝之弟歌(長一、短二)

十一月守大伴宿禰家持相歡歌(短二)

十九年二月二十日守大伴宿禰家持臥病悲傷作歌(長一、短二)

二十年二月二十九日守大伴宿禰家持贈掾大伴宿禰池主悲歌(短二)

(三)(月)(二)(日)(掾)(大)(伴)(宿)(禰)(池)(主)(報)(守)(大)(伴)(宿)(禰)(家)(持)(歌)(短)(二)

(三)(月)(三)(日)(守)(大)(伴)(宿)(禰)(家)(持)更贈歌(長一、短三)

(三)(月)(四)(日)(掾)(大)(伴)(宿)(禰)(池)(主)(贈)(守)(大)(伴)(宿)(禰)(家)(持)晚春三日遊覽
七言詩

〔脫文〕

(三)(月)(五)(日)(掾)(大)(伴)(宿)(禰)(池)(主)(報)(贈)(歌)(長一、短二)

(三)(月)(五)(日)(守)(大)(伴)(宿)(禰)(家)(持)(更)(報)(詩)(并)(歌)(短二)

三月二十日夜大伴宿禰家持述戀緒歌(長一、短四)

三月二十九日大伴宿禰家持立夏既經累日未聞霍公鳥喧因恨作歌(短二)

三月三十日大伴宿禰家持二上山歌(長一、短二)

四月十六日夜裏遙聞霍公鳥喧大伴宿禰家持作歌(短一)

四月二十日大目秦忌寸八千鳥之館餞守大伴宿禰家持宴歌(短二)

四月二十四日守大伴宿禰家持遊覽布勢水海歌(長一、短一)

同日掾大伴宿禰池主之館餞稅帳使守大伴宿禰家持宴詞(并)古歌(短四)

大伴宿禰家持歌(二)○介內藏忌寸繩磨歌(一)○石川朝臣水通橋歌(一)

同日守大伴宿禰家持館飲宴歌(短一)

四月二十七日大伴宿禰家持立山歌(長一、短二)

四月二十八日掾大伴宿禰池主敬和立山歌(長一、短二)

四月三十日守大伴宿禰家持入京漸近悲情難發述懷贈掾大伴宿禰池主歌(長一、短一)

五月二日掾大伴宿禰池主報贈歌(長一、短二)

九月二十六日大伴宿禰家持思放逸鷹夢見感悅作歌(長一、短四)

高市連黑人歌(短一)

二十(一)年正月二十九日大伴宿禰家持作歌(短四)

大伴宿禰家持依春出舉巡行諸郡當時所屬目作歌(短八、旋頭一)

礪波郡雄神河邊作(短一)○婦負郡渡鷗坂河(邊)時作(短一)○見潛鷗人作(短一)○新河郡渡延槻河時

作(短一)○赴參氣多大神宮行海邊之時作(短一)○能登郡從香島津發船射於熊來村往時作(旋頭一、

短一)○鳳至郡渡饒石河之時作(短一)○從珠洲郡發船還太沼郡之時泊長濱灣仰見月光作(短一)

大伴宿禰家持怨鶯晚啼歌(短一)

大伴宿禰家持造酒歌(短一)

○萬葉集卷第十八、歌數百七首(長十、短九十七)

天平二十(一)年春三月二十三日左大臣橘家之使者造酒司令史田邊福磨饗于守大伴宿禰家持館爰作新

歌并便誦古詠各述心緒(短十二)

田邊史福磨歌(三)○古歌(一)○于時期云明日將遊覽布勢水海仍述懷各作歌(田邊史福磨歌)(二)○

大伴宿禰家持歌(二)○古歌(一)

二十五日大伴宿禰家持往布勢水海道中馬上口號(短二)

至水海遊覽之時各述懷作歌(短六)

田邊史福磨歌(二)○大伴宿禰家持歌(二)○掾久米朝臣廣繩歌(一)○遊行女婦土師歌(一)

二十六日掾久米朝臣廣繩之館饗田邊史福磨宴歌(短四)
 田邊史福磨歌(一)○久米朝臣廣繩歌(一)○大伴宿禰家持歌(一)
 太上皇御在於難波宮之時歌(短七)
 左大臣橘宿禰歌(一)○御製歌(三)○河內女王歌(一)○粟田女王歌(一)○作者未詳歌(三)
 大伴宿禰家持後追和橘歌(短二)
 山上臣射水郡驛館之屋柱題著歌(短一)
 大伴宿禰家持館饗宴僧清見之時主人詠庭中牛麥花歌(短一)
 大伴宿禰家持重作歌(短二)
 三月十五日越前國掾大伴宿禰池主來贈歌(短三)
 三月十六日越中國守大伴宿禰家持報贈歌(短四)
 四月一日掾久米朝臣廣繩之館宴歌(短四)
 大伴宿禰家持歌(一)○遊行女婦土師歌(一)○羽咋郡擬主帳能登臣乙美歌(一)
 姑大伴坂上郎女來贈越中守大伴宿禰家持歌(短二)
 越中守大伴宿禰家持報歌(短二)
 又別所心歌(短一)
 天平感寶元年五月五日饗東大寺之占墾地使僧平榮等于時守大伴宿禰家持送酒僧歌(短一)
 九日諸僚會少目秦伊美吉石竹之館飲宴於時主人造百合花縵三枚疊置豆器捧贈賓客各賦此縵作歌(短三)
 守大伴宿禰家持歌(二)○介內藏伊美吉縵磨歌(一)

十日大伴宿禰家持獨居偃裏遙聞霍公鳥喧作歌(長一、短三)
 大伴宿禰家持行英遠浦之日作歌(短一)
 十二日大伴宿禰家持賀陸奧國出金詔書歌(短三)
 為幸行芳野離宮之時大伴宿禰家持儲作歌(長一、短二)
 十四日大伴宿禰家持為贈京家願真珠歌(長一、短四)
 十五日大伴宿禰家持教喻史生尾張少咋歌(長一、短三)
 十七日少咋先妻不待夫君之喚使自來時大伴宿禰家持作歌(短一)
 閏五月二十三日大伴宿禰家持橘歌(長一、短一)
 二十六日大伴宿禰家持詠庭中花歌(長一、短二)
 二十七日去天平二十年掾久米朝臣廣繩入京今日還到本仍守大伴宿禰家持作歌(長一、短三)
 聞霍公鳥喧作歌(短一)
 二十八日為向京之時見貴人及相美人飲宴之日述懷大伴宿禰家持儲作歌(短二)
 六月朔日晚頭忽見雨雲之氣大伴宿禰家持作歌(長一、短一)
 四日大伴宿禰家持賀雨落歌(短一)
 七月七日大伴宿禰家持仰見天漢作歌(長一、短二)
 天平勝寶元年十一月十二日越前國掾大伴宿禰池主來贈越中國守大伴宿禰家持戲歌(短四)
 十二月十五日更來贈歌(短二)
 十二月宴席大伴宿禰家持詠月雪梅花歌(短一)

少目秦伊美吉石竹館宴時守大伴宿禰家持作歌(短一)

二年正月二日於國廳給饗諸郡司等宴時大伴宿禰家持作歌(短二)

五日判官久米朝臣廣繩之館宴時大伴宿禰家持作歌(短一)

二月十八日緣檢察墾田地事宿禰波郡主帳多治比部北里之家于時忽起風雨不得辭去大伴宿禰家持作歌(短一)

○萬葉集卷第十九、歌數百五十四首(長二十三、短百三十一)

卷末に註して云、此卷中不稱作者名字、徒錄年月所處緣起者、皆大伴宿禰家持裁作歌也とあり、此卷おほくは、家持郷の歌なるが故に、わづらはしく名字を記さずして、其由を終にことわりたるなり

天平勝寶二年三月一日之暮詠桃李花歌(短二)

見翻翔鳴作歌(短一)

二日攀柳黛思京師歌(短一)

攀折堅香子草花歌(短一)

見歸鴈歌(短二)

夜裏聞千鳥喧歌(短二)

聞曉鳴鴉歌(短二)

遙聞沂江船人唱歌(短三)

三日守大伴宿禰家持之館宴歌(短三)

八日詠白大鷹歌(長一、短一) 潜隱歌(長一、短一)

九日擬出舉之政行於舊江村道上屬目物花之詠并與中作之歌(長二、短五)

過澁溪崎見巖上樹歌(短一)○悲世間無常歌(長一、短二)○豫作七夕歌(短一)○慕振勇士之名歌(長一、短二)

二十日鷹霍公鳥并時花歌(長一、短二)

爲家婦贈在京尊母所詠作歌(長一、短二)

二十四日應立夏節因此二十三日思霍公鳥曉喧作歌(短二)

贈京丹比家歌(短一)

二十七日追和筑紫太宰之時春苑梅歌(短一)

詠霍公鳥歌(短二)

四月三日贈越前判官大伴宿禰池主霍公鳥歌(長一、短二)

不飽感霍公鳥之情述懷作歌(長一、短三)

五日從京師贈來歌(短一)

詠山振花歌(長一、短一)

六日遊覽布勢水海作歌(長一、短一)

九日贈水鳥越前判官大伴宿禰池主歌(長一、短二)

詠霍公鳥(并)藤花歌(長一、短一)

更怨霍公鳥啼晚歌(短三)

贈京人歌(短二)

十二日遊覽布勢水海船泊於多祢灣望見藤花各述懷作歌(短八)

守大伴宿禰家持歌(一)○次官內藏忌寸繩磨歌(一)○判官久米朝臣廣繩歌(一)○久米朝臣繼磨歌

(一)○久米朝臣廣繩恨霍公鳥不喧歌(一)○見攀折保寶葉歌(講師僧惠行(一)守大伴宿禰家持

(一)○守大伴宿禰家持還時濱上仰見月光歌(一)

二十一日贈判官久米朝臣廣繩霍公鳥怨恨歌(長一、短一)

二十三日掾久米朝臣廣繩和歌(長一、短一)

五月六日追和處女墓歌(長一、短一)

贈京丹比家歌(短一)

二十七日大伴宿禰家持弔鞞南右大臣家藤原二郎之喪慈母患挽歌(長一、短二)

霜雨晴日作歌(短一)

見漁夫火光歌(短一)

六月十五日見芽子早花作歌(短一)

大伴坂上郎女從京師來贈女子大嬢歌(長一、短一)

九月三日宴歌(短二)

掾久米朝臣廣繩歌(一)○守大伴宿禰家持歌(一)

十月五日河邊朝臣東人傳誦藤原皇后御歌(短一)

十六日饒朝集使少目秦伊美吉石竹時作歌(短一)

十一月雪日作歌(短一)

三形沙彌歌(長一、短一)

三年(天平勝寶)正月二日大伴宿禰家持館宴時零雪殊多即主人作歌(短一)

三日介內藏忌寸繩磨館宴時歌(短五)

大伴宿禰家持歌(一)○于時積雪彫成重巖之趣奇巧綵發草樹之花屬此久米朝臣廣繩作歌(一)○遊行

女婦蒲生娘子歌(一)○于是諸人酒酣更深鷄鳴因此主人內藏伊美吉繩磨作歌(一)○守大伴宿禰家持

和歌(一)

太政大臣藤原家之縣犬養命婦奉天皇歌(短一)

作主未詳悲傷死妻歌(長一、短一)

二月三日會集于守館宴作歌(短一)

四月十六日詠霍公鳥歌(短一)

春日祭神之日藤原太后賜入唐大使藤原朝臣清河御歌(短一)

大使藤原朝臣清河歌(短一)

大納言藤原家錢入唐使等宴日歌(短三)

主人卿歌(一)○民部少輔多治(比)真人土作歌(一)○大使藤原朝臣清河歌(一)

天平五年贈入唐使歌(長一、短一)

阿倍朝臣老人遣唐時奉母悲別歌(短一)

八月四日以七月十七日遷任少納言仍作悲別之歌贈貽朝集使掾久米朝臣廣繩之館(短二)

同日取八月五日應入京師因此設國厨之饌於介內藏伊美吉繩磨館錢之時大伴宿禰家持作歌(短一)

五日平旦上道射水郡大領安努君廣島門前預設饌錢之時大伴宿禰家持和內藏伊美吉繩磨捧盞之歌

(短一)

正稅帳使掾久米朝臣廣繩事畢退任適遇於越前國掾大伴宿禰池主之館時廣繩賜芽子花作歌(短一)

大伴宿禰家持和歌(短一)

向京路上依興預作侍宴應詔歌(長一、短一)

爲壽左大臣橘卿預作歌(短一)

十月二十二日於左大辨紀飯麿朝臣家宴歌(短三)

治部卿船王傳誦久邇京都時歌(一)○左中辨中臣朝臣清麿傳誦古京時歌(一)○少納言大伴宿禰家持

詠梨黃葉歌(一)

四年(天平勝寶)二月二日聞之壬申年之亂平定以後歌(短二)

大將軍贈右大臣大伴卿歌(一)○作者未詳歌(一)

閏三月(勝寶四年)於衛門督大伴古慈悲宿禰家餞入唐副使同胡麿宿禰等歌(短二)

此二首は、當時のことなれど、家持卿其宴に參らずして、人の傳誦るを聞て記されたる故に、左註はあるなるべし

多治比真人鷹主歌(一)○作主未詳歌(一)(右件歌傳誦大伴宿禰村上同清繼等是也)

勅從四位上高麗朝臣福信遣於難波賜酒肴入唐使藤原朝臣清河等御歌(長一、短一)

閏三月丙辰、召遣唐使副使已上、於內裏詔節刀とあれば、其後のことなるべし

爲應詔儲作歌(長一、短一)

天皇太后共幸於大納言藤原家之日賜黃葉澤蘭於大納言藤原卿(并)陪從大夫等御歌(短一)

十一月八日太上天皇在於左大臣橘朝臣宅肆宴歌(短四)

太上天皇御製(一)○左大臣橘卿歌(一)○右大辨藤原八束朝臣歌(一)○少納言大伴宿禰家持歌(一)

二十五日新嘗會肆宴應詔歌(短六)

大納言巨勢朝臣歌(一)○式部卿石川年足朝臣歌(一)○從三位文屋智奴麿真人歌(一)○右大辨藤原

八束朝臣歌(一)○大和國守藤原永手朝臣歌(一)○少納言大伴宿禰家持歌(一)

二十七日林王宅錢但馬按察使橘奈良麿朝臣宴歌(短三)

治部卿船王歌(一)○右京少進大伴宿禰黑麿歌(一)○少納言大伴宿禰家持歌(一)

五年正月四日於治部少輔石上朝臣宅嗣家宴歌(短三)

主人石上朝臣宅嗣歌(一)○中務大輔茨田王歌(一)○大膳大夫道祖王歌(一)

十一日大雪落積因述拙懷歌(短三)

十二日侍於內裏聞千鳥喧作歌(短一)

二月十九日於左大臣橘家宴見攀折柳條歌(短一)

二十三日依興作歌(短二)

二十五日詠鶴鶉歌(短一)

○萬葉集卷第二十、歌數二百二十四首(長六、短二百十八)

幸行於山村之歌(短二)

先太上天皇御口號(一)○舍人親王應詔奉和御歌(一)

天平勝寶五年八月十二日二三大夫等各提壺酒登高圓野聊述所心作歌(短一)

左京少進大伴宿禰池主歌(一)○左中辨中臣清麿朝臣歌(一)○少納言大伴宿禰家持歌(一)

六年正月四日氏族人等賀葉集于少納言大伴宿禰家持宅宴飲歌(短三)

左兵衛督大伴宿禰千室誦古今未詳歌(一)○民部少丞大伴宿禰村上誦古今未詳歌(一)○左京少進大伴宿禰池主歌(一)

七日天皇太上天皇皇太后於東常宮南大殿肆宴時播磨國守安宿王奏古今未詳歌(短二)

三月十九日家持之庄門槻樹下宴飲歌(短二)

置始連長谷歌(一)○長谷攀花提壺到來因是大伴宿禰家持和歌(一)

二十五日左大臣橘卿宴于山田御母之宅時少納言大伴家持賜時花作歌(短一)

四月大伴宿禰家持詠霍公鳥歌(短一)

(七)(月)(七)(日)(夕)大伴宿禰家持獨仰天漢作歌(短八)

二十八日大伴宿禰家持作歌(短一)

兵部少輔大伴宿禰家持獨憶秋野聊述拙懷作歌(短六)

天平勝寶七歲乙未二月相替遣筑紫諸國防人等歌(短十)

國造丁長下郡物部秋持歌(一)○主帳丁龜玉郡若倭部身磨歌(一)○防人山名郡文部真磨歌(一)○同郡文部川相歌(一)○佐野郡文部黑當歌(一)○同郡生玉部足國歌(一)○長下郡物部古磨歌(一)○右七

首二月六日防人部領使遠江國史生坂本朝臣人上進(某)(郡)助丁文部造人磨歌(一)○足下郡上丁丹

比部人國歌(一)○鎌倉郡上丁丸子連多磨歌(一)○右三首二月七日相模國防人部領使守從五位下藤原

朝臣宿奈磨進

八日兵部少輔大伴宿禰家持追痛防人悲別之心作歌(長一、短二)

九日大伴宿禰家持重作歌(短三)

(諸)(國)(防)(人)(等)(歌)(短二十三)

上丁有度部牛磨歌(一)○助丁生部道磨歌(一)○刑部虫磨歌(一)○川原虫磨歌(一)○文部足磨歌(一)

○坂田部首磨歌(一)○玉作部廣目歌(一)○商長首磨歌(一)○春日部磨歌(一)○文部稻磨歌(一)

右十首二月七日駿河國防人部領使守從五位下布勢朝臣人主實九日進

國造丁日下部使主三中交歌(一)○國造丁日下部使主三中歌(一)○助丁刑部直三野歌(一)○(主)帳

丁若麻績部諸人歌(一)○望陀郡上丁玉作部國忍歌(一)○天羽郡上丁文郎鳥歌(一)○朝夷郡上丁丸

子連大歲歌(一)○長狹郡上丁文部與呂磨歌(一)○武射郡上丁文部山代歌(一)○山邊郡上丁物部乎

刀良歌(一)○市原郡上丁刑部直千國歌(一)○種泚郡上丁物部龍歌(一)○長柄郡上丁若麻績部羊歌

(一)○右十三首二月九日上總國防人部領使少目從七位下茨田連沙彌磨進

十三日兵部少輔大伴宿禰家持陳私拙懷歌(長一、短二)

(諸)(國)(防)(人)(等)(歌)(長一、短三十一)

城郡若舍人部廣足歌(短二)○信太郡物部道足歌(短二)○茨城村占部小龍歌(短一)○久慈郡丸子部佐

壯歌(短一)○都賀郡上丁大舍人部千文歌(短二)○助丁占部廣方歌(短一)○倭文部可良磨歌(長一)○右

十首二月十四日常陸國部領防人使大目正七位上息長真人國鳥進

火長今奉部與會布歌(短一)○火長大田部荒耳歌(短一)○火物部真鳥歌(短一)○寒川郡上丁川上巨老

歌(短一)○津守宿禰小黑栖歌(短一)○都賀郡上丁中臣部足國歌(短一)○足利郡上丁大舍人部禰磨

歌(短一)○梁田郡上丁大田部三成歌(一)○河內郡上丁神麻績部島磨歌(短一)○那須郡上丁大伴部

廣成歌(短一)○鹽屋郡上丁丈部是人歌(短一)右十一首二月十四日下野國防人部領使正六位上田口朝臣大戶進

助丁海上郡海上國造他田日奉直得大理歌(短二)○葛飭郡私部石鳥歌(短一)○結城郡矢作部眞長歌(短一)○千葉郡大田部是人歌(短一)○占部虫鷹歌(短一)○印波郡丈部直大歲歌(短二)○鳥郡刑部志加鷹歌(短一)○結城郡忍海部五百鷹歌(短一)○埴生郡大伴部麻與佐歌(短一)○結城郡雀部廣島歌(短一)○相馬郡大伴部子羊歌(短一)右十一首二月十六日下總國防人部領使少目從七位下縣犬養宿禰淨人進

十七日兵部少輔大伴宿禰家持獨惜龍田山櫻花歌(短一)

同日又獨見江水浮漂糞怨恨貝玉不依作歌(短一)

同日又在館門見江南美女作歌(短一)

十九日兵部少輔大伴宿禰家持爲防人情陳思作歌(長一、短二)

(諸)(國)(防)(人)(等)(歌)(短七)

國造小縣郡他田舍人大鳥歌(一)○主帳埴科郡神人部子忍男歌(一)○小長谷部笠鷹歌(一)右三首

二月二十二日信濃國防人部領使(官)(位)(姓)(名)進

助丁上毛野牛甘歌(一)○朝倉益人歌(一)○大伴部節鷹歌(一)○池田部子磐前歌(一)右四首二月

二十三日兵部少輔大伴宿禰家持陳防人悲別之情歌(長一、短四)

(諸)(國)(防)(人)(等)(歌)(短二十)

上丁那珂郡檜前舍人石前之妻大伴眞足女歌(一)○助丁秩父郡大伴部少歲歌(一)○主帳在原郡物部

歲德歌(一)○妻棕椅部刀自賣和歌(一)○豐島郡上丁棕椅部荒虫之妻宇遲部黑女歌(一)在原郡上

丁物部廣足歌(一)○橘樹郡上丁物部眞根歌(一)○妻棕椅部弟女和歌(一)○都筑郡上丁服部於田

歌(一)○妻服部皆女和歌(一)○埼玉郡上丁藤原部等母鷹歌(一)○妻物部刀自賣和歌(一)

右十二首二月二十日(幾)武藏國部領防人使掾正六位上安曇宿禰三國進

昔年防人歌(八)(刑部少錄正七位上磐余伊美吉諸君抄寫贈兵部少輔大伴宿禰家持)

三月三日檢校防人勅使并兵部使人等同集飲宴作歌(短三)

勅使紫微大彌安倍沙彌鷹朝臣歌(一)○兵部少輔大伴宿禰家持(短二)

昔年相替防人歌(短一)

先太上天皇御製霍公鳥歌(短一)

薩妙觀應詔奉和歌(短一)

冬日幸于靱負御井之時內命婦石川朝臣應詔賦雪歌(短一)

上總國朝集使大掾大原眞人今城向京之時郡司妻女等錢之歌(短二)

五月九日兵部少輔大伴宿禰家持宅集飲歌(短四)

大原眞人今城歌(二)○大伴宿禰家持歌(一)○即聞鶯啼大伴宿禰家持作歌(一)

十一日左大臣橘卿宴右大辨丹比國人眞人宅歌(短三)

丹比國人眞人壽左大臣(短一)○左大臣和歌(一)○左大臣寄味狹藍花詠(一)

十八日左大臣宴於兵部卿橘奈良鷹朝臣宅歌(短三)

治部卿船王歌(一)○兵部少輔大伴宿禰家持歌(二)

八月十三日在內南安殿肆宴歌(短二)
 內匠頭兼搗磨守正四位下安宿王奏歌(一)○兵部少輔從五位上大伴宿禰家持歌(一)
 十一月二十八日左大臣集於兵部卿橘奈良麿朝臣宅宴歌(短二)
 天平元年班田之時使葛城王從山背國贈薩妙觀命婦等所歌(短一)
 薩妙觀命婦報贈歌(短一)
 八歲[天平勝寶]丙申二月二十四日(天)(皇)太上天皇(太)皇太后幸行於河內離宮之時歌(短六)
 三月七日於河內國伎人鄉馬(史)國人之家宴歌(兵部少輔大伴宿禰家持歌(一)○主人散位寮散位馬
 史國人歌(一)○式部少丞大伴宿禰池主誦歌(一)○大伴宿禰家持江邊作歌(三)
 三月二十日大伴宿禰家持依興作歌(短二)
 六月十七日大伴宿禰家持喻族歌(長一、短二)
 同日大伴宿禰家持臥病悲無常欲修道作歌(短二)
 同日大伴宿禰家持願壽作歌(短一)
 十一月五日夜少雷起鳴雪落覆庭忽懷感憐大伴宿禰家持作歌(短一)
 八日讚岐守安宿王等集於出雲掾安宿奈杼麿家宴歌(短二)
 掾安宿奈杼麿歌(一)○守山背王歌(一)
 後日大伴宿禰家持追和出雲守山背王歌(短一)
 二十三日集於式部少丞大伴宿禰池主宅飲宴之時兵部大丞大原真人今城作歌(短二)
 智奴女王卒後圓方女王悲傷作歌(短一)

大原櫻井真人行佐保川邊之時作歌(短一)
 藤原夫人歌(短二)
 九歲三月四日於兵部大丞大原真人今城宅宴歌(短二)
 兵部少輔大伴宿禰家持屬植椿作歌(一)○主人大原今城誦歌(一)
 六月廿三日於大監物三形王宅宴時兵部大輔大伴宿禰家持作歌(短三)
 天平寶字元年十一月十八日於內裏肆宴歌(短二)
 皇太子御歌(一)○內相藤原朝臣奏歌(一)
 十二月十八日於大監物三形王宅宴歌(短三)
 主人三形王歌(一)○大藏大輔甘南備伊香真人歌(一)○右中辨大伴宿禰家持歌(一)
 藤原宿奈麿朝臣之妻石川女郎薄愛離別悲恨作歌(短一)
 二十三日於治部少輔大原今城真人宅宴時右中辨大伴宿禰家持作歌(短一)
 二年正月三日召侍從豎子王臣等即賜玉筥肆宴之時應詔右中辨大伴宿禰家持作歌(短二)
 爲七日侍宴右中辨大伴宿禰家持作歌(短一)
 六日內庭假植樹木以作林帷而爲肆宴之時右中辨大伴宿禰家持作歌(短一)
 二月(某)(日)於式部大輔中臣清麿朝臣宅宴歌(短十八)
 治部少輔大原今城真人歌(二)○主人中臣清麿朝臣歌(三)○右中辨大伴宿禰家持歌(三)○治部大輔
 市原王歌(一)○大藏大輔甘南備伊香真人歌(一)○依興各思高圓離宮處作歌(右中辨大伴宿禰家持
 歌(二)○治部少輔大原今城真人歌(一)○主人中臣清麿朝臣歌(一)○大藏大輔甘南備伊香真人歌

(一)○屬目山齋作歌(大監物御方王歌)(一)○右中辨宿禰家持歌(一)○大藏大輔甘南備伊香真人

十日於内相宅饒渤海大使小野田守朝臣等宴時右中辨大伴宿禰家持作歌(短二)

七月五日於治部少輔大原今城真人宅饒因幡守大伴宿禰家持作歌(短一)

三年正月一日於因幡國廳賜饗國郡司等宴時守大伴宿禰家持作歌(短一)

一卷〔歌數八十二首(長十五、短六十七)〕

二卷〔歌數百三十八首(長十七、短百二十一)〕

三卷〔歌數二百四十七首(長二十一、短二百二十五)〕

四卷〔歌數三百九首(長七、旋頭一、短三百一)〕

五卷〔歌數百十四首(長十、短百四)〕

六卷〔歌數百六十首(長二十七、旋頭一、短百三十二)〕

七卷〔歌數三百四十九首(短三百二十三、旋頭二十六)〕

八卷〔歌數二百四十六首(長六、旋頭三、短二百三十七)〕

九卷〔歌數百四十八首(長二十二、旋頭一、短百二十五)〕

十卷〔歌數五百三十七首(長三、旋頭四、短五百三十一)〕

十一卷〔歌數四百九十首(短四百七十三、旋頭十七)〕

十二卷〔歌數三百八十三首(短)〕

十三卷〔歌數百二十七首(長六十六、短六十、旋頭一)〕

十四卷〔歌數二百三十首(短)〕

十五卷〔歌數二百八首(長五、短二百、旋頭三)〕

十六卷〔歌數百三首(長九、短九十一、旋頭三)〕

十七卷〔歌數百四十二首(長十四、旋頭一、短百二十七)〕

十八卷〔歌數百七首(長十、短九十七)〕

十九卷〔歌數百五十四首(長二十三、短百三十一)〕

二十卷〔歌數二百二十四首(長六、短二百十八)〕

通計歌數四千四百九十六首、長二百六十二、短四千七百七十三、旋頭六十二

三體辨

歌詞三體のことは、既にことわりたれど、なほまがふこともあらむかとして、こゝにもいへり、○長歌とは、七句以上にてととのへて、五七五七七七、四十三言餘に位するを以て長歌とす、○短歌とは、五句にてととのへて、五七七七七、三十一言に位するを以て短歌とすること、人の心得たるごとし、

○旋頭歌とは、六句にて調へて、五七七七七、三十八言に位するを以て旋頭歌とす
長歌、四十三言餘に位するとは、たとへば古事記倭建命御歌に、夜麻登波(五言位)久邇能麻本呂婆(七言)多多那豆久(五言)阿衰加岐夜麻(七言位)碁母禮流(五言位)夜麻登志(七言位)宇流波斯(七言位)とあるは、三十四言なれども、五七七七七の七句の格にいひのべて、四十三言に位するがゆゑに、なほ長歌の體をそなへたり、集中にては、十六に、飯喫騰、味母不在、雖行往、安久毛不有、赤

根佐須・君之情志、忘可禰津藻とある、これ集中長歌の短き限りなり、されど七句にて全四十三言に云のべたれば、長歌の體をそなへたることはさらなり、其餘はなすらへ知べし、短歌、三十一言に位するとは、たとへば古事記倭建命御歌に、袁登賣能(五言位)登許能辨爾(七言位)和賀淤岐斯(五言)都流岐能多知(七言位)會能多知波夜(七言位)とあるは、二十六言なれども、五七七七の五句の格にいひのべて、三十一言に位するがゆゑに、なほ短歌の體をそなへたり、履中天皇御歌に、波邇布邪迦(五言)和賀多知美禮婆(七言)迦藝漏肥能(五言)毛由流伊弊牟良(七言)都麻賀伊弊能阿多理(七言位)とあるは、三十三言なれども、五七七七の五句の格にいひふせ賜ひて、三十一言に位するがゆゑに、なほ短歌の體をそなへたり、集中これに准べし

旋頭歌、三十八言に位するとは、たとひ言の餘れるも足ざるも、中にはたまくあることなれど、五七七七七の六句の格にいひふせて、三十八言に位するを、みな旋頭歌とすること、長歌短歌になすらへて知べし、此餘五七七七七の六句の格にいひのべて、三十八言に位する歌あり、言數は旋頭歌に異はされども、これは常のさ歌に、一句を贅したる體にて、旋頭歌にあらず、別に一體なり、これを贅句歌とす、集中には見えず、其は古事記清寧天皇條志昆臣歌に、意富岐美能(五言)美古能志波加岐(七言)夜布志麻理(五言)斯麻理母登本斯(七言)岐禮牟志婆加岐(七言)夜氣牟志婆加岐(七言)とあるをはじめて、古歌に往々あり、別に論へり、思ひ混ふべからず

萬葉集古義一卷之上

雜歌

雜歌は、クサノノウタと訓なり、かく稱ゆるは首卷に委云り、さてこの標中には、行幸、王臣、遊宴羈旅、其餘數種歌を雜へ載たればかくしるせり

泊瀬朝倉宮御宇天皇代

泊瀬朝倉宮、泊瀬は和名抄に、大和國城上郡長谷(波都勢)とあり、朝倉宮は、帝王編年記に、大和國城上郡磐坂谷也とあり、大和志に、在城上郡黑崎岩坂二村間と云り、古事記下卷に、大長谷若建命坐長谷朝倉宮治天下也、日本書紀雄略天皇卷に、大泊瀬幼武天皇雄朝津間稚子宿禰天皇第五子也、云々、三年(穴穗天皇)八月、云々、穴穗天皇枕皇后膝晝醉眠臥、於是眉輪王伺其熟睡而刺弒之、十一月壬子朔甲子、天皇命有司設壇於泊瀬朝倉、即天皇位遂定宮焉、云々、二十三年(幼武天皇)八月庚午朔丙子、天皇疾彌甚、與百寮辭訣握手獻歎崩于大殿、云々とあり○御宇は(玉篇に、御治也、宇四方上下とあり、天下を治るをいふから文字なり)アメノシタシロシメシト訓べし、(現報善惡靈異記に、輕島豐明宮御宇譽田天皇代云々、御乎左女多比之、宇阿米乃志多、續紀卅卷詔に、掛麻久毛畏岐新城乃大宮爾、天下治給之中都天皇とあれば、アメノシタラサメタマヒシとも訓べけれども、)此下人麻呂歌に、樂浪乃大津宮爾天下所知食兼天皇之神之御言

能とある、これそ古言なる○天皇代は、スメラミコトノミヨと訓べし、古事記及諸宣命祝詞等に、
 天皇命と書る、これしか訓べき例なり、又儀制令義解に、至ニ風俗所ニ稱別不レ依ニ文字ニ假令如ニ皇孫、
 命及須明樂美御徳之類也と見え、日本書紀竟宴歌に、數女良美己度とあり、但し歌には皆須賣呂伎
 とよむ例なれど、文辭にては、いづれもスメラミコトと訓べきことなり、かくてこの天皇崩坐て、
 明年河内國丹比高鷲陵に葬奉れり、書紀清寧天皇卷に、元年冬十月癸巳朔辛丑、葬ニ大泊瀬天皇于丹
 比高鷲原陵と見ゆ、今多治比村の西黒山村の東にあたりて陵あり、これなるべしと契沖代匠記にい
 へり、諸陵式に、丹比高鷲原陵、泊瀬朝倉宮御宇雄略天皇在河内國丹比郡、兆域東西三町南北三町、
 陵戸四烟とあり、黒山は和名抄に、河内國丹比郡黒山とあり○代の下、舊本に、大泊瀬稚武天皇と
 大字にて書り、官本其餘諸本等には小字に注せり、(大字、舊本古葉略類聚鈔等に太と作るはわろ
 し、書紀に大と作るそよき、皇字、古寫本には王と作り、古事記にも、天皇を天王と書る處のある
 本ども、有と皆わろし、さて拾穂本には、天皇諡曰雄略天皇と云注もあり、日本紀私記に、神武等諡
 名者、淡海御船奉勅撰也とあり)いづれも後人のしわざなり、六條本にすべて無そよき、(其よし
 は、下に藤原宮御宇天皇代と標して、其下に高天原廣野姬天皇と書る藤原宮は、持統天皇文武天皇二
 御代の宮なるを、持統天皇の御名のみしるせるは、一御代のみを標とこゝろ得たる非なり、いづれ
 も其に准へて、後人のしわざなるを知べし)かくてこの御名の字、書紀には稚を幼と作、古事記に
 は大長谷若建命とかけり

天皇御製歌

御製歌(拾穂本には歌字なし、下なるも皆御製とのみあり、さる本もありしなるべけれど、歌字は
 あるそまされる)は、ミヨミマセルオホミウタと訓べし、玉篇に、製作也裁也とあり、凡集中をお
 し渡して考るに、歌よみすることを、天皇の御上には御製としるし、皇子には御作としるし、諸王よ
 り庶人に至るまでを作と書り、かくてヨムと云言は、古事記上卷に、爾吾蹈其上走乍讀度、集
 中四卷に、月日乎數而、七卷に、浪不數爲而、十一に、打鳴鼓數見者、十三長歌に、吾昨夜等呼讀
 文將敢鴨、(反歌に、一眠夜算跡雖思)又吾寢夜等者數物不敢鴨、十七に、月日餘美都追などあり
 て、物を數計ふることなり、歌を餘牟も、心に懷ふ數を條々と計へ舉るものなれば云なり、また古
 事記輕太子御歌の下に、故此二歌者讀歌也とも見えて、本居氏、讀歌は樂府にて、他の歌曲の如く、
 聲を詠めあやなしては歌はずして、直誦に讀舉る如唱へたる故の名なるべし、凡て余牟と云は、物
 を數ふる如くに、つづくくと唱ふることなりと云り、又書を餘牟、又他歌を誦るをも餘牟と云な
 ど、文言を數ふる謂にて皆同じ、さて天皇及さるべき神等の御うへには、用言にも御と云言を冠ら
 する例、御佩、御娶、御立、御寢坐などあり、かくて古事記に、天皇の御製を大御歌と書り、こ
 れ然訓べき證なり、總て天皇の御うへの事をば尊みて、大御代、大御身、大御手、大御琴などいふ
 例なり○凡題詞の類は、もとからぶみさまに書るなれば、其をことごとく古へさまに正して訓むこと
 も、中々のいたづきに似たり、さるはこの注書は、歌詞を主として釋たるものなればなり、しかれ
 ども神名、人名などの類はさるものにて、官名、地名などくさぐさの稱號、古と今との差異あるこ
 とにて、其を唱へたがへたらむは、古學する緊要にもとりて、いと心づきなきものなれば、わづら
 はしきが如くなれども、さるたぐひはやむこと得ずして、かつぐ證どもを舉てことわれること、

既く首卷にも論へる如し、後々其心して見べし
籠毛與。美籠母乳。布久思毛與。美夫君志持。此岳爾榮採須兒。家告閑。名告沙根。虛
見津。山跡乃國者。押奈戶手。吾許會居。師吉名倍手。吾己會座。我(乎)許會。背(跡)
齒告目。家乎毛名雄母。

籠毛與、(毛字、拾穂本には母と作り、)籠は十四卷に、伎波都久乃乎加能久君美良和禮都賣村故爾
毛民(舊本乃に誤る、)多奈布西奈等都麻佐禰(籠にも無、滿夫名共摘さねなり、)とも作り、和名抄
に、唐韻云、籠竹籠也、和名古と見えて、いまもつね世に用ふる器なり、さて土佐日記爲家卿本に、
若菜籠に入て雉など花につけたり云々、六帖に、結置しかたみの籠だになかりせば何にしのぶの草
をつまゝし、(後撰集に、種もなき花だにちらぬ宿もあるになどかかたみのこだになからむ、)拾遺集
物名に、こにやく、野を見れば春めきにけり青葛籠にや組まし若菜採べく、(うつほ物語俊蔭卷に、
青つららを大なる籠にくみて云々、惠慶法師集に人の許に青葛を籠に組て、棗栗などを花にませて
やるとて、)源氏物語早蕨に、蕨つくくしをかき籠に入て、是はわらはべのくやうして侍る、は
つほなりとて奉れり、手習に、若菜をおろそかなる籠に入て、人のもてきたりけるをなどみえたる、
これらは皆若菜の類を入たるよしなり、此餘鳥を納る籠は、書紀皇極天皇卷に、以白雀納籠、和
名抄に、説文云、鳥籠也和名度利古、金葉集題詞に、鳥を籠に入て侍りけるが、赤染衛門集に、身
はこゝに心は空に飛鳥の籠にこもりたる心ちこそすれ、源氏物語若紫に、すゝめの子を犬君が逃し
つる、ふせこの内にこめたりつるものを、云々など見えたり、蟲を納る籠は、源氏物語野分に、わ

らはべおろさせ給ひて、蟲の籠どもに露かはせ給なりけり、貝を納る籠は、清原元輔集に、中づか
さあるところによりまかりたりしに、貝を籠に入れて侍りしに、浪間分見るかひしなし伊勢海の何れこ
がたのなごりなるらむ、續古事談に、頭中將の一種物は、はまぐりをこに入てうすやうをたて、紅
葉を結びてかざしたり云々、なほ其他大目籠、(書紀神代卷に見ゆ、)八目之荒籠、(古事記應神天皇
條に見ゆ、竹取物語にも荒籠見えたり、)籠牛馬口上籠也、和名久豆古、火籠今薫籠也、多岐毛乃々
古、籠飼馬籠也、漢語抄云波太古、俗用旅籠二字、(並和名抄に見ゆ、)籠籠也、炭籠也、阿良須彌
乃古、(新撰字鏡に見ゆ、)三善爲康童蒙頌韻には、即籠字をコと訓り、)また食籠、(伊勢物語にけこ
とあるこれなり、舊説皆誤れり、體源抄にもけこ見ゆ、)花籠、(榮花物語に見ゆ、)猿籠、(今昔物語に
見ゆ、)また籠、(延喜式に見ゆ、)また破籠、(鬚籠、尻籠、)この類物に往々見ゆ、)又箱
籠、(皮子、懸子、番、持籠、駕籠、)これら物にも見え、今世にも常いふことなり、コは何も籠なり、
駕籠は昇籠の義なるべし、キコはコに切る、駕字の音と思ふべからず、こはこの次にいふのみ、
又駕籠といふ名目、鹿苑院殿嚴島詣記に見えたり、)さて又人名に籠字をかけるは、吾子籠、(仁徳天
皇紀)荒籠、(繼體天皇紀)大籠、(推古天皇紀)鹽籠(天武天皇紀)など見え、神名には、丹後國籠
神(後紀並神名帳に出つ、)と見えたり、又籠字をコの假字に用ひたること、集中にも他の古書にも
例あり、(此下に、射等籠荷四間、二卷に、八多籠良、十二に、田籠之浦、四卷、十一、又書紀天武
天皇卷に、鳥籠山見え、又齊明天皇卷に、肉入籠此云之々梨姑、)又書紀應神天皇卷には、五百籠
鹽と見え、仁徳天皇卷には、簀字をコと訓たり、(此他籠と云ること、諸の歌集及物語書等にくさぐ
さ見えたり、)あまりにわづらはしければ引ず、古より後まで眞物にも假字にも、籠字をばコと訓よ

り他なし、かくまで籠を故と訓べき所以は決きを、契沖僧が、加多麻と訓しをよしとおもひて、誰も誰もしかよみ來れるこそ、いとものも意得ね、今按に、こはコとよみては、初二句三言四言なれば、例の耳なれざる後世意から、書紀神代卷に、無目堅間てふもの、見えたるに本て、しひて五言七言とはなしたるなるべし、されど初句三言四言なるは、はやく神武天皇大御歌に、宇陀能多加紀爾志藝和那波留云々、とあるに本づきたまへることにて、古學するばかりの人は、皆よく曉べきことなるを、今まで此論せし人の無はいかにそも、カツマといふには、古くは堅間勝間など借て書、後には答箒の字をも用ふめれど、籠字を用ひたることは一もあることなく、籠はコと訓より他なきこと、上に例どもをあまた擧たるが如し、近來古學はみさかりに行なはれて、天下人なべて古風をとなふめるは、甚も甚も可歡きわびながら、此萬葉集は微く精力を用ひて、古義を明に辨得たる人の獨だになりしこと、嗚呼可歎むべし、又答箒を古くはカツマといひ、後には訛りてカタミとこそいひたれ、カタマと云ふことは、古にも後にも聞及ばぬことなるをや、かの書紀に堅間と書るもカツマにこそあれ、答箒のことはこゝに用なければ、下にいたりて云べし、そもそも此集などを讀ま欲はむ人は、まづ舊證のみを深く校へくはしく尋て、私の後世意を清く除べし、私意のさらざらむかぎりは、古人の心辭をうかがふべきことにあらずとしるべし、これを凡て古書をよむ一大要にはありける、毛與は毛夜といふに同じく助辭とて、すべて語の勢を助けたもつものなり、ここは次の美籠の御詞を呼出さむが爲に、此御助辭をおかせ給へるなり、古事記上卷に、阿波母與賣爾斯阿禮婆、此集二卷に、吾者毛也安兒得有、また古事記下卷に、意岐米母夜とあるを、書紀には於岐每慕與と作り、又此集五卷に、等利爾母賀母夜、十四に、水都爾母我毛與など猶多し○美

籠母乳、(母の字、類聚抄になきはわろし、)美は美稱とて、物の心にかなひて美好を贊稱へたる辭なり、又麻とも毛とも通はしいへるが中に、美といふ時は、尊む方に附ていふは更にもいはず、勝秀たる方にも、(御山、御谷、御崎などいふ類、)また偏らず正中なる方にも(御中、御空など云類、)わたりて通え、又眞といふに同じく唯美稱の方にもいひ、(御雪、御草、御吉野、御熊野など云類、)眞といふときは、美稱の方と全備ひたる方(眞手、眞袖、眞楯などいふ類、)とに用ひて、尊む方に云るは、凡てなし、(されど尊むも勝秀たるも正中なるも全備ひたるも、此方より美稱の意は異ならねば、)落る所は同意なり、又毛と云は、美稱の方と正中なる方に云り、古事記上卷に、奴那登母々由良爾とある、上の母は語辭にて、下の母は眞に同じく美稱の方なり、また神武天皇紀に、六合之中心、天武天皇紀に、天中央、後々秋の毛那加などよみ、榮花物語に、御堂の御前の毛那加に舞臺ゆはせてとあり、これらみな御に同じく正中なる方なり、但し毛と云ふこと集中には見えず、母乳は持なり、今世ならば母底といふべきを、かくのたまへるは古言なり、十七に、美許登母知多知和可禮奈婆、十八に、夜保許毛知麻爲泥許之、二十卷に、麻蘇泥毛知奈美太乎能其比などあり、また古事記中卷歌に、伊都都伊母知宇知旦斯夜麻牟、また岐許志母知袁勢、下卷歌に、許久波母知宇知斯淤富涅、また加微能美旦母知比久許登爾、また多都基母々々知旦許麻志母能、續紀卅六後紀十四續後紀一卷詔に、清直心乎毛知、また續後紀同卷に、天之日嗣乎戴荷知などある、みな古風なり、(此集十八に、字萬爾布都麻爾於保世母天、とあるは別なり、そもく、母知と母底との差異をいふに、母知は自然する詞、母底は他に然せしむるをいふ詞にて、美籠持、眞袖持などいふは自持ことなれば、いづくにありても母知といひ、於保世母天といふは、他に持することなれば母底と云るにて、これ

古言の定なり、元來母底は、令持の約りたる言なればなり、タセはテと切るにて意得べし、この例は満を美知といふと、美底といふとの差異のごとし、美知は自滿ることにいひ、美底は令滿の約りたる言にて、然せしむる意となるに同じ、しかるを十五に、和伎毛故我可多美能許呂母奈可里世婆奈爾毛能母氏加伊能知都我麻之、とあるは自持ことなれば、母知加とあるべきを、後世の詞づかひにのみ耳なれたるより、ふと寫し誤れるにもあるべし、但し奈良朝の季つかたよりは、かゝる詞づかひの、やゝ混亂になりそめたりとおぼゆること、他にも例あれば、これはもとより母氏加といへるにもあるべし、いかにまれこの一首のみをもて、母知と云母底と云も同じことなり、と思ふことなけれ、然るに今京となりては、自他の差別みだれて、必母知といふべきをも、母底とのみ云ことになれり、すべて第二言を、後に第四言に轉しいふ事の例多し、其は隱、留の如きをもカクリ、トビミといひしを、カクレ、トドメとのみ云る類なり、然のみならず母且といふに、持而の意を帶たるものとおもへるにや、そのこゝろばえにて用ひたること多し、又母且は母知且の略語ぞといふ説は非なり、打まかせて言を略くといふこと、古言にはすべてなし、十卷に、手折以而とあれど、そはタチリモチテとよむべし、現報靈異記に、啞母知阿會比且、字鏡に、鑿奈波乃波志爾銅乎毛知天加佐禮留會とあり、(是も後世ならば母且阿會比且、また銅乎毛天などいふべきを、かくいへるは猶古言を存せるものなり、)○布久思は、名義は掘串なり、(今世農具の鍬の類に、布受伎といふあり、これも掘鍬の義なるべし)布と保は親通ふ、さて布里久思といはず、布とのみ云て掘の意に通ゆる所以は、保里の里は良理異禮の活用にて、(保良武、保里、保留、保禮)保の一言に掘の意あるが故なり、この例は、井光、佃(井賦可利、都久利田の意)などいふが如し、(是等を打まかせたる略言と意得るは、言の本をわきまへざるなり、)さてこの具は今も土佐國などにて、即フカツともホグンともいへり、(豊後國にてふぐしといふもの、今もありて用ふるなりと、彼國人のかたりけるよし、本居氏玉勝間にもしるせり、今越國にては、海人のかづきにもつものを布具世といふとぞ、契沖、常にはふぐせといへり、しとせと五音通すれば、ふぐせといへるなりといへり、袖中抄に、海人のまてかたとは、あまのまてと云かひつものことなり云々、上手はふぐせにても砂をかけば、しるをばはき出すといへり云々としるせり、又松岡玄達が詹々言に、或田舎人のふぐしと云るを問しに、木にて作りさきを尖らし、地へさしこみ物を掘る棒の如き物なりと書り、是にて見れば、今も國によりふぐしとも云なるべし、今はクを濁れども古は清しなり、和名抄に、唐韻云、鏡、鞞、鐵又土具也、漢語抄云、加奈布久之とあるも是類なり、(常の布久思は木竹などして造るを、鐵にてつくれるを、ことに金布久之とはいへるなり、塵添、囊抄に、土をほる物をふぐせと云、又ついでくせといふ、ついは土なり、字にはこれを土掘子と書なりといへり、)○美夫君志、凡て御某と連くに濁音なるはなし、古書等を考へ併せて知べし、(一)二擧て云ば、美祈斯、彌蘇羅、彌許意呂、美佐可、美多爾、美布禰などの類、猶いと多かれども、皆清音字のみ用ひたり、近世に出たる古言清濁考併見べし、)然るを此所のみ、美夫君志と夫の濁音の假字を用ひたるは、いと疑はし、もしは後に寫し誤めたるにも有べし、但し集中十八に多流比女能宇良乎許具夫禰、又末呂宿乎頌禮波移夫勢美等等、夫字を清濁通用たり、(かにかくに濁るべき所由なし、然るを加藤千蔭略解に、岡部氏考説を用ひて、美の言よりつゞけとなふるときは、夫を濁るべき例なれば、濁音の夫字を用ひたりといへ

せたる略言と意得るは、言の本をわきまへざるなり、)さてこの具は今も土佐國などにて、即フカツともホグンともいへり、(豊後國にてふぐしといふもの、今もありて用ふるなりと、彼國人のかたりけるよし、本居氏玉勝間にもしるせり、今越國にては、海人のかづきにもつものを布具世といふとぞ、契沖、常にはふぐせといへり、しとせと五音通すれば、ふぐせといへるなりといへり、袖中抄に、海人のまてかたとは、あまのまてと云かひつものことなり云々、上手はふぐせにても砂をかけば、しるをばはき出すといへり云々としるせり、又松岡玄達が詹々言に、或田舎人のふぐしと云るを問しに、木にて作りさきを尖らし、地へさしこみ物を掘る棒の如き物なりと書り、是にて見れば、今も國によりふぐしとも云なるべし、今はクを濁れども古は清しなり、和名抄に、唐韻云、鏡、鞞、鐵又土具也、漢語抄云、加奈布久之とあるも是類なり、(常の布久思は木竹などして造るを、鐵にてつくれるを、ことに金布久之とはいへるなり、塵添、囊抄に、土をほる物をふぐせと云、又ついでくせといふ、ついは土なり、字にはこれを土掘子と書なりといへり、)○美夫君志、凡て御某と連くに濁音なるはなし、古書等を考へ併せて知べし、(一)二擧て云ば、美祈斯、彌蘇羅、彌許意呂、美佐可、美多爾、美布禰などの類、猶いと多かれども、皆清音字のみ用ひたり、近世に出たる古言清濁考併見べし、)然るを此所のみ、美夫君志と夫の濁音の假字を用ひたるは、いと疑はし、もしは後に寫し誤めたるにも有べし、但し集中十八に多流比女能宇良乎許具夫禰、又末呂宿乎頌禮波移夫勢美等等、夫字を清濁通用たり、(かにかくに濁るべき所由なし、然るを加藤千蔭略解に、岡部氏考説を用ひて、美の言よりつゞけとなふるときは、夫を濁るべき例なれば、濁音の夫字を用ひたりといへ

るは、いかなる書の例なるにや、いとおぼつかなきことなり、○岳は、高土の稱なり、和名抄に、周禮法云、土高曰丘、和名乎加、字鏡に、丘小陵曰岳、乎加、また陵大阜曰陵、乎加とあり、ワカはもと丘處の謂なり、丘をヲとのみいへるは、古事記上卷に、香山之畝尾とあるを、書紀には畝丘と作、又谿八谷峽八尾とあるをも、書紀には八丘八谷と作り、又書紀に頓丘此云毘陀烏などあるをも考べし、なほ乎と云ること古書に多くみゆ、(元亨釋書に、山禁云尾、また歌に、峯にも尾にもなどあるは異なり、混べからず)處をカと云例は下にいふべし○茶採須兒は、茶採兒の伸りたるなり、茶採賜ふ兒と云むが如し、十七に、乎登賣良我春茶都麻須等云々とあるに同じ、是は懸を加々須とも、踏を布麻須とも、立を多々須とも、刈を加良須とも、渡を和多良須とも、守を毛良須ともいふと同格の古言なり、すべて言を伸るは、長けく緩かにいふ時に用ることにて、その長緩なるは即尊みていふ方なれば、採須の採賜ふといふ意になるに準へて、其餘をも意得べし、(今世の俗言に、サセラルといふ詞の本にて、採須は俗に採させらるゝといふにおなじ、しかるをたゞ無益に伸縮して、或は言の足ざる處を伸ていひ、餘れる處を縮めていふことゝおもふは、あらぬことなり)さて天皇よりしてさる茶採女をさして、しかあがめのたまはむは、ふさはしからず思ふ人もあるべけれど、中々に後世意なり、すべて貴賤にかゝはらず、人をあがむるは上古のふりなること、集中また中昔までもなほ歌詞に其風の遺りたること、往々見えたるをや、さてまたこの茶採女を、昔來賤しき女とのみ意得たるもいかゞ、さるは茶つみ水くむは、ひとへに賤しき者のするわざとおもへるにや、(但しこの御一句をナツムスコと訓て、須兒は賤兒のつゞまりたるにて、賤女をいふと解る目うつしに、なほナツムスコと訓ても、賤女のことゝのみおもへるにもあるべし、古今集に、

仁和のみかどみにおまし、ける時に、人に若菜賜ひける御歌、君がため春の野に出て若菜つむ吾衣手に雪はふりつゝとあり、もし菜つむをよき人のせぬ業ぞといはば、大御位にのぼらせ賜ふ皇子の、かくのたまはむや、ましてそれよりも上つ代はさらなり、よくくおもふべし、今おもふに、下さまの者をもうやまひてのたまふは、上古のふりなれば、あるまじき事にはあらねど、猶この女は、良家のよしある人の女にぞ有けむ、(すべて大御歌のやうをおもふに、たゞ賤女とはきこえず、さるやごとなき女の、春の野に出て若菜など採つ、遊び賜ひけむに、御目とまらせ賜ひてとひよらせ給ひ、且大御歌などあそばしけるにこそとぞおぼゆる、兒はこゝにては女をさせり、兒とは男女にわたりていふことなれど、もとは女といふに對へて男をいふ稱(比古比賣、また袁登古袁登賣)なるを、又男女にわたりていへることも、いと上代よりの事と見ゆるが中に、漸女の方に多くいふことゝはなれりき、(さるは男を古といふに對へて、女を賣といふことは後までも然なるを、總ては子といふものは、父母に愛まるゝ物の極なれば、父母の子を思ふが如く愛みては、男女をいはず子といふ中に、女はことに賞愛まるゝ情ふかき物なれば、自女をさして云るが、いと多くなれるものなり、縵兒櫻兒など、やがて女名に付たるも其意なるべし)○家告閑、(告字、舊本誤て吉と作るを、今は一本によりつ、告吉相誤れる例集中にあり、)閑は誤字なることは疑なけれども、其字は未思得ず、勢などの誤にも有べし、(勢の草書茶と書ときは、閑の草書茶に混るべし)さて此御一句はイヘノラセと訓べし、告を伸言時は、(佐斯須勢)能良佐禰、能良斯、能良須、能良勢、と活用例なれば、必ノラセとなくてはかなはず、則三卷に、吉名者告世父母者知友とあり、(岡部氏は、閑字を閑に改めて、イヘノラへとよめれど、凡告を能良波禰、能良比、能良布、能良閑など、波比布

問と活用すべき處ならねば、此説は決非なり、さて告勢は乃禮の伸りたるにて、伸てのたまへるは、即あがめてのたまふ方なること、上に云るがごとし、かくて告勢も乃禮も、勢と禮は令する辭にて、云々令めたまへ、云々令めよといふ意なり、○名告沙根、沙は勢の轉れるにて、名告勢とのたまふに、根の辭のそはりたるなり、さてその根の辭のそふまゝに、勢を沙に轉して云々沙根といふこと、古の證みなしかり、根は希望辭とて、しかくせよかし、あるはしかくあれかしと、物を希望ふときにいふ辭なり、かくてこの根の辭は、二句を兼て詔へるにて、くはしくいふときは、家告沙根、名告沙根の義なるを、この一の根にこめてのたまへるなり、(後撰集に、松もひきわかなくもつまずとあるは、松も引ず、若菜も摘ずといふ義となるにおなじ)さて根の希望辭をおける例は、古事記上卷八千矛神御歌に、宇知夜米許世禰、下卷女鳥王御歌に、佐邪岐登良佐禰、穴穗御子御歌に、加久余理許泥、また輕太子御歌に、和賀那斗波佐波、書紀神代下卷に、豫嗣豫利據禰、聖德太子傳曆謠に、相看社根、此卷下に、草乎刈核、二卷に飛反來年、三卷に、雨莫零所年、四卷に、情示左禰などかぞへもあへず、さて五卷に奈何名能良佐禰、九卷に、汝名告左禰などあるは、もはらこゝとおなじ、(中昔以來の詞に、名告れと乞ふを名のりね、刈れと乞ふをかりねなどいへる類も、禰の言は全同じことながら、用格後世にて古にあらず、さて略解に、名告沙根は名を告よなり、ノラサネをつむればノレとなりて、名のれと云と同じといへれど、上にもいへるごとく、古は無益に言を伸縮して云ること、かつてなければ、此説はやすくしてさならむとは聞ゆれど、古言の義に委しからねば通えぬ所多し、右に引る例どもを考併せて曉べし、告沙根また刈核などの類は、ノレもたカレの延りたるものぞといはむも、まづはさてあるべきを、許世禰又來禰又零所年などの禰をば、

さては何とかいはむ、○虚見津は、枕辭なり、古事記下卷仁徳天皇大御歌に、蘇良美都夜麻登能久邇爾、集中には此下に、虚見倭乎置、五卷に、虚見通倭國者、十三に、空見津倭國、十九に、虚見都山跡乃國、續紀七卷文武天皇御製歌に、蘇良美都夜麻止乃久爾波(和名抄曲調類に、蘇羅蜜)など見えたり、(延喜六年書紀竟宴歌に、藤原忠紀、蘇朗美都邇阿麻能伊婆布然玖陀斯志波云々)あるは、即虚見を倭のこととしてよめるなり、此詞の起は、書紀神武天皇卷に、及至饒速日命、乘天磐船而、翔行、大虚也、睨是郷而降之、故因目之曰虚空見日本國矣とあり、(此文に據て、舊來人皆虚空より見つといふ意とのみ意得て、ことさらにたどらむものともおもひたらざり、しかれども余ひそかに疑ふことあり、そのよしは、もし虚空より見つる意ならむには、虚從見しとこそいふべきを、直に虚見といひては、此方より虚空を見る意になるはいかにぞや、たとへば天見、山見などいふも、此方より天を見山を見る意にて、天より見山より見ることには、きこえざるごとくなるをや、從といふべきを省けりなどいはむは、甚く古語のさまにそむけることぞ、そのうへ見津の津は、過去しことをいひ終る辭にて、凡て下へ連屬く辭にしもあらず、夢に見津、裳の裾濕津、玉を拾津などある津にて意得べし、かゝる津の辭より下へ連屬く例は、さらになきことなり、古語の格を熱味得たらむ人は、余が辨をまたずとも心づきなむことなるに、今まで此さだせし人の、ひとりだにかりしはいかにぞや、今つらく書紀の文意を考るに、(睨是郷云々、曰虚空見云々としるされたるは、いかさまにも虚空より見つといふ意に、いとまぎらはしき書しざまなれど、よくおもへば、見は借字にて見意にはあらず、埴安といふ地、名は、もと埴黏といふ意より負せたる名なるを、書紀神武天皇卷にしるされたるやう、前年、秋九月、潛取天香山之埴土、以造八十平

壹、躬自齋戒祭^ニ諸神^ニ、遂得^ニ安^ニ定^ニ區^ニ宇^ニ、故號^ニ取^ニ土^ニ之^ニ處^ニ、曰^ニ埴^ニ安^ニ、云々とあるは、安^ニ定^ニ區^ニ宇^ニしより、
 埴安と地名にも負せたりといふに、いとくまぎらはしきごとく、今も虚空見とかゝれたるは、
 たゞ文字のうへの、おのづからさる意にまぎらはしきことにこそあれ、立かへりてよく古の意を求
 むるときは、さらに文字には拘泥るべきにあらず、埴安のことはこゝに用なけれど、文字によりて
 まぎるゝことの似たることなれば、言長けれどおどろかしおくのみ、虚見津は虚御津なり、御津の
 御は美稱にて、眞津といはむがごとし、かくいふ所由は、まづかの饒速日命の、天磐船に乗して、
 大虚を榜廻らし、とき、遂にこの山跡國を見し給ひて天降りまし、其磐船を泊給ひし津なる謂にて、
 虚御津山跡乃國とは云るなりけり、○山跡乃國は、今の畿内大和國をさせり、本居氏國號考に詳し
 くいへるを考べし、大和國をしらしめすよし詔ひて、おのづから天下を所治すことにわたりてきこ
 ゆるなり、さて夜麻登の名義未詳、(すべて山の謂もて解たる説はうけがたきよし有、荒木田久老
 考に、夜麻登は家庭處の略轉なるべし、といへりしは當れりや當らずや、なほ彼説には論べきこと
 あり、伊與人田内秀眞説に、饒速日命倭洲に降り、宮造しらしめし賜ふ故に、虚見津屋見立國とい
 ふ意にて、この倭てふ名は起れるなるべし、さては倭は屋見立なり、かくいふ故は、古事記に天の
 みはしらを見立、八尋殿を見立とあり、凡て尊神のしらしめすを、見とも立ともいへりと久老いへ
 り、此説しばらく據ありげにはおぼゆ、○押奈戸手は、押令^ナ摩^ナ而^ナなり、(ピカはバと切り、バセ
 はべと切れり、)押は多かる物におしわたす辭にて、大和國內郡郷のこる方なく、おしわたしてし
 しめし賜ふよしなり、月のてるを、押照と集中によみたる押におなじ、下に、禁樹押摩云々四能乎
 押摩、六卷に、淺茅押摩、十七に、須々吉於之奈倍などあり、(かけるふ日記に、さきにやけにし處

此たみはおしなふるなりけりとあるもおなじ、(さて天下を所治す事にいへるは、古事記下巻顯宗天
 皇御詠に、山三尾之竹矣、訶岐荆、未押摩魚簀、如調八弦琴、所治賜天下、伊邪本和氣天皇、云
 々とあり、○吾許會居、許會は他にむかへて、その物を取りわきてたしかにいふときの詞なり、大
 和國中に人多くあるが中にも、吾こそ主として大坐坐なれ、他はしからずとの御意なり、次御句の
 師を此御句につけて、ヲラシとよみ來れるはひがことなり、なほ次條にいふ、○師吉名倍手は、本
 居氏、居師と師字を上句へつけて訓るは誤なり、師の下の吉字、舊本告と作るは誤なり、さて師を
 下へつけて、シキナベテとよむべしといへり、まことに然なくては通えぬことなり、さて師吉は太敷
 坐などの敷と同じ、(崇神天皇紀に、流^{シク}至^{シク}徳^{シク}とある、此流字をシクと訓るに意同じ、)なほ此こ
 とは、下人麻呂の吉野長歌の下にいはむを考べし、名倍手は上に同じ、かくて此と次と御二句、大方
 は上御句におなじきを、いさゝか御詞を換てのたまふのみなり、かくかさねていふこと古歌に例多
 し、すべてかく詞をかさぬるは、そのことをかへすゝねもごろにいふときのことなり、○吾已會
 座、(座を拾穗本に居師とあるは、上の居師を見まがへて寫誤れるなり、)座はマセと訓べし、御みづ
 からしか詔むは、いかゞとおもふは後世意なり、(から國にこそ、高貴人もみづからを謙退て、寡人
 不穀などやうにいへること常なれど、そはうはべのへつらひなり、皇朝の古へにさる趣なるはひとつ
 もあることなし、)同じ天皇、大御歌に、阿具良章能迦微能美、母知比久許登爾、と御自の御事をよま
 せ賜ひ、既く須佐之男命御みづから、吾御心須賀々々斯と詔ひ、八千矛神御みづから、夜知富許能
 迦微能美許登波云々、とよませ賜ひし類いと多く、此集六卷聖武天皇の、節度使に御酒を賜へる大
 御歌にも、手抱而我者將御在天皇朕宇頭乃御手以搔撫會禰宜賜打撫會禰宜賜云々、とよませ賜へり、

(さばかり佛を信服ひ賜ひし御代にすら、なほ御みづからかく詔へるにて、あなかしこ天皇の稜威は、天下に又たぐひなく、尊く大坐坐ことをおもふべし、)そもく皇御孫命の御天降りまし、時、天照大御神、大御手に天つ璽の神寶をさくけもたして、豊葦原の水穂國は、萬千秋の長五百秋に、吾御子のしろしめすべき國なり、故皇御孫命天降坐てしろしめせ、天つ日嗣の隆えましまさむこと、天壤のむた無窮ならむと、ことよざし賜へりし、神勅のまに、神代より今のをつに、かけまくもかたじけなくも、御世々々の天皇命の、この食國天下を、天雲のむかふすかぎり、谷蟻のさわたるきはみ、おしなべてをさめ賜ひ、しきなべてしろしめしませば、天下にたれしの人か、わが大君天皇の、大御恵をかよふらざるべき、かよれば古ごと學する徒は、かりにも後世の邪説どもにまどはずして、御世々々の天皇は、やがて大御神の御子命にましまして、現御神と大八島國しろしめすことなれば、高御座天の日嗣の、又たぐひなく尊くかしこくましますことを、束の間も忘るべきにあらず、されば此大御歌を開卷に載て、皇大朝廷の大御威徳をまづ示したること、撰者の微意あるに似たり、あなかしこ、(因に云む、からくに周の代のはじめつかた、成王と云しが時に、叔父の周公旦と云ものが、成王に告たりしと云傳へたる詩、毛詩大雅に載て人皆知たるが如し、其中に、無念爾祖聿修厥徳、永言配命、自求多福、殷之未喪師、克配上帝、宜鑒于殷、駿命不易、といへり、これ成王の祖父文王を法として其徳を修め、萬民をなづけしたがへて、子孫末永く天命に配ひ福を求めよ、もし徳を修むる心一日片時も間斷あらば、祖先にもとり天命にそむきて、つひに國を亡さむぞ、ちかく殷の代の興亡を鑒戒とすべし、天の駿命不易甚難きわざぞ、ようせすばあやふかりなむをと、いと深切に反覆し戒たり、さしも名を得し周公旦なればこそ、武王がからうじて取得たりし天下なれば、いつまでも能して人に奪れぬやうにせよと、下おそろしくせよと、

さに、天命に託て深く戒めたるなれ、異國の風俗にてはまことにさもあるべし、あなかしこく、わが天皇命をさる王どもと、かりにもひとしなみに申すべき事は、天壤無窮と事依し賜ひて、天照大御神の御自さづけ賜へる皇統にましくて、天地のより合のきはみときはにかきはに、いく萬代を経ても動き坐ぬ大君に大坐ませば、御代御代の天皇は、善もましませ惡もましませ、其論をばすて、ひたぶるに尊み敬ひ畏み拜みて、かりにも側よりうかどひ奉る事あたはず、たとひたましくこの理に背きて、畏くも皇朝廷に射向奉れる穢惡き賊奴ありても、其はいくほどなくつひに神代の古事のまに、皇朝の稜威をかよやかして、たちまちにあとかたなくうち滅し賜へる事、前々の蹤跡に付て見べし、さればこそ異國にては、天子と稱てほこりをるものすら、僥倖なれば、しばしも徳と云ものを失ひて、人のなづくべくかまへざれば、たちまち傍の人に、天下を奪はれとられなむとおもふ心より、さもなきことにも心ならず、人に謙下りへつらひて、眞の心をばあらはさず、うはべをつくろひかざる風俗なるを、その風俗とは、雪と炭との如きよくかはりて、此大御歌に、押奈戸手吾許會居師吉名倍手吾己會座と、又たぐひなく尊く大坐することを、つくろひ賜はずかざり賜はず、ありのまゝにのたまへること、讀たびにかへすくありがたくもたふとくもおぼゆるを、此所に心をとめて、おほろかに誦過し申さずして、いよくますく、天壤無窮皇統のかたじけなく、又なくかしこきことを思ひ奉りて、皇朝をふかく厚く尊み重み敬ひ奉り崇へ奉りて、かりにも異國の風俗などは似もよらすはるかにすぐれて、いみじきほどを思ふべし、あなかしこく、)○我乎許會は、アヲコソと訓べし、(我字、アヲとヲの語辭をよみつけむも、さることながら、猶

此前後の例を考に、我乎と有けむが、此上に吾許會、又吾已會などあるより、まぎれて脱せしなるべし、會字、舊本者に誤る、紀州本に會者とある會はよし、者は衍字なるべし。○昔跡齒告目、(跡字、舊本には脱せり、紀州本六條本には尔と作り、その跡字の扁滅て、遂に尔と誤れるなるべし、さて跡字なきに就て、背に下の語辭をよみつけて、セトハとよまむも然る事ながら、猶この前後の例を考るに、跡字のありしことうたがひなし、舊のまゝにたすけたる説どもは皆しひごとなり。)こはたゞ夫と告めと云とは異にて、我をこそ夫として、家をも名をも告めと云意なり、跡はとしての意なり、すべて彼物を此物と化て、此物の彼物と化てといふ意を、跡とのみ云は古言の一格なり、例は此下に、栲乃穗爾夜之霜落磐床等(磐床と化ての意)川之氷凝云々、二卷に、宇都會見乃人爾有吾哉從明日者二上山乎弟世登吾將見、(わがせと化ての意)同卷に、御立爲之島乎母家跡(家と化ての意)住鳥毛荒備勿行年替左右、又久堅乃天宮爾神隨神等座者、(神と化て座せば)又奥波來依荒磯乎色妙乃枕等卷而(枕と化ての意)奈世流君香聞、三卷に、足氷木乃山邊乎指而晚闇跡(晚闇と化ての意)隱益去禮云々、六卷に、刺竹之大宮人乃家跡住(家と化て住の意)佐保能山乎者思哉毛君、十四に、信濃奈流知具麻能河泊能左射禮思母伎彌之布美氏婆多麻等比呂波牟、(玉と化ての意)十七に鳥梅乃花美夜萬等之美爾(み山と化て繁の意)安里登母也如此乃未君波見禮登安可爾氣牟、二十卷に、於保伎美能美許等爾作例波知々波々乎以波比弊等於枳且(齋齋と化ての意)麻爲巨根麻之乎、又久佐麻久良多妣乃麻流爾乃比毛多要婆安我且等都氣呂(吾手と化ての意)許禮乃波流母志、又古事記中卷神武天皇條に、宇涅備夜麻比流波久毛登章(雲と化て居の意)由布佐禮婆加是布加牟登會許能波依夜牙流、古今集に、今日來すば明日は雪登會落なまし(雪と化てぞの意)など

ある、登と同意なり、○家乎毛名雄母は、上に家告爲、名告沙根とのたまひ置て、又我をこそ夫として、家をも名をものるべきことなれと、反覆ひ詔ふなり、古女のうけひきて、夫とおもひ許す人にあらずては、家をも名をもあらはさぬ例にて、神代紀に、天津彦火瓊々杵尊、云々、遊幸海濱見一美人、皇孫問曰、汝是誰之子耶、對曰、妾是大山祇神之子、名神吾田鹿葦津姫、亦名木花開耶姫、云々とあるをはじめて、古代の歌どもに多く其趣なるが見えて、媾するには、まづ其種姓を問ふことにぞありける、さて古に名を告といへるは、たゞ一わたりに某と名ばかりいふにはあらで、其種姓のよりくるところまでを、あらはすをいふことなり、古事記に、足名椎手名椎が許にて、須佐之男命の其御名を問れ給ひしとき、爾答詔、吾者天照大御神之伊呂勢者也、とあるを思ふべし、(其御名を問奉りしに、御種姓をあらはし賜へるゆゑ、おのづから御名は告賜はずとも著かるべく、又御名を問奉りしは、其御種姓を問奉りし意趣なるをしるべし)●大御歌意は、うるはしき籠や掘串を持って、此丘處に菜を採給ふ美女兒よ、家はいつくのほどにかある、名は何とか申す、汝が家をも名をも、朕に告知し賜へ、此大倭の國は、おしなべてわが治坐國なるぞ、朕をこそ夫として、家をも名をもつゝまはず、告知すべきことなれとなり、これは御狩などせさせ賜ふとて、春の野に出させ給へるに、けはひふるまひにくからぬ女の、岡邊に菜採あそびたまへるを御覽して、とひよらせ給ひて大御歌をもあそばしゝなり、此天皇さばかりたけくをしく、大ましゝけるにも事かはりて、かゝる大御歌をあそばしける事、かしこけれども、有がたくもたふとくもあるかな、この大御歌をうけ給りけむ女のこゝろ、いかにあはれにかたじけなきものにおもひ奉りけむ、とおもひやらるか

高市崗本宮御宇天皇代

高市崗本宮、(崗字、拾穗本類聚抄又袋冊子に引るにも岡とあり、○和名抄に、岡丘也、正作崗、)高市は和名抄に、大和國高知郡(多介知)とあり、崗本は飛鳥にあり、書紀舒明天皇卷に、息長足日廣額天皇、淳中倉太珠敷天皇孫、彥人大兄皇子之子也、母曰糠手姫皇女云々、元年春正月癸卯朔丙午、云々、即日即天皇位、二年冬十月壬辰朔癸卯、天皇遷於飛鳥岡傍是謂岡本宮、十三年冬十月己丑朔丁酉、天皇崩于百濟宮とあり、この天皇御陵は、大和國城上郡にあり、書紀皇極天皇卷に、元年十二月壬午朔壬寅、葬息長足日廣額天皇于滑谷崗、二年九月丁丑朔壬午、葬息長足日廣額天皇于押坂陵と見ゆ、諸陵式に、押坂内陵、(高市崗本宮御宇舒明天皇在大和國城上郡、兆域東西九町南北六町陵戸三烟)忍坂村の上において、後に段々塚といふ、高十七間廻百三十六間ありと云り、○天皇代の下に、息長足日廣額天皇とある本どもは、後人のしわざなること既に云る如し、(拾穗本には、天皇諡曰舒明天皇と云注もあり、)

天皇登香具山望國之時御製歌

香具山は、延喜式神名帳に、大和國十市郡天香山坐云々、書紀神武天皇卷に、香山此云介遇夜糜とあり、山の南の麓に今香山村と云ありて、土人は山をも村をも具を清て呼ふといへり

山常庭。村山有等。取與呂布。天乃香具山。騰立。國見乎爲者。國原波。煙立龍。海原波。加萬目立多都。何恰國曾。蜻島。八間跡能國者。

山常庭は、山常は借字にて大和國なり、庭は爾波の借字、爾波とは他の國にむかへていふ詞なり、○村山有等は、群りたる數々の山は有どもと詔ふなり、等は雖なり、(大和國には群山あり、雖然の意なり、有等をアリトと訓て、有とての意とするはわろし、)三卷に、鷄之鳴東國爾高山者左波爾雖有朋神之貴山乃云々(下に引)とある、雖有に意同じ、○取與呂布、(與字、類聚抄には與と作り)取はいひおこす詞とて、打撫、搔撫などいふ打搔に同じ、そは手して物すること、多くはそへていふ詞なり、今も山の形容の全備たるを、手して物したるごとくに見なし給ひて、詔へるなるべし、與呂布は此山の形の具足へるを稱賜ふなり、形のと、のふとは、峯谷石木にいたるまで、なに一あかぬところなく、たらひて具足たるをいふなるべし、下に青香山とあるも、草木のうるはしく生しけりて、山の形の宜しきよりいへるなるべし、與呂布といふ詞は、書紀齊明天皇卷に、弓矢二具、また源氏物語梅枝に、まだかゝぬ雙紙どもつくりくはへ、標紙紐などいみじうせさせ給ふ云々、みづから一與呂比は書べし、若菜に、螺鈿の御厨子二與呂比云々、置物の御厨子二與呂比云々、したむの筥一與呂比、東屋に、たかきたなづし一與呂比、蜻蛉に、くしの匣一與呂比、衣匣一與呂比、紫式部日記にも御屏風一與呂比、しろきみづし一與呂比、大なる厨子一與呂比、手匣一與呂比、はこ一與呂比、枕冊子に、三尺の御几帳一與呂比、うつば物語に、からひつ一與呂比、落窪物語に、ころも筥一與呂比などあり、此餘榮花物語、住吉物語などにも見えたれど、わづらはしければ引ず、且鏝てふも、與呂布は具足へる謂の詞なるを、體言になして名づけたるをも考合べし、(契沖、俗語に鏝を具足といふも、小手すねあてまで、取備て着るものなればいふにやと云り、即その意なり)○天乃香具山は、アメノカグヤマと訓べし、(アマノと云は後なり、)古事記中卷倭建

命御歌に、比佐迦多能阿米能迦具夜麻とあり、(天を阿米といひ、天麻と云、天麻都といふことおのれ考あり)そも、此山は、もと天上にありし故、天之香山といひけるを、此國土に天降て後も、なほもとの存に天之香山とは稱けるなり、さてその天上よりあまくだりしと云は、集中にも天降付天之芳來山などよみたるうへ、正しくは伊豫國風土記に、伊豫郡自郡家以東北在天山所名天山由者、倭在天加具山自天降時、二分而以片端者天降於倭國、以片端者天降於此土、因謂天山也と見えたり、(仙覺註には、阿波國風土記にありと此事をいへり)かくてこの迦具山の天降しなど云類は、いかにぞや思ふ人もあらむ、そは古學の非熟うへのさだにて、さとすに足ざれば今ことさらにいはず、(岡部氏考に、天上の迦具山に擬へて崇み賜ふ故に天乃迦具山とも云といへるこそいと意得ね、そは天上のと國土のと、迦具山の二あるごとおもひしにや、中々に人のまどふわざぞかし)○騰立云々、下持統天皇吉野に幸し給へる時、人麿のよめる歌にも、上立國見乎爲波とあり、○國見乎爲者は、高き處に登りまして、國のありさまを看察賜ふよしなり、神武天皇紀に、陟彼菟田高倉山之巔瞻望域中云々、また因登腋上噦間丘而廻望國狀曰云々(下に引)などあるや、天皇の國見し賜ふことの、物に見えたるはじめと申べからむ、(即噦間丘を國見山ともいへり、今本馬村といふ處の南にありて、本馬は即噦間の轉れるなり)凡國見は國狀の勝れる劣れる、また國民の盛なると衰とを、天皇の見そなはし給ふを主として、また意をはるかしやるがために、高き處に上りて、常人もすることなり、三卷登筑波岳丹比真人國人作歌に、朋神之貴山乃齊立乃見杲石山跡神代從人之言嗣國見爲筑羽乃山矣云々、十卷に、雨開開而國見毛將爲乎故郷之花橘者散家牟可聞などあれば、つね人もせしことおもふべし、さて神武天皇紀に、擊

八十梟帥於國見丘(大和國なり)と見え、今も諸國に、遠く見はるかさるゝ山を國見といふは、みなその國見する處なる故にいへるなるべし、○國原者、國は大小にかゝはらず、凡て人の境をたてゝ往處をいふ稱なり、原は其群り多きをいふ稱なり、國原とは其人の往處の群り多きを云り、海原、天原、野原、河原、檜原、葦原、草原などの原と同じ、(檜原とは檜の群り多き地を云、葦原とは葦の群り多き地を云に准ふべし、後世奴原、法師原などいふ原も、其一人をいふことならねば同言なり、しかるを原字になづみて、たひらかにひろき處をいふ稱とのみ思ふはひがことなり、字彙に、説文高平曰原、人所登也、李巡曰、土地寬博而平正、名之曰原、即今所謂曠野也、と見え、古言に波良といふとは異りたれど、其物の群り多き地は、おしなべて平らかに見なざるゝより原字は填たるなり、ゆめ字に泥みて言の源を混ることなかれ)さて原は清て唱ふべし、(濁るは非なり)下に、伊奈美國波良とあり、是の證なり、○煙立龍(龍字、舊本に籠と作るはわるけれど、タツと訓たるはなほ古を存せるなり、今は古寫本拾穂本類聚抄等に從つ、略解に籠とあるを用ひて、コメと訓たれども、コムにはいつも隱字をかきて、籠字をコムと訓ること、古書等に凡て例なきうへ、詞つき後世めきてきこゆるをや)煙は舊本にケプリと訓るよろし、(岡部氏考に、ケムリとよめるは同じやうのことながら非し)和名抄に、四聲字苑云、烟火燒艸木黑氣也、和名介布利、字鏡に、燼燻同介夫利、元慶六年書紀竟宴歌に、氣不利奈岐也度遠女玖美之とよめり、名義ケは氣、プリは荒振、和振などの振と同言にて、その形容をいふ詞なり、(さてこのケプリは火氣をいへど、古は何にても氣の立のぼるをいへり、十三に、煙立春日暮とあるも、霞のこと、聞えたるをや、又源氏物語若紫に、後の山に立出て京の方を見賜ふ、遂に霞わたりて、四方の梢そこはかと無うけ

ぶり渡れるほど、晝に能も似たる哉、柏木に、御前の木立いたうけぶりて、花は時を忘れぬけしきなるをながめつゝ云々、などあるけぶるも、霞みたる景をいへるを思へし、こはこゝにいはいはでもあるべけれど、一偏になづめる、後世の耳をおどろかしおくのみなり、立龍は、龍は借字にて立に立の意にて、立ことの絶ざるをいふ、古語に、神集、集神議々を、神集、爾集神議、爾議とも云るにて意得べし、七卷に、雖追雖追、十卷に、聲伊續伊繼、二十に、余曾比余曾比且なども云り、さてこゝは人家のかまどにたつ烟の、にぎはしきを御覽して詔はせたるなるべし、書紀竟宴に、仁徳天皇を得て、時平大臣の、たかどのにのぼりて見ればあめのしたよもにけぶりていまぞとみぬる、とよみ給へるは、今の大御歌をまねばれたるなるべし、(かくよみ給ふは、仁徳天皇紀に、四年春二月己未朔甲子、詔群臣曰、朕登高臺、以遠望之、烟氣不起於域中、以爲百姓既貧而、家無炊者云々、七年夏四月辛未朔、天皇居臺上而遠望之、烟氣多起、是日語皇后曰、朕既富矣、豈有愁乎、とあるをのたまへるなり、)さて今の大御歌、烟氣のにぎはしきを見そなはして、國民の富豊なるをしるしめして深くよるこび給へるさま、御詞のうへにいちじるし、○海原、集中假字には、宇奈波良とあるによりて波を清て訓べし、奈は之に通ふ詞にて海之原なり、即二十卷には、伊蘇爾布理宇乃波良和多流ともよめり、さてこの海原とさすものは、香山の禁壇安の池をいへり、古は凡て潮にも水にも海と云り、(契沖は、かの山のいたゞきよりは、難波の方まで見ゆるにやといへり、香山の峯より、難波の海の見ゆることもあるかしらねど、なほこゝにいへるは壇安の池なり、)三卷獵路池にて人麻呂の、皇者神爾之坐者眞木之立荒山中爾海成可聞、同卷不盡山の歌に、石花海跡名付而有毛彼山之堤有海會、と云るなども水を海といへるなり、(土佐國長岡郡池村の池を、

土人は海と云り、)かく水池などを海とよめること、古歌にまゝあれば、ことさらに池を海に見なして、作ませりといふはあらぬことなり、(又略解に、三卷香山歌に、池浪颯與邊波云々とあるを引たれども、彼歌に與といへるは、池の奥をいへるにて、こゝにあづからず、詳しくは彼卷に云べし)○加萬目立多都、(目字、拾穂本に月とあるはわろし、)加萬目は鳥名なり、凡て鳥獸艸木魚蟲の類は、別につみ出で注して、見る人にたよりよからしむ、委しきことは別に付る卷を考べし、さて此鳥古は加萬米といひしを、今京の比よりぞ加毛米とはいひけむ、(土左日記に、今しかもめむれるてあそぶ所あり云々、とあるを思ふべし、又三卷に、鴨妻喚とあるを、カモメヨバヒとよみたれども、非にて、かれはカモツマヨバヒとよむなるよし、彼處に云べし、まがふべからず、)立多都は上に同じ、ゆきかよふ舟のひまなければ、かもめもしづかに居るほどなくて、しばしくたつなりと契沖が云る、さも有べし、三卷鴨君足人香具山歌に、天降付天之芳來山云々、松風爾池浪立而云々、奥邊波鴨妻喚邊津方爾味村左和伎百磯城之大宮人乃退出而遊船爾波棍棹毛無而不樂毛已具人奈四二、その反歌に、人不榜有雲知之、爲鷺與高部共船上住、これ壇安の池にて、そのかみ盛なりし世には船のゆきかひしけく、又水鳥の集居處なりしをもしるべし、○軻恰國會、軻恰は舊本下上に誤れるを、例に据て改つ、宇麻志は後世はたゞ食物の味にのみつきていへど、古は然のみならず、心にも耳にも目に口にも、美きをば皆賛ていへり、さて軻恰をウマシと訓は、書紀神代卷に、可恰小汀と書る注に、可恰此云子麻師とも、また可恰御路、可恰國などもあり、但し可恰とあるは、字書に、憐俗作恰愛也と見れば、可愛とかきて、エとよめると同じ類なれば論もなし、軻恰の字は集中に、ウマシ又タマシ又アハレ又オモシロシなど訓べき所にあまた用ひ、書紀仁賢天皇卷に、吾夫軻恰、新撰字鏡に、

懃惓也、於毛志呂志などあれども、凡て字書どもに惓字あることなし、(されば本居氏も、惓は皇國にて巾扇を加たるにて、書紀に可惓と書るぞ正字なるべき、といへるよし略解に見えたるも、一わたりはさることよきゆれども、昔より扇を略し例こそ多けれ、扇を加たることをさくなれば、猶従ひがたし、)こは漢籍遊仙窟に、惓惓嬌裏面可愛語中聲と見えたる字なりけり、彼書はいと古より皇朝に渡り來て、人皆讀もてあそびしと見えれば、此方の書に惓惓と見るかぎりは、みな彼書によれるものなりけり、さて曾の御辭に力あり、この御辭に心を付て聞べし、此大和國を、此までは、かばかりよき國ともおもはざりしを、今此香具山に登りて國見を爲れば、尤惓惓國なるぞと詔へるなり、大和國のよろづの國にすぐれたることはいふもさらなれど、神武天皇紀に、この國のこ

とを、抑又聞於鹽土老翁、曰、東有美地、青山四周云々、古事記倭建命御歌に、夜麻登波久爾麻本呂婆多々那豆久阿袁加岐夜麻基母禮流夜麻登志宇流波斯、(書紀にも見ゆ、)などあるをも思合べし、○靖島は、書紀に、神武天皇三十有一年夏四月乙酉朔、皇興巡幸因登腋上廉間丘、而廻望國狀、曰、妍哉乎、國之獲矣、雖内木綿之眞迹國、猶蜻蛉之臂、帖焉、由是始有秋津洲之號也、と見えたるより起れる名にて、大和國葛上郡にある地なりしが、孝安天皇の此處に、百餘年久しく宮敷坐りしより、蜻島倭とつづけていひならへり、猶本居氏國號考に甚詳しきを併考べし、さてこの二句は、もと惓惓國會の上にあるべきを、かく倒置てのたまへるは古語の常なり、○八間跡能國者、かくのたまふにふかくよろこばせ賜ひて、御歎息し賜ふ御意あらはれたり、●大御歌意は、大和國には、あまたの山々群りておほくあるが中にも、峯谷石木にいたるまでよろづたりと一のひて、あかずおもしろき香具山に登りて國內を見わたすに、里のみならず水、上までもにぎはひて、さて

て、大和國は、あるが中にも惓惓國にてあるぞと詔へるにて、ふかくよろこばせ賜なり

天皇遊獵内野之時。中皇命使間人連老獻歌。〔頭註〕備考、使間人連老、か

ゝるところをば、ハシヒトノムラジオユシテとよみ雅言の用様なり、オユチシテと云は、後の漢籍の訓様なりと或人いへり、按に此説却てしかるべからず、續紀廿五詔に、精兵乎之天押之非天壞亂天罰滅止云家利ともありて、某をしてと云ること、古語にをりある辭なり、

獵字、類聚抄には獵と作り、(千祿字書に、獵獵上俗下正とあれば、獵の俗字なり、谷川氏云、顔氏家訓に獵化爲獵と見ゆ、されば國史記錄に獵と通用ひたりと云れど、其までもなし、)○内野は、大和國字智郡に在野なり、○中皇命、書紀を考ふるに、舒明天皇のころより齊明天皇までに、中皇命と申べき皇子見えす、舊本皇の下に女字を脱せるにて、中皇女命は間人皇后のことなりと、岡部氏もはやく説り、今この考によりてさらに、集中の例を謹て案るに、某美許等と尊みて申す稱ならば、尊字なるべし、高市皇子尊、日並皇子尊などあるを考べし、されど皇后皇女の類に、某尊とするせること他に例なし、因考ふに、命は女字の寫誤なるべし、中皇女は間人皇女の更名なるべし、舒明天皇紀に、二年春正月丁卯朔戊寅、立寶皇女爲皇后、后生三男一女、一曰葛城皇子、(近江、大津宮御宇天皇、)二曰間人皇女、三曰大海皇子、(淨御原宮御宇天皇、)云々、孝德天皇大化元年秋七月丁卯朔戊辰、立息長足日廣額天皇女間人皇女爲皇后、天智天皇四年春二月癸酉朔丁酉、間人太后薨云々、三月癸卯朔、爲間人太后、度三百三十人、とあり、さてこの間人皇女を中皇女と申せる故は、后腹にて中にますうへ、第二女にあたり賜ふ御子なるから、中とは申せるなるべし、(御兄葛

城皇子の一の御名を中大兄と申せるも、御庶兄古人皇子より、第二にあたり賜ふ御子なるがゆるな
り、孝徳天皇紀初に、鎌子連の中大兄に申す詞に、古人大兄殿下之兄也とあるにて、古人大兄の御
弟なることしるべし、中昔の書に、人のむすめあまたある中にも、第二にあたるを中の君といへる
こと多し、これ古の稱の中昔までも残れるなり、又續紀詔に、中都天皇とあるも元正天皇にて、平
城は元明天皇より宮敷坐て、元正天皇はその第二世に坐ますが故に、中都とは申賜へるなりと本居
氏云り、さて中をナカチとよむは、書紀雄略天皇卷、顯宗天皇卷、舒明天皇卷に、仲子、繼體天皇
卷に、仲、應神天皇卷に、中子、續紀三十卷詔に、新城乃大宮爾天下治給之中都天皇乃云々、
神名帳に、壹岐島壹岐郡中津神社、(ツ)はチと云に同じ、集中十四に、等能乃奈可知(殿之仲子なり、)
などあり、又中山嚴水は、中皇女は、御兄を中大兄と申せるによりて按ふに、中は地名なるべし、
御弟大海皇子と申も、大海は地名とおぼえたりと云り、もし此説の如くならば、中皇女はナカノヒ
メミコと訓べけれど、なほおぼつかなし、○間人連老は、間人はハシヒトと訓べし、(略解にハシウ
トとよめるはいかゞ、凡商人をアキウド、旅人をタゴウドなどいふたぐひは、いと後世の音便にて、
古は會てもなき事なるを、略解などにそのわきためをだにせざるは、あまりしき事ぞかし、)孝徳天
皇紀五年二月、遣唐使の判官の中に、小乙下中臣間人連老、(老此云於諭)とあり、即中皇女の御乳
母方なるべし、(御乳母の姓に依て、中皇女を間人皇女と申せるならむ、文徳天皇實錄に、其後未幾
天皇誕生、有乳母、姓神野、先朝之制、每皇子生、以乳母姓爲之名焉、故以神野爲天皇諱、)
とあるを思合へし、○此間に、目錄には並短歌の三字あり、すべてこの一卷中、長歌の後に、反歌
を添たる十首ばかりあるに、ことごとく本文の端には並短歌の字なければ、もとよりしるさよりけ

む、○此題詞の、こゝろは、契沖も云るごとく、中皇女のおほせにによりて、間人連老が作てたてま
つれるなるべし、されど意はなほ皇女の御意を承て、天皇に聞えあげたるなるべし、もし又皇女の
よませ給ひて、間人連をもて奏しめ賜へるとならば、御歌とあるべきが御字の脱たるか、下に中皇
命往于紀伊温泉之時御歌、とあるをもおもふべし、されどその傳奏せる人名まで、ことごとくしく
載たらむこともいかゞしければ、なほ間人連が中皇女のおほせによりて、作て獻れるなるべし
八隅知之。我大王乃。朝庭。取撫賜。夕庭。伊縁立之。御執乃。梓弓之。奈加弼
乃。音爲奈利。朝獵爾。今立須良思。暮獵爾。今他田渚良之。御執能。梓弓之。奈加
弼乃音爲奈里。

八隅知之は、枕詞なり、古事記景行天皇條に、夜須美斯志和賀意富岐美、書紀仁徳天皇卷に、夜輪
彌始之和我於朋根彌波、續紀七卷に、夜須美斯志和已於保支美波などあり、集中には此處の如く、
八隅知之とも、又安見知之ともあるが中に、八隅知之と書るは借字にて、安み知すてふ義なり、知
すは知賜ふといふに同じきこと、上に云るが如し、さてその安美の美は、麻美牟米の活用にて、難
美、懂美、悲美などいふ類の美と全同じ、かくて安美と云るは、欽明天皇紀に安ニ玄室とあるを、
クラキヤニヤスミマサムとよみ、續紀三十四、續後紀五卷詔に、其人等乃和美安美應爲久相言部、
(後紀天長八年十一月詔に、皇大神乃阿禮乎止賣爾、内親王齡毛老身乃安美毛有爾依旦とあるも、
かの忌詞に病を夜須美と云るに同じく、病の反を云るにて同言なり、)西行が、撰集抄に、清涼紫宸
殿の間に也須美し給ひて云々、又いづくに也須美する人にかと尋ね給ふに云々、などある安美なり、

即、今世にもやすんずるといひ、漢籍にても安字を常にしか訓來れるなど、やがて安みするといふこととの、音便にくづれたるものなり、(さて今世にも、やすみ、やすむとはいへども、そは休息する意にのみ云て、安んずるといふとは異なることなれるは、轉れるものなり、)さて知之を知す意と云むは、いかゞなるごとくなれども、足らすを多須、借らすを可須、減らすを閑須、交らすを可波須、登らすを能煩須、餘らすを阿麻須、致らすを伊多須、渡らすを和多須、返らすを可徹須などいふを思へば、知らずをも斯須といひけむこと知るべし、もし其意ならざらむには、爲之などこと書べきに、必知之とのみ書るは、さる意にこそあれ、さてしからば、安美知須といふべきに、之としも云るは、歌絶る語の一格にて、青丹余之奈良、鯨魚等利海とつゞくると同例なり、(然るを冠辭考に、安らけく見そなはししろしめし給ふてふ語をつゞめて、安見知爲といひて冠らしめたるにや云々、且知之とは立せ給ふをたゞし、御座ますをおはし、などいふ類にて、天皇の御事につけてあがめ申語なり、と云るはいかにぞや、まづ語をつゞむるといふことも通えがたく、そのうへ立し、御座し、などいふ下のしは、いはゆる過去の辭にて、唯立せ給ふ、御座賜ふなどいふとは、いたく云様の異なる詞なるをや、又古事記傳に、夜須美斯志は安けく見賜ふなり、天武天皇紀、續紀などに、安殿とあるも夜須美杼能にて、天皇の安見爲賜殿といふ意の名なり、大安殿とあるは大極殿のことぞ、さて夜須美斯志の志は爲の意にて、萬葉十九に、豐安見爲今日者云々、また國看之勢志且などありと同じ云ざまなり、といへるもいかゞ、安殿を引て説るはよけれど、安けく見ること、たゞに安見といはむこと古語めかず、剩て安見斯とはいよ、いふべからねばなり、然ればなほかの夜須美杼能の美も、麻美牟米の活用の美なり、又十九の見爲今日者はメスケケフノヒハなり、國看之勢

志且は、之は助辭にて國見爲しての意なり、これらは昔より訓誤り意得たがへることどもなり、又見を美斯といふは、知をシロシ、聞をキコシといふ類の格なり、と云るもいみじきひがことなり、知をシリシ、聞をキキシといへばこそ、見を美斯といふと同じ格ならめ、しかれども然云ては、斯の言皆いはゆる過去辭になれば、いかでさはいはむやは、唯昔見之などやうにこそいへれ、そをおきて、たゞに見を美斯といへることかつてなし、皆賣斯とのみ云り、賣斯は美と切れば、知をシロシ、聞をキコシなどいふ格に全同じ、シロシはシリ、キコシはキ、と切まるにて、其ゆるをささるべし、猶このことは、下の藤原宮役民の歌の下にいはむをも、合見て考べし、しかれば安見斯志といはむに、一の斯は無用言になれ、ば、かにかくにこの説もひがことならじやは、○我大王は、ワガオホキミと訓べし、我は親みていふ辭なり、(凡我を和と云阿といふこと、おのれ考ありて別に記せり、さて荒木田氏云、古事記書紀には倭我於朋相美とあれど、集中假字書には、總て和期於保伎美とあれば、集にてはいづくもワゴと訓例なりと云り、然れども十八に、和我於保伎美可母、又二十卷に、和我於保伎美加母などあれば、猶我大王と書るは、ワガオホキミと訓べきにこそ、)○朝庭、朝の假字は、十五、十八には安之多と書き、十九には安志太と書たれば、古は多の言清濁不定に似たれども、まづ清て唱ふべし、(今も安之多と清て唱へ、且安志太と濁音の字を書たるは、唯一所のみなれば、清音と定むべきことか、)然れども、しばらく濁音の字を書るかたに依ていはゞ、安之太は、明時の義なるべし、志太は舊説(仙覺注)に間の古語ぞといへり、故考るに、肥前國風土記松浦郡條に、禰振峯の蛇の篠原村の弟日姫子を娉ふ時、彼蛇の歌に、志努波羅能意登比賣能古袁佐比登由母爲禰且牟志太夜伊幣爾久太佐牟、又集中十四に、安是登伊敝可佐宿爾安波奈久爾眞日久禮

氏與比奈波許奈爾安家奴思太久流、又等保斯等布故奈乃思良爾爾阿抱思太毛安波乃傲思太毛奈爾已
會與佐禮、又阿我於毛乃和須禮牟之太波久爾波布利爾爾多都久毛乎見都追之努波西、又於毛可多能
和須禮牟之太波於抱野呂爾多奈婢久君母乎見都追思努波牟、又比登乃兒乃可奈思家之太波波麻渚杼
里安奈由牟古麻能乎之家口母奈思、又二十卷に、阿我母且能和須例母之太波都久波涅乎布利佐氣美
都伊母波之奴波涅、などある志太は皆時の意なり、又十一に、奥浪邊浪之來緣左太能浦之此左太
過而後將戀可聞てふ歌の左太も同言なるべし、又朝を安左といふも、もと安志太の切たるなり、(志
太の切左)又往左、來左、還左などの左も志太の切りたる言にて、往時、來時、還時てふ謂
なり、今土佐國の方言にも、往志太、來志太など云は、おのつから古語の遺れるなり、(京都あ
たりにては往志那、來志那といへり、これも言はかよへり)但し集中などに安久流安之多てふ
ことあれば、朝を明時の意とせむに、明てふ言無用に重なれば、いかにぞやおもふ人もあるべけ
れども、そは明時を安之太と體に云すて後の事なれば、明る朝と云も害なし、さる例多し、推わ
たして知べし、庭は借字、むかふものある時にいふ詞なり、下なるも同じ、さて朝庭云々夕庭云
々と、朝夕のうへばかりいひて、終日終夜のさまを思はせたるなり、日々に撫愛み大切に爲賜ふよ
しなり、○取撫賜、取はいひおこす詞とて、手して物することに多くいへり、こゝは撫愛賜ふさ
まなり、弓矢は天皇を始奉りて、上代より貴み愛來しものなればなり、(すべて男は弓を寶とし、女
は鏡を寶とすること、古よりのならはしなるべし、されば拾遺集神樂歌にも、よも山の人の寶とす
る弓を神の御前にけふたてまつるとあり)○夕庭、夕の假字は、五卷、二十卷に、由布幣、十九、
十四に、由布傲とあり、由布と云義は未思得す、傲は方なり、清て唱べし、(今世濁りて唱るは非な

り、其由下につばらに解べし、○伊緣立之は、イヨリタ、イヨと訓べし、(舊本にイヨセタ、イヨと
訓るによりて、注者等これを、弓を立置賜ふこと、解來れるはひがごととなり、さて又天皇の立置せ
賜ふことを、たてしと云むはいと不敬にて、あるまじきことなるを、さることに心のつかざりし
はいかにぞや、)伊はそへ言とて物をいひ出す頭におく言なり、書紀神代卷歌に、以和多羅須、集中
に、伊隱、伊積、伊行、伊歸などの類舉てかぞへがたし、(又詞の下に付て木乃關守伊、菟原壯士伊
などいへる伊もあり、そは下にいふべし)倚立賜ひしといふ意なり、タ、シはタチの伸りたる辭に
て、立賜ひといふ意になること、上に云るが如し、下の之は過去し方のことをいふ辭なり、御親そ
の弓の邊に倚立給ひしよしなり、夕毎に御手をはなたせ賜ふにもいたづらに捨置せ賜はず、なほそ
のほとりに倚立せ賜ふは、その御弓をふかく愛み賜ふよしなり、上の取撫賜とあるにむかへて意得
べし、○御執乃、御は尊稱とて、こは天皇の大御手に執賜ふ弓といふよしにていへり、執之は執の
伸りたる辭にて、執賜ふといふに同じきこと、上に云るが如し、劍を御佩之劍といふが如し、(御衣
をミケシといふも同じ)雄略天皇紀に、弓とあるは、(等と多とは親く通ふが故に、トラシをタラシ
といへるなるべし、多羅枝のこと、いふは、後世の牽強説にていふにたらず)やがて御弓のこと、
せるなり、これも御佩といふを即御劍の事とせると全同じ、かくいふこともいと古きこと、見えた
り、さるは景行天皇紀に、御刀媛といふありて、注に御刀此云彌波加志と有を思へ、○梓弓之、
弓はくさふの木もて作れど、兵庫寮式に、凡御梓弓一張、(以寮庫弓充之、脩造功五人)とあ
るを思へば、古より大御弓は梓なりけむ、梓の木のごとは、附卷品物解にいへり、○奈加弭は本居氏、
一説に中筈なり、古の弓に此製ありと云れど未決、もしは加は利の誤にて奈利弭ならむか、加利相

似たりと云り、今は姑くこれによりて訓つ、(石原正明が、奈利弦にやといへるなどはいふにたらず、) 弭は和名抄に釋名云、弓末曰弭、和名由美波數、二卷、十六に、弓波受とあり、さて奈利弭とするときは、古弓に、射る時殊に音高く弭の鳴るがありしなるべし、そは二卷に、取持流弓波受乃驟云々聞之恐久、とあるにてもさとりべし、さておしなべて古弓弭の然ありしにはあらで、又さのみは鳴ざるも有しなるべければ、其ことに鳴べく製れるをぞ、奈利弭とはいひけむ、(今の弓にも音はあれども、さのみ高くはならず) ○音爲奈利とは、御かりに出賜はむとて、御弓とりしらべ賜ふが、弓弭の鳴さわぐ音の後宮へきこゆるなり、奈利は決定辭とて、(もと爾安利の縮りたる詞なり、音爲奈利は音爲るにて有といふと同じことなり、) 目に見耳に聞ことをそのまゝにいふ詞なり、○朝獵爾云々暮獵爾、(獵字、二ながら類聚抄には攝と作り、) は、(十四に、安佐我里能伎美我山美爾母云々と假字書あれば、安佐我里由布我里と我を濁るべし、) 朝獵と云るは、朝に御かりに出賜ふを云へば論なきを、朝獵暮獵とならべ云るは、上の朝庭夕庭をうけて文なせるのみなり、反歌に朝布麻須等六とあるにて、實は朝獵に出賜ふをきこしめしてよませ賜ふなり、さてこゝは、六卷赤人歌に、安見知之和期大王波云々朝獵爾十六履起之夕狩爾十里躡立馬並而御搗會立爲春之茂野爾、とあると似たる云様なり、○今立須良思は、今立賜ふらしと云が如し、立須は立の伸りたる詞にて、尊みたる方にいふこと、此上に云るが如し、良思はさだかにしかりとは知られねど、十に七八はそれならむとおぼゆるをいふ詞なり、(俗にそうなといふにあたり、) ○御執能梓弓之、(能梓二字は、舊本下上に誤れり、今は元曆本によりつ、上にも御執能梓弓とあるをおもへ、そもく集中に、字の顛倒のいと多有は、活本より誤れるなるべし、) この以下四句は、上に云たることをかさねたるなり、一

たびいひてあかねば今一たびいひて、その所思の切きをあらはしたるなり、これらは後世の及ばざる處なりかし、●歌意は、天皇の終日終夜に、御もとさらすて撫愛み、大切にせさせ賜ふ御弓の弭音すなるは、今や朝獵に出立賜ふらし、女の身なれば、かゝる折にも御供つかうまつらで、遺居がうらやましきこと、老して奏し賜ふなるべし

反歌

かへしウタと訓べし、こは上の長歌の意を總ても、又は長歌にいひのこせる事をも、短歌にうち反してうたふ故に反歌とはいへり、しかいふ由縁は首卷に委云り

玉刻春。内乃大野爾。馬數而。朝布麻須等六。其草深野。

玉刻春(刻字、拾穂本類聚抄等には刻と作り、)は枕詞なり、古事記下卷、仁德天皇の建内宿禰に賜ふ大御歌に、多麻岐波流字知能阿會、集中五卷に、靈尅内限者などあり、又命とも代とも續けたり、四卷に、靈尅命向、五卷に、多摩積波流伊能知遠志家騰、十一に、玉切命者葉、十五に、多麻吉波流美自可伎伊能知毛、十九に、玉尅壽毛須底氏、十七に、多末伎波流伊久代經爾家牟など猶多し、(又十卷に、靈寸春吾山之於爾とよめるはいかゞあらむ、)さてこの詞の意、まづ多麻岐は(玉靈など書るはみな借字、)手纏にて、上世に手腕の装に佩しものなり、古事記に、投棄左御手之手纏、此集十五に、和多都美能多麻岐能多麻、現報靈異記に、環字、字鏡に、釧字、みな多萬岐とよめり、波流は波久と同じ、流と久とは韻通へり、集中に振字を布流とも布久とも訓せ、神代紀に、背揮此云志理弊提爾布俱と有などをもて、その親通ふ例を知べし、さて字智とつくは、腕

の義なるべし、智と氏と普通へり、集中に、長道を長手と云るなど其、餘例多し、腕は和名抄に、陸詞切韻云、腕手腕也、和名太々無岐、一云宇天とあり、さて手纏は手腕に佩具なるから手纏佩腕といふ意に、宇知といふ言に云係たる枕詞なるべし、(また大神、景井考あり、めづらしければあぐ、其考に云、多麻岐波流は靈久美波流なるべし、人の生涯は靈の久美張て絶ぬ意にて、靈久美張現と續くなるべし、久美とは角久牟、芽久牟などの久牟に同じく、張は木芽の張といふ張に同じといへり、猶考べし、舊本魂極として解る説などは論ふに足ず、古事記傳に、多麻岐波流は、阿良多麻能と云と同意なり、阿良多麻は、中巻倭建命段歌に見えて、年月日時の移りもてゆくを云言なり、さて多麻岐波流は阿良多麻來經るにて、阿良を省き經を通音にて波と云なり、彼倭建命段歌に、阿良多麻能登斯賀岐布禮婆阿良多麻能都紀波岐間由久とある是なり、されば此も年月日時の經行ことにて、宇知とつゞく意に顯現なり、そは現身、現世など云を、人の此世に生てあるほどを云り、故萬葉に多麻岐波流命と多くつゞけ、世ともつゞけ、又内限とよめるも、現世の限なり、又たゞ世のことを阿多良世と云るも、阿良多麻乃世、多麻岐波流世と云と同じことにて、世と云、命と云、現と云、皆年月日時を經行間のことなる故に、多麻岐波流とは云なりといへり、此説詞の趣はさもときこえながら、阿良多麻の阿良を省けりといふこと、あまりしきことなり、凡て言を省くといふことも公論にあらず、余が雅言成法を合考て知べし、又荒木田久老考には、多麻岐波流は程來經にて、多麻は十八家持卿の放逸鷹歌に、知加久安良婆伊麻布都可太末とある、末を未とかけけるは誤にて、この太末は、年月日夜の來經行間をいふ古言と見えて、奴婆多麻、阿良多麻、多麻佐可などいふ多麻も同じ意なりと云り、此考面白くはあれど、程を多末といふこと猶おぼつかなし、かくて多

麻岐波流現といふ意につゞけなれたる、其現は現世のことにてそれよりうつりて、壽は現世の中のものなる故につゞけ、又世ともつゞけたり、○内乃大野は、即宇智郡の野なり、大は大虚、大海、大道などの大と同じ、野は凡て努と訓べし、その所由は、此下茜草指武良前野逝云々の歌の下に委しく云べし、○馬數而は、ウマナメと訓べし、御馬を從者等とならべ賜ふよしなり、數字は意を得て書るなり、數あるものはならぶゆゑなり、十七に、宇麻奈米底、六卷に、友名目而遊、物尾馬名目而往益里乎、古事記中卷神武天皇、大御歌に、多々那米且などあり、馬は書紀にも集中にも、假字には皆宇麻とあり、(廿卷に、牟麻とあるは宇麻の誤寫なるべし、牟麻といふは後世の誤なり、凡て字を牟に後に誤れる事の多き故は、字と牟と字形の似たる故と云事なれど、然にはあらず、是は麻行の音と、婆行の濁音にて承るとき、字をんと後の音便に唱ふる事の多きによりて、遂に假字をも書誤れるなり、其は生をンマル、甘味をンマシ、梅をンメ、埋をンモル、薔薇をンバラ、奪をンパフ、諾、郁子をンベと呼類なり、其中海、生などをばンミとは今も云ず、されば馬を牟麻とかくも、彼、生をンマルといふ定なり、かくて馬を牟麻と誤れるは、何の時よりのことぞといふに、まづ和名抄に、馬和名無萬、驛馬今按、此間云波禰無萬戴星馬和名宇比太非能無麻、駿馬俗云布知無萬、驢驪和名宇佐岐無麻、また右馬寮美岐乃牟萬乃豆加佐、左馬寮比多里乃牟萬乃豆加佐、主馬寮美古乃美夜乃牟萬乃豆加佐、また驛和名無末夜また牧尙書云、萊夷爲牧、無萬岐、また左傳注云、馬褐馬被也、和名無麻岐沼、また馬調和名無末世美、また上總國海上郡馬野無萬乃、筑前國嘉麻郡馬見牟萬美同下座郡馬田無萬田など、源順の記されたるには、いづれも無麻と見え、さて又駿馬漢語抄云、土岐字萬、日本紀私記云、須久禮太留字萬、駑馬漢語抄云、於曾岐字萬、驄馬日本紀私記云、

美太良乎乃字萬、漢語抄云、鐵驄馬久路美度利能字麻、楊氏漢語抄云、落星馬保之豆岐乃字萬、駿馬漢語抄云、乎之路能字麻、漢語抄云、馬射和名字末由美、本朝式云、五月五日競馬、和名久良間字麻、辨色立成云、馬杞字麻久波、漢語抄云、馬刷于末波太氣、楊氏抄云、馬齒草字萬比由、また紫貝和名字萬乃久保加比見本草、この本草は和名本草なり、和名二字寫脱せるものなるべし、さて今和名本草を見るに、牟末乃久保加比とあるは、字を牟に誤寫せるものなり、源順の引たる時は、正しき本によられしこと著く、かく混雜に無萬とも字萬とも書たるが中に、よく思へば、漢語抄、日本紀私記、本朝式、辨色立成、和名本草等の書を引たるには、いづれも字麻と見えて、無麻と書るはなく、かの深江輔仁和名本草にも、驢を和名字佐岐字麻、と見えたるなどを合せ考に、その前みな字麻なりしを、天曆の頃に至りては、既く誤りて無麻となりしか、同抄に、駱駝良久太乃字萬、食槽和名字麻乃岐保禰とあるのみは、舊き書をも引ざるに、なほ字麻とせるは疑はしけれど、これらも漢語抄等に出たるまゝを載られけむを、たまたまその引書は脱せるものならむ、但し字を牟とせることは、傳寫の誤其例少からぬことなれば、古本の和名抄はなべて字麻なりけむを、後より〜に誤寫せるにもあるべし、しかれども右に云如く、順の自注せる方には無とのみ見え、舊き書を引たる方には字とのみありて、きはやかに別りたれば、なほ傳寫の誤とも定めがたし、拾遺集七卷物名に、むまひつじさるとりいぬるを、生れよりひつしくれば山にさるひとりいぬるに人るていませ、とあるも字麻を唱へ誤りしものにはあらで、彼比は既く牟をも牟麻、生をも牟麻留とせるにこそあらめ、○朝布麻須等六は、朝獵に踏賜ふらむといふなり、踏は上に引る六卷歌に、十六履起之云々、十里初立云々、とある蹟におなじく、草にかくれふせる多くの鳥獸を、ふみ立おどろかし賜ひて、御狩獵し賜ふなり、○其草深野は、ソノクサフカヌと訓べし、其とは人のしりたるものを正しくさす詞なり、されば上なる内野即その野なり、草深野は草深く生たる野といふなり、集中に草深百合と云るも、草深き野に生たる百合を云、考合べし、(舊本にクサフケヌとよめるは甚誤なり、其訓に従て略解に、深きを約轉して下へつゞくる時、夜のふけ行といひ、田の泥深きをふけ田と云が如く、草深き野なりと云れど、まづ深きを約轉してと云こと甚も意得ず、深野は體語にて高山、長道など云がごとし、そをたけ山、なげ道など云たる例なきことなり、たとひ例ありとも、其を約轉して云かけたるなりと云ては、通ゆべからぬをや、又夜のふけ行てふ詞を、いかに意得誤ひてか此處には引出たる、夜のふけ行は、俗語に夜の深う成行てふ意にて、固ことなる言格なるをや、又田の泥深きをふけ田と云るも、古書どもにたしかなる據も見えざれば、猶證にはなりがたきをや、凡て古書をよくも讀ざるから、さるひがことはいふものぞ、○歌意は、從者等と御馬をならべ賜ひて、朝獵にふみおこし賜ふらむに、その内の野は草深くて、鳥しゝなどもいとおほくかくれたるべければ、けふの御かり御獲物多くして、御興盡ざるべしとおぼしやりたるよしなり、(夫木集に、霜さやぐ内の大野の冬枯にあさふませ行駒なづむなり、とあるは今の歌に本づきたるなり、)

幸二讚岐國安益郡之時。軍王見山作歌

幸二讚岐國云々は、書紀舒明天皇卷に、十一年十二月己卯朔壬午、幸于伊豫溫湯宮、十二年夏四月丁卯朔壬午、天皇至自伊豫便居概坂宮と見ゆ、此春ついでに讚岐へも幸有けむことしるし、幸は(契沖が蔡獨斷曰、天子車駕所至以爲僥倖、故曰幸云々といへり、)イデマスと訓、(ミユキ

といふことも古言にてはあれども、なべてはイデマスといへり、かくいふ言意は後にいふべし、(天皇には行幸といひ、太上天皇には御幸といひてわかつかは、字のうへのさだにて後のことなり、)讚岐は、和名抄に、讚岐國佐奴岐とあり、岐字は、古事記をはじめ清濁通用たり、讚岐は今も岐を清て唱へ、古よりも清しなり、(古事記傳に、岐を濁音と定めて、讚岐とあるをばことごとく濁りて唱へしはひがことなり、又讚岐は竿調國かと云るもおぼつかなし、)書紀天智天皇卷に、讚吉國山田郡持統天皇卷に、讚吉國御城郡などかけり、(これ岐を濁るまじき證なり、)又續紀には紗拔とも書り、(延暦十年九月、讚岐國寒川郡人正六位上凡直千繼等言、千繼等先賜紗拔大押直之姓、云々と見ゆ、)名義はいかにかあらむ未詳ならず、○安益郡は、和名抄に、讚岐國阿野(綾)郡(國府)とあり、後拾遺集に、としつなの朝臣の讚岐にて、あや川の千鳥をよみ侍けるによめる、藤原孝善、きり時ぬあやの川原に鳴千鳥聲にや友の行方をしるとあり、○軍王は、考ふる所なし、王はオホキミと訓べし、抑上代には、某王と御名の下にある王は、みな美古と唱へ來しを、や、後に親王といふ號出來てより親王を美古と唱へ、親王ならぬを王と書て、其をば於保伎美と唱へ分ることゝなれり、さてその親王といふ號、天武天皇紀四年の條に始めて見えたれども、なほそれより前に親王の號は起りつらむ、さて彼頃は既に親王を美古と申し、其に分て諸王をば、某乃於保伎美と唱ふる定にはなれるなるべし、集中にも此卷下に、麻績王、十三に、三野王など歌にもよみたり、これ皆オホキミと申せる證なり、猶古事記傳二十二にいへることを合考べし、○作歌は、ヨミタマヘルウタと訓べし、(作をツクルとよまむは、字に泥みて古言を忘失ふわざぞ、)餘卒と云言の義は前に云り、○此間に、目錄には並短歌三字あり、本文にはもとよりなかりしなるべし、此上に云り

霞立。長春日乃。晩家流。和(豆)肝之良受。村肝乃。心乎痛見。奴要子鳥。ト戴居者。球手次。懸乃宜久。遠神。吾大王乃。行幸能。山越。風乃。獨座。吾衣手爾。朝夕爾。還比奴禮婆。大夫登。念有我母。草枕。客爾之有者。思遣。鶴寸乎白土。綱能浦之。海處女等之。燒塩乃。念曾所燒。吾下情。

霞立は、春日のうらゝかななるさまをいはむとておきたる詞なり、此つゞけ集中に多し、蝦鳴神南備、千鳥鳴佐保などやうにいふも似たることなり、霞は名義、可須は幽か微けきなどいふ可須にて春時生氣の立のぼり氣ふりわたり、幽微にして明らかならざるをいへり、(或説に、唐韻に霞日邊赤雲也、とあるを引て、赤染の義なりと云るは、字にのみ惑ひて、古義をばわすれたる説なり、)美はその形容を活動かし云詞にて、可須美、可須無と活用、即それを體言になして可須美とはいふなり、たとへば霞渡などいふ時は美の言なほ用なるを、朝霞、霞棚曳などいふ時は、即體言になれるなり、今の霞立やがてそれなり、(たとへば遺悶てふ言を、遊び遺悶などいふ時は、美の言用なるを、苦なるを遺悶を爲といふ時は體言になり、苦てふ言を、苦歎くといふ時は、美の言用なるを、苦を爲といふ時は體言になり、進てふ言を、進競ひといふ時は、美の言用なるを、行の進などいふ時は、體言になるがごとし、)○長春日乃、十卷にも、霞發春永日戀暮夜深去妹相鴨とあり、(今の歌によりて考るに、これも永春日とありしを倒置しなるべし、)日の言清て唱べし、(例は古言清濁考に詳なり、)○和豆肝之良受、ワヅキモてふ詞他に例なし、(ワヅキは分ち著なり、手著といふに似て少し異なりといふ説は信がたし、今按に、和字は草書のを誤れるにて、手豆肝なるべ

きか、然るに、クレニケルタヅキモシラズてふ語のかかり、かにかくに思ひめぐらせども、いかにとも通えがたく、またこの歌の下に、鶴寸乎白土とあれば、わづらはしくこゝにたづきとあらむもいかゞ、もしは誤字脱字など有にや、契沖は和豆肝之良受は、わきもしらすといふに、中に、豆もじのそはれるにや、十二に、中々にしなばやすけむ出る日のいるわきしらすわれしくるしも、とよめるとく、旅に久しくありて、故郷を戀しく思ひくらしめて、ながき春日なれど、くるゝわきもしらすとなるべしといへり、されどわきを和豆伎とはいふべくもあらねば、なほ豆は衍文と見て、姑フキモシラズと六言に訓てあるべし、和伎と云る例は、四卷に、夜晝云別不知、十一に、月之有者明覽別裳不知而、十卷に春雨之零別不知、十一に、年月之往覽別毛不所念見などあり、○村肝乃、こは心といはむ料の枕詞なり、四卷に、村肝之情摧而云々、十卷に、村肝心不欲云々、十六に、村肝乃心碎而云々などよめり、其義は、本居氏、五臓おのゝ名あれども、其は後に設けたるものにて、古言に臟腑の類をみなキモと云り、後世に肝をも膽をもキモと云は、古言ののこれるなり、されば腹の内に臟腑の凝ある意にて、群膽腑の凝なり、肝向心と云も同じことなりと云り、(冠辭考の説は用ふべからず)○心乎痛見は、心が痛さの意なり、本居氏、凡て風を痛み、瀬を早み、春を浅み、山高み秋ふかみなどいふは、風が痛さに、瀬が早さに、春が浅さに、山が高さに、秋がふかさの意なり、上にと云ると、をの言なきとあり、あるもなきも同意なり、といはれしによりて、こゝもその意に心得べし、集中にて且々いはゞ、此上に、空蟬之命乎惜美云々、二卷に、爲便乎無美妹之名喚而云々、又上に乎と云辭のなきは、此下に、暮相而朝面無美隱爾加云々、三卷に、見者乏見日本思禮などの類なり、但し又此例に意得がたきもこれかれ多かり、くはしくは既に首卷

總論に、論へり、(岡部氏考、別記に、痛見は痛萬利の意なりとして、こちたきまで論ひ、又略解には痛見は痛くしての意と云るなどは、ともにいふにもたらず、)痛は本郷思の情の堪忍がたくて、痛み苦しむをいふ、○奴要子鳥は、鳥名なり、附卷品物解に詳くいへり、こは裏敷といはむ料の枕詞にて、其意は岡部氏考に、鶉が鳴音は恨哭が如し、人の裏敷は下になけくにて、忍音をいへり、然れば鶉よりは恨鳴といひ、受る言は下敷なりといへり、さることなるべくおほゆ、○ト敷居者、十卷に、奴延鳥之裏敷座津、又奴延鳥浦敷居などあり、ト敷、浦敷など書るはともに借字、裏敷と書るぞ正字にて、裏に敷きて表はさぬを云り、此は供奉のをりなれば、はゞかりて表にあらはさぬ意もあるべし、裏は裏悲し、裏細しなどの裏と同意なり、敷は字意の如し、されば宜の言濁て唱べし、(但し十七に、奴要鳥能宇良奈氣之都追と、氣の清音の假字を用ひたるは正しからじ)○珠手次は、懸といはむ料の枕詞なり、さてこの珠は、(珠裳などいふ珠と同じく)美稱ともいふべけれど、よくおもふに、珠は借字にて、把手次といふことなるべし、婆と末は親通へり、さてその結法は、左右の袖口より背へ貫通て、後の方に引縮て結ぶを、今俗にたまたすきと云り、古のものしかせしをぞ云しならむ、嵯峨野物語に、内々の鷹をつかふ時は、大をとりて、たまたすきをあぐるなり、東齋隨筆に、延久善政には、先器物を作られけり、資仲卿藏人頭にてこれを奉行せり、升を召よせてとり、御覽じて、簾を折て寸法などさゝせ給けり、米をば穀倉院よりめしよせて、殿上小庭にて、貫首以下藏人出納など檢知して、小舍人玉たすきして量けりなどあるも、今俗に云と同じかるべし、美稱にいへる玉にはあらず、さるは常に兩端を相繋ぎて、左右の袖をかゝげ、肩にかくるたすきとはいさゝか異りて、袖を甚く引しどめ把ぬる故、把手次といふなるべし、(かく

見るときは、今俗にたまたすきといふも、其義明辨ゆるなり、たゞ美稱としては、今俗にすべてかゝる物に、さる美稱をそへいふことなければいかゞなり、且たすきの中に、差別てしがいへるも、いよ／＼きこえがたきことなるをや、○或者に、古のたすきは、珠を貫連てかけしがありしならむと云れど、古たすきに珠を貫連しといふことも見えざれば、是亦臆度説にて用ふるに足ざりけり、手次は、書紀神代卷に、以_レ蘿爲_二手綱_一（手綱此云_二多須根_一）とありて、字鏡に、緹負_レ兒帶也、須支、（今俗には須氣と云り、）とあるを思へば、兒を負帶をいふが本にて、衣袖をかゝぐる帶をば、手よりかくる故に、手須伎とはいふならむ、○懸乃_レ宜久は、言に懸て云もよろしうの意なり、十卷に、子等名丹闕之_レ宜_レ朝妻之とあり、懸とは、すべてこなたかなたをかくることにもいひ、又たゞ心に思ひ言に出すをいふことなり、されば心にも詞にもいふなる中に、こゝは詞に出していふ意なり、（源氏物語夕霧に、花や蝶やとかけばこそあらめ、とあるも言に出すかたに云るなり、）宜久は、今世に宜しうといふがごとし、（この宜久を、次の大王と云に續けて意得るは甚わろし、岡部氏考に、宜久は宜かるてふ辭を約めたるなり、と云るはよろしからず、さては前後貫きて通えぬことなり、）宜とは、たゞよき事をいふとはたがひて、打あひ相應じたる意なり、家に還るといふにかけいふに打あひ相應して、よろしう風の吹還りぬればの意なり、○遠神は、天皇は即神とも神と申て、人倫の境界に遙に遠きよしにてかくはいへり、此一言にても、古人の天皇をるやまひまつり、尊み奉りし意おもひやるべし、さて以下四句、こと／＼しく行幸をいへるは、私の旅ならましかば、ともかくも心にまかすべきを、供奉なればさることもせられず、いよ／＼本郷思の情に、堪がたきよしをいへるなるべし、○行幸、集中かくかけるは、皆イデマシと訓べし、天智天皇紀萬葉に、于知

波志能都梅能阿素弭爾伊提麻稱古云々、伊提麻志能伊播阿羅耶耶云々、延喜六年書紀竟安歌に、美可利須留幾見加弊留止天久女加波仁比度古止奴之會以天末世利介留とあり、出座の義なり、（行幸をミユキといふことも、九卷に、君之三行者、字鏡に、馳幸也行也、於保三由支などあれば、古言とはしるけれども、なほいづれもイデマシとよむかたぞふさはしき、）○山越風乃_レは、山を吹越風のといふなり、古今集に、根こし山こし吹風とよめるにおなじ、あるが中にも山吹越風は、ことに身にしみて寒さにたへがたければ、いよ／＼本郷思の情をますさまなり、さてこの詞にておもへば、春もいまだ初春なりけるにや、二月もなほ寒き年多ければ二月にや、○獨座、（座、字、拾穂本には居と作り、）妻とふたり宿ば、かゝる山越の風もさのみ寒からじ、と思ふより云るがいとははれなり、○朝夕爾、アサヨヒニと訓る宜し、（アサユフといふは古言にあらず、）○還比奴禮婆（禮字、類聚抄に無は脱せるなり、）は、還比は加閉里の伸りたる詞なり、花散相、天霧相などの例に同じく、その物の緩なるをいふ詞なり、（のぶるも、つゞむるも、よしなくてすべきにあらざれば、たゞ伸たるのみなり、と見てあらむはおろそかなり、）すべて還は、閉閑良須とも、（上の都麻須の例、）加閉良布とも伸る中に、加閉良須は、（還り賜ふと云に同じく、）あがむる方にいひ、加閉良布は緩なる方に云て、差別あることなり、これにても古人の詞の精微きことをおもふべし、さて還とは、岡部氏考に、十卷に、吾衣手爾秋風之吹反者、立坐多土伎乎不知村肝、心不欲、とあるに同じく、幾度となく吹過れば又吹來るを云といへり、今按に、集中に、往還見ともあかめやと云るも、往還往還幾度見とももの意、又夢に夢にし見え還るらむと云るも、幾度も夢に見え見えするを云るに、還てふ意はひとし、考併べし、○大夫登、（大夫と書てマスラヲと訓は集中の例なり、但し拾穂

本には大字を丈と書り、丈夫なればこともなし、大夫とあるは大丈夫の略なり、とも云り、名義は、正荒雄の意ぞと冠辭考に云り、その意なるべし、(略解に益荒雄の意とせるは誤へり、集中などにしか書るも多けれど、そは借字のみ、)登は常の語り辭の登なり、○念有我母は、かねて事なかりし時は、何事にもさやりあへぬ、たけき大丈夫とおもひほこりてありしわれさへもの意なり、丈夫ならぬ人ならばさもあるべきに、かくめ、しく本郷思の情に堪ずして、おめ、と心を痛め苦むることよとなり、母の辭ふかく味ふべし、六卷大伴卿歌にも、大夫跡、念、在吾哉水壘之水城之上爾泣將拭とあり、○草枕は、旅のまくら詞なり、草枕とは菰菅の類はさらにて、何にまれすべて草もてつくれる枕を云るにて、(新古今集題詞に、草を結びて枕にせよとて、人のたび侍りければ、)多毘とつゞくは、把ぬてふ意にいひつゞけしならむか、さるは草を把ね結びて造る故、しかいへるにやあらむ、(此枕詞、昔來旅には草引結びて枕とする故、草枕する旅といふ意のつゞけなり、)と意得來れるは甚あらぬことなり、もし其意ならば、さるべき語なくては言足はず、よく古言の格を考へて曉るべし、古義を得たらむほどの人は、おのが辨を待すしても知べきことなり、(十四上野歌に、安我古非波麻左香毛可奈思久佐麻久良多胡能伊利野乃於父母可奈思とあるは、猶彼卷にいふべし、)○客之有者、この之の助辭に力あり、すべて之の助詞は、その一すぢをとりたて、おもく思はする處におく辭なり、(しかるを、詞のたらずてあきたる處におく辭なり、と思ふはひがことなり、)○思遣は(遣悶、遣情などの字意、)思をやり失ふなり、此本郷思の情をはるけやる意なり、(心遣といふに同じ、)字鏡に、跳躍遊意之貌、心也留とあり、今、京の頃より、うつりて、想像するをおもひやるといへど、古は心の愁思をやり失ふことのみにいへり、(古今集に、我戀はむなしき空にみちぬらし思ひ

やれど行方もなし、とあるは此と同じ、(同集題詞に、昔を思ひやりてよみける、後撰集に、おもひやる心は常にかよへども逢坂の關越ずも有哉、などあるは皆後なり、)○鶴寸乎白土は、皆借字にて、(鶴はタヅの借字、寸は一寸二寸をヒトキフタキといふきなり、白土は土をふるくはニといへば、)不知に借たるなり、(手著を不知なり、手は、易きを手易き、太きを手太きなどいふ手にて、そへたる詞なり、著は寄付なり、古今集に、人にあはむつきのなきには、とあるつきと同言なるべし、)さて此は、いづれのすぢに便りて寄著ば、おもひをはるけやられむともしらぬを云、不知をシラニといふは、爾は不爾といふ意を含める古言なり、(今、京よりこのかたは、絶ていはぬ詞となれり、抑爾と云は、そのもとは自と云に同じく、)書紀歌に、和素邏珥、また阿羅珥など云るは不意、不有といふ意にて、珥も自も共に第二位の言にて、將然と云いふ詞づかひのさだまりなりしを、後に那行の第二位の言を、佐行の第二位の言の濁音に通して、自とのみ云て珥と云ことは失はてたり、さて不知を志良爾、不飽を阿可爾など云も、其定に志良自、阿可自といふ意なるべきに、其とは又異にて、不、知、爾、不、飽、爾といふ意を含みたる、古のひとつといひさまとなれり、しかるに、今、京となりては絶て、必志良爾、阿可爾などいふべき勢の處をも、なべて知ず、飽すとのみいふことゝなれるは、不便なることなり、かくいはではかなはぬ處多かるをや、しかるを、上古は詞づかひ狭かりしを、後世になりて詞ひらけたり、と思ふはいとかたはらいたきわざなりかし、○綱能浦(綱字、拾穂本類聚抄等に綱と作るは誤なり、)は、ツナノウラと訓べし、(舊本に、アミノウラと訓るは、もと字を誤れる本につきたる訓なればいふに足す、)こは和名抄に、讚岐國鶉足郡津町(都乃)と有、その浦なるべし、さてこゝに綱と書るを思へば、津野と書るをも、もとは都奈といひ

しか、さらば繼體天皇紀歌に、毛野若子を、愷那能倭俱吾とよみ、(是毛野をクナと訓しこと著し) 和名抄に、信濃國水内郡古野、布無奈、とある類なるべし、またはそれとは表裏にて、綱と書るをも都怒といひしか、綱を都怒ともいひしは、栲綱を古事記上巻歌に、多久豆奴、集中二十卷に、多久頭怒、三卷に、栲角と書るなどその證なり、但しもとより都奈とも、都怒とも二しへに通はしいひしか、今たしかには定めがたし、(又古事記に、御綱柏、延喜式に、三津野柏、大神宮儀式帳に、三角柏などあるこれらは、御綱、三津野、三角、皆ともに、ミツヌと唱へしか、はたミツナとも、ミツヌとも通はし云たるか、いづれにてもあるべし、そはいかにまれ、略解などに都能とよめるは甚誤なり、凡て怒といふべきを能といふは、後の訛なるよし下にいふべし、さて神祇式に、讚岐國綱丁といふものゝあるを、岡部氏考に、こゝの證に引出たるは、綱といふ地の丁と意得たるなるべし、綱丁とは、丁の中にしかいふがありて、三代實錄二十八にも、肥後國綱丁といふあり、綱丁のこと別に考あり、さて三卷山部赤人歌に、繩浦從背向爾所見奥島、とよめる繩字は綱の誤にて、此歌の綱の浦と同處なるべきよしの考あり、猶彼處にいふことを引合せ見て考べし、又大町稻城は、綱はもと、綾なりしを寫しひがめたるなるべし、アヤノウラと訓べしと云り、その説云、題詞に、幸讚岐國安益郡之時云々と見え、また和名抄に、讚岐國阿野郡綾、景行天皇紀に、武卯王是讚岐綾君之始祖也、天武天皇紀に、十三年十一月、綾君賜姓曰朝臣、續紀四十に、讚岐國阿野郡人綾、公菅麻呂等言云々、續後紀十九に、讚岐國阿野郡人綾、公姑繼綾公武主等、改本居貫附左京六條三坊、など見えたるも、郡名より出たる姓なり、これらその據なり、今は綾の北條、綾の南條として二郡にわかれて、さて今も安益郡は海を帶たれば、かの郡の内の海邊にて、綾の浦とはよ

みたまへるなるべしと云り、此説も然べし、主計式諸國輪調を記せる中に、讚岐國調云々、阿野郡輪熬鹽、とあるをも考合すれば、綾能浦之云々、燒鹽乃、と有むこと實にさもあるべし、○海處女等之云々、すべて鹽を汲、燒業は、海人の中に、もはら壯なる女のする業なれば云り、(處女は嫁せぬ間の女をいふから文字なり) 乎登賣は壯なる女を多くいへり、(なほ處女のこととは、古事記傳四卷云、袁登賣は、袁登古に對て若く盛なる女を云稱なり、萬葉には、處女、未通女など書れば、未夫嫁ぬを云に似たれど然らず、既に嫁たるをも云、倭建命の御歌に、袁登賣能登許能辨爾和賀淤岐斯都流岐能多知云々、とある此袁登賣は、美夜受比賣にて、既に御合坐て、御刀を其許に置給ひしことなり、又輕太子の、輕大郎女に紆て後の御歌にも、加流乃袁登賣とよみ給へり、是等嫁て後をいへり、又童なるをも云ること多し、袁登古とは童なるをばいはず、中昔にも、元服するを壯士になると云るにても知べし、然るに、女は童なるをも袁登賣と云は、女はひたすらに、少きを賞る故にやあらむといへり、此説のごとく、既に嫁たるをもいふことなれど、大やうは未嫁せぬ若き女をいふが故に、集中に多くは處女、未通女などと書たるなり、)等は、そのひとりしてする業ならねばいへるなり、○燒塩乃、(塩字、拾穂本に鹽と作り、)これまで三句は、念會所燒といはむ爲に、即その所の形容もて、一首の中の、序とせり、○念會所燒とは、おもひいられてむねのこがるゝを云、五卷に、心波母延農、十三に、我情燒毛吾有、十七に、心爾波火佐倍毛要都追などよめる類なり、榮花物語にあさましう心うき事をいひ出て、人の御むねをやきこがし、なげきをおふ云々とも見え、古今集に、むねはしり火に心やけをり、とよめるなどに同じ、(遊仙窟に、未會飲炭腹熱如燒とあり、)さてこの句下へ直に續ては聞べからず、吾下情の念ぞ所燒といふ意なるを、かく

倒置ていへるは、古語のめでたきなり、○下情は、シタゴコロと訓る宜し、シタは、下戀、下問、下延などいふ下に同じく、裏に隠て表にあらはさぬを云り、(岡部氏考に、シツゴコロと訓るは甚誤なり、其説に、シツゴコロと云は、シツ枝、シツ鞍などが云ごとしと云れども、しづ枝、しづ鞍などのしづは、たゞに下をいふことにあらざるをや、しづ枝は沈枝、しづ鞍は倭文鞍にて、共に下にいふべし、) 上の裏敷と合考べし、これうはべにはしひて丈夫づくりてをれども、實は下情に堪がたくて、おもひこがるゝよしなり、●歌意、客中數月に及びて、本郷思のたへがたきよしをよみ給へるにて、かくれたるすぢなし

反歌

山越乃。風乎時自見。寐夜不落。家在妹乎。懸而小竹櫃。

風乎時自見は、風が時ならず寒さにの意なり、(長歌に、朝夕爾還比奴禮婆とあるごとく、朝となく夕となく、時ならず吹來る風の身に寒くて堪がたきよしなり、) 時自見は、此下に、三芳野之耳我嶺爾時自久會雪者落等言、三卷不盡山歌に、時自久會雪者落家流、又筑波山歌に、冬木成時敷時跡不見而往者、(此は登りて見べき時にあらずとてと云意なり、) 四卷に、何時何時來益我背子時自異目八方、十八に、等根自家米也母、(何時とても時ならずと云ことあらめやはなり、) 八卷に、非時藤之目頼布、(六月の歌なり、) 十三に、小治田之年魚道水乎云々時自久會人者飲、云(暑くして水飲べき時に非るを云、) などあるにて意得べし、古事記傳に、登岐士政能迦政能木實は、書紀に、非時、香菓と書る字の如く、登岐士政は、其時ならぬを何物にても云、然るを時分ず常に變らぬ意に

見るはいさゝか違へり、其も時ならずと云が、おのづから然も聞ゆるにこそ、さて橋子を然云故は此葉は夏よりなりて、秋を経て冬の霜雪にもよく堪へ、又探て後も久しく堪て腐敗れず、時ならぬころにも、何時もある物なればなり、と云るを考合べし、○寐夜不落は、連夜の意なり、不落は漏すと云が如し、古事記上卷須勢理毘賣命御歌に、伊蘇能佐岐游知受、祈年祭祝詞に、島之八十島墜事无、續紀三十四詔に、年緒不落、此卷下に、川隈之八十阿不落、四卷に、蓋世流衣之針目不落など猶多かり、○家在妹乎は、家に在妹をなり、妹は妻をいへり、本居氏伊毛とは、古夫婦にまれ、兄弟にまれ、他人にまれ、男と女と双ぶときに、其女をさして云稱なり、然るをや、後には女どちらの間にても稱ことなれりき、さて妹字をしも書は、此稱に正しく當れる字のなき故に、姑兄弟の間の伊毛に就て當たるものなり、ゆめ此字に泥みて、言の本義を勿誤りそといへり、猶古事記傳三卷に詳なるをひらき考べし、○懸而小竹櫃は、心に懸て慕ひつなり、(略解に、吾をる處より、遠く妹が家を懸て慕ふと云るなり、といへるはいさゝかまぎらはし、心に思ひ言に出すをも、懸といふこと上に云るがごとし、さればこゝは、たゞ心に思ふことなり、) 長歌に、珠手次懸乃宜久とあるは、言に出るをいひ、今は心に思ふを云るにて、懸の言は一ぞ、小竹櫃は、慕びつの借字なり、之奴布とは戀慕ふことをも、賞愛むことをも、密隠るゝをも、堪忍るをもいふ中に、こゝは戀慕ふ意なり、戀慕ふ意に用ひたること、此集ことに多し、自餘はまれなる方なり、今京よりこなたの歌また文にも、密隠る意なると堪忍ふる意なるとを、志乃布と云ること多かり、さて慕ふ意なると愛む意なるとは近くして、相通ひて聞ゆること多し、何乎可別氏之奴波無、とやうに云るは愛む意ながら、慕ふ意にもわたりてきこゆるが如し、すべて愛まるゝものをば慕ふものなれば、落

るところはひとつなり、さて又隠る意なると堪る意なるとは近くして、此も相通ひて聞ゆること多し、志奴比不得など云は、隠れかぬる意にも、堪かぬる意にもわたりて聞ゆるがごとし、されば隠るゝ方は堪忍るより轉れるものなるべし、其は顯にせまほしき事をも、強て堪忍ひて押へつゝむ意より隠すことにもなれるなり、さてこの二と、慕ふ意なると愛む意なるとの二には、意いと遠くして、本より別言のごと聞ゆれども、これもよくおもへば、もとは同言なるべし、さればそれとうはべには色に顯はさず、おさへつゝみて、心の裏に慕ひ愛む意より云るにて、これも堪忍ふ方より出たることなるべし、さて比の言清て唱べし、(後に濁るはわるし、古言清濁考に委し)都は、夢爾見津、裳裾濕津の都に同じ、(俗に夕と云と同じことなり)●歌意は、朝となく夕となく、時ならず吹來る山越風の寒さに、一夜ももらさず、家妻を心にかけて戀慕つとなり、長歌には、朝暮のさまをいひ、反歌には連夜のさまをいひて、いよくあはれをふかめしめたるなり

〔右檢日本書紀、無幸於讚岐國、亦軍王未詳也、但山上憶良大夫類聚歌林曰紀曰、天皇十一年己亥冬十二月己巳朔壬午、幸于伊豫溫湯宮云々、一書云、是時宮前在二樹木、此之二樹斑鳩此米二鳥大集、時勅多掛稻穗而養之、乃作歌云々、若疑從此便幸之歟、〕

紀曰云々、(紀字、誤て記と作り、)上題詞の下に書紀を引て云る如し、かくて十二年四月に伊豫より還らせ賜ひて、便居厩坂宮とあるは、岡本宮の天災に焼たる故に、十二年に還らせ賜ても、厩坂宮におはしまし賜ふなるべし、八年六月、災岡本宮、天皇遷居田中宮とあるを思へし、○豫字、類聚抄には與と作り、○一書は、伊豫國風土記なり、三卷赤人の伊豫の湯にてよめる歌の處に引べし、○鳥字、舊本誤て鳥と作り、○乃字、元曆本に仍と作り、○作歌、歌字、類聚抄に之と作り

明日香川原宮御宇天皇代

明日香川原宮、明日香は大和國高市郡飛鳥なり、下にいふ、川原宮は、同郡岡本、飛鳥、二村の間にあり、○天皇は、皇極天皇なり、但し書紀には、皇極天皇元年十二月壬午朔壬寅、天皇遷移小墾田宮、二年夏四月庚辰朔丁未、自權宮移幸飛鳥板蓋新宮と見えて、川原宮に大坐しことは見えざれども、其は脱漏たるものにて、二年の末より四年までの間に、川原宮へ遷り坐しなり、其は諸陵式に、越智岡上陵、(飛鳥川原宮御宇皇極天皇、大和國高市郡、兆域東西五町南北五町、陵戸五煙)とあるにて灼然し、神皇正統記に、壬寅の年即位、大倭の明日香河原の宮にましますとあり、其餘、皇代紀如是院年代記、皇年代略記、神明鏡、時代難事等にも、皇極天皇明日香川原宮に御宇よし記せるを併考べし、(岡部氏は、書紀に、齊明天皇元年正月、飛鳥板蓋宮にて即位し、其冬板蓋宮災しによりて、俄に飛鳥川原宮へ遷坐し、其明年の冬、又岡本宮に遷りたまへるよし見えれば、齊明天皇川原宮におはしけるほどのこととせれど誤なり、さるは此の次に、齊明天皇代を標して、後岡本宮と記したればなり、齊明天皇川原宮には、たゞしばし權におはしたれば、かくことさらに標を分つべきよしなし、又或説に、孝德天皇の宮號と云るはさらに云にも足す、)○代の下に、天豐財重日足姫天皇とある本どもは、後人のしわざなること、既くいへる如し、(拾穂本には、謚曰皇極天皇と云註もあり)

額田王歌

額田王は、天武天皇紀に、天皇初娶鏡王女(從類史加女字)額田姫王生十市皇女とありて、鏡

王といひし人の女にて、鏡女王の妹なるべし、かくて姉の鏡女王は、大和國平群郡額田郷に住居はれし趣、二卷に見えれば、この女王も姉に従ひ給ひて、額田郷に居られし故に、やがて名にも負せられたるなるべし、本居氏、古は女王をも分て某女王とはいはず、男王と同じくたゞ某王といへり、かくて萬葉のころにいたりては、女王をば皆女王と記せるに、此額田王に女字のなきは、古き物に記せりしまゝに記せるなるべし、鏡女王は父の名とまぎるゝ故に、ふるくも女王と記せるなるべし、さて右の二女王ともに鏡王といひし人の女にて、鏡女王は姉、額田王は弟と聞えり、父王は、近江國野洲郡の鏡の里に住居はれしによりて、鏡王といへり、此ほども居住を以て呼る名の例多し、かくて其女子も、もと父の郷に住居はれしによりて、同じく鏡王と呼るなり、すべて地の名をもてよべるは、父子兄妹など同じ名なる多し、そは事にふれてまぎるゝをりなどは、女子の方をば鏡女王とかきてわかち、つね口には、京人などはたゞ鏡王といひしなり、これ古のなべての例なりと云り、なほ鏡女王のことは、二卷にいふべし、(中山嚴水云、此額田王は、始天皇にめされ給ひて、十市皇女をさへうみましながら、四卷をみれば、額田王思近江天皇作歌とて、君待登吾戀居者我屋戸之簾、動秋風吹と有て、この時は、天智天皇のめし給ひしと見えたり、既に天武天皇のめし給ひて、皇女さへましますに、又しも天智天皇のめし給はむこと、おぼつかなしと思ふに、そは天武天皇紀、天皇即位の條に、正妃夫人、また生まし、皇子等をもあまねく擧て、さて其終に、天皇初娶鏡女王額田姫王、生十市皇女とありて、此女王をば妃夫人の列にもつらねいはぬを思へば、天武天皇のいと若くおはしまし、時に、住わたり給ひし事のかれ行給ひし後に、天智天皇のめし給ひて、夫人などにておはしまし、なるべし、今よりして見れば、あるべきことゝもおもほえね

と、ふるき代にはすくなからぬためしなり、されば下の、蒲生野の遊獵の時の御歌にも、人妻故爾とはよみ給ひしなり、さるを本居氏説に、額田王もはじめは、天智天皇にめされたりしこと、四卷に、思近江天皇歌とある、これその證なり、其次に、鏡女王の歌有、是又此女王も天智天皇に娶れたる證にて、妹王と共に思ひ奉れるなり、さて天武天皇太子におはしまし、ほどより、額田王に御心をかけられたりし事、この下の御歌にてしらる、其御歌に、人づまゆゑにとよみ給へるは、天智天皇の妃なるが故なり、さて此御歌の此御詞にても、額田王もはじめには、天智天皇のめしたりし事しるべし、かくて天智天皇かくれさせ給ひて後に、天武天皇にはめされて、十市皇女をうみ奉られしなりと云るはいかにぞや、此十市皇女は、大友皇子の妃にして葛野王はその長子にておはしますよし、懷風藻に記せり、この大友皇子は、天智天皇の崩御、打つゞきてほろび給ひぬるを、僅の間に天智天智の夫人にて有し額田女王を、又天武天皇のめし賜ひて、十市皇女をうみまし、その皇女また大友皇子にめされて、葛野王をさへ生ますべしや、ことに葛野王は長子なれば、つぎつぎの御子等、はたおはしけむものをやと云り、此説さることなり、○王の下、舊本に未詳、二字あるは、後人の註なることしるしければ削つ

金野乃。美草苺苺。屋村禮里之。兔道乃宮子能。借五百磯所念。

金野は、秋野なり、集中秋と書べきを金とかける處あり、金芽子、金風など有類なり、四時と土用とを五行に配る時、秋は金にあたる故に然書り、○美草苺苺、(苺字、拾穂本には刈と作り、苺はから國の字書に見えず、刈字のみなり、刈に通書るなるべし、此集多くは苺と書り、延喜式にも苺安

草と書たり、美草は、美は例の眞に通ふ美稱にて、此下に、眞草刈荒野とある眞草におなじ、さて眞艸は即薄の事にて檜を眞木といへるに全同しく、薄は百艸の長なる謂にて、しかいへるなり、そもく體にては薄と云ひ美稱では眞艸といひ、花にては尾花と云、屋葺料にては加夜といへり、されど又眞艸といひ、尾花といひ加夜といひて、やがて薄といふにもかよへり、されば加夜てふ所由をまづことわらむに、古事記上卷に、鶺鴒爲葺艸云々、訓葺艸云加夜とあるごとく、本は何にても屋葺料の物をいふ稱にぞ有ける、かくて薄を加夜と云も、薄ぞ即もはら屋ふく料に用ふる艸なれば然云、その加夜やがて百艸の長なれば、即草字をぞ加夜とは訓なりける、たとへば、葛はかづらのことにて、さてかづらの長たるものは藤にて、やがて葛字をフヂと訓、又可抱といふは一體のうへの容貌をいふことなるが、その容貌の長たるものは顔面にて、可抱とのみ云ぞやがて顔面のこと、きこえ、また花の長たるものは櫻にて、花とのみいふぞやがて櫻のこと、きこゆるがごとし、そは上古は、借廬などのみならず、大御舎を始奉り、凡て薄もて葺つればなりけり、仁徳天皇紀元年春正月、云々、都難波、是謂高津宮云々、茅茨之蓋弗剖齊也、これも薄もて御蓋を葺たるよしなり、茅字によりて、加夜を茅のこと、な思ひ誤そ、唐書東夷列傳にも御國のことをいへる處に、以草茨屋とあり、これもいにしへ、もはら薄にて屋を葺つるがゆるなり、さて草字を加夜と訓る例をいはむに、まづ古事記野神の御名に、鹿野野比賣神とあるを、書紀には草野姫と書、且神代紀降臨條に、磐根木株草葉、また海宮條に、以眞床覆衾及草裏其兒と見え、顯宗天皇紀室壽大御詞に、取葺草葉者、此家長御富之餘也、欽明天皇紀に、藉草、又延喜式大殿祭祝詞に、取葺計魯草乃噪無久、云々などあるをはじめて、集中二卷に、大名兒彼方野邊爾刈艸乃、三卷に、陸奥之眞野乃草原、四卷に、黒樹取草毛刈年、七卷に、葛城乃高間草野、十一に、紀之淺草乃野良爾刈草乃、十二に、三吉野之蜻乃小野爾刈草之など見え、和名抄に、因幡國佐美郡大草於保加也、武藏國埼玉郡草原加也波良、などあるを考併せて、草字を加夜と訓べきを曉るべし、これらのみならず、集中にヲバナを草花と書るも、草の花てふ意もて書るにても、いよ、薄を眞草といふべき理徴きをや、然ればミクサと訓來れるは、おのづから當れり、夫木集に、秋の野の花の盛は過がてに美久佐刈ふく宿や借ましとあるは、今の歌をとりてよめるにてよし、但し岡部氏考に、美草は眞草と云に同じく、秋の百草をかね云といへるはいさゝかたがへり、又元曆本に、この美草をヲバナとよめるは、薄を眞草といふべき理を、わきまへかねたるなかなかのさかしらなりけり、本居氏は、ヲバナと訓るに從て、貞觀儀式大嘗祭條に、黒酒十缶云々、以美草饒之、また倉代十輿云々、饒以美草と見えて、延喜式にも同じく見ゆ、然れば必一種の艸名なり、古薄を美草と書ならへるなるべし、眞草の意ならむには、式などに、美草と美字を假字に書べきよしなしと云へり、されど、式に、美草とあるは眞草の意ならじ、同條に召市人令奏調獻物料絹以美木爲軸云々、とあるを考合るに、美草美木は、たゞ美しき草木を云りと思はるれば、こゝにはあづからぬことなるべし、葺葺は、眞草を刈て屋に葺なり、○屋杼禮里之は、宿而有之なり、(取而有之をトシリシ、知而有之をシリシといふに同例なり)さて此は過去し方のことをいへるにて、當昔兔道に從駕へし人々の宿りて有しを云、○兔道乃宮子は、山城國宇治郡に造らしたる行宮所の地を云、宇治は大相國より近江へ行路次なれば、近江に行幸ありし度、こゝに行宮をたて、一夜とまらせ給ひしなるべし、その時に從駕つかへたりしことを、後に額田王のよみ給へるなるべし、書紀に、應神天皇

草と書たり、美草は、美は例の眞に通ふ美稱にて、此下に、眞草刈荒野とある眞草におなじ、さて眞艸は即薄の事にて檜を眞木といへるに全同しく、薄は百艸の長なる謂にて、しかいへるなり、そもく體にては薄と云ひ美稱では眞艸といひ、花にては尾花と云、屋葺料にては加夜といへり、されど又眞艸といひ、尾花といひ加夜といひて、やがて薄といふにもかよへり、されば加夜てふ所由をまづことわらむに、古事記上卷に、鶺鴒爲葺艸云々、訓葺艸云加夜とあるごとく、本は何にても屋葺料の物をいふ稱にぞ有ける、かくて薄を加夜と云も、薄ぞ即もはら屋ふく料に用ふる艸なれば然云、その加夜やがて百艸の長なれば、即草字をぞ加夜とは訓なりける、たとへば、葛はかづらのことにて、さてかづらの長たるものは藤にて、やがて葛字をフヂと訓、又可抱といふは一體のうへの容貌をいふことなるが、その容貌の長たるものは顔面にて、可抱とのみ云ぞやがて顔面のこと、きこえ、また花の長たるものは櫻にて、花とのみいふぞやがて櫻のこと、きこゆるがごとし、そは上古は、借廬などのみならず、大御舎を始奉り、凡て薄もて葺つればなりけり、仁徳天皇紀元年春正月、云々、都難波、是謂高津宮云々、茅茨之蓋弗剖齊也、これも薄もて御蓋を葺たるよしなり、茅字によりて、加夜を茅のこと、な思ひ誤そ、唐書東夷列傳にも御國のことをいへる處に、以草茨屋とあり、これもいにしへ、もはら薄にて屋を葺つるがゆるなり、さて草字を加夜と訓る例をいはむに、まづ古事記野神の御名に、鹿野野比賣神とあるを、書紀には草野姫と書、且神代紀降臨條に、磐根木株草葉、また海宮條に、以眞床覆衾及草裏其兒と見え、顯宗天皇紀室壽大御詞に、取葺草葉者、此家長御富之餘也、欽明天皇紀に、藉草、又延喜式大殿祭祝詞に、取葺計魯草乃噪無久、云々などあるをはじめて、集中二卷に、大名兒彼方野邊爾刈艸乃、三卷に、陸奥之眞野乃草原、四卷に、黒樹取草毛刈年、七卷に、葛城乃高間草野、十一に、紀之淺草乃野良爾刈草乃、十二に、三吉野之蜻乃小野爾刈草之など見え、和名抄に、因幡國佐美郡大草於保加也、武藏國埼玉郡草原加也波良、などあるを考併せて、草字を加夜と訓べきを曉るべし、これらのみならず、集中にヲバナを草花と書るも、草の花てふ意もて書るにても、いよ、薄を眞草といふべき理徴きをや、然ればミクサと訓來れるは、おのづから當れり、夫木集に、秋の野の花の盛は過がてに美久佐刈ふく宿や借ましとあるは、今の歌をとりてよめるにてよし、但し岡部氏考に、美草は眞草と云に同じく、秋の百草をかね云といへるはいさゝかたがへり、又元曆本に、この美草をヲバナとよめるは、薄を眞草といふべき理を、わきまへかねたるなかなかのさかしらなりけり、本居氏は、ヲバナと訓るに從て、貞觀儀式大嘗祭條に、黒酒十缶云々、以美草饒之、また倉代十輿云々、饒以美草と見えて、延喜式にも同じく見ゆ、然れば必一種の艸名なり、古薄を美草と書ならへるなるべし、眞草の意ならむには、式などに、美草と美字を假字に書べきよしなしと云へり、されど、式に、美草とあるは眞草の意ならじ、同條に召市人令奏調獻物料絹以美木爲軸云々、とあるを考合るに、美草美木は、たゞ美しき草木を云りと思はるれば、こゝにはあづからぬことなるべし、葺葺は、眞草を刈て屋に葺なり、○屋杼禮里之は、宿而有之なり、(取而有之をトシリシ、知而有之をシリシといふに同例なり)さて此は過去し方のことをいへるにて、當昔兔道に從駕へし人々の宿りて有しを云、○兔道乃宮子は、山城國宇治郡に造らしたる行宮所の地を云、宇治は大相國より近江へ行路次なれば、近江に行幸ありし度、こゝに行宮をたて、一夜とまらせ給ひしなるべし、その時に從駕つかへたりしことを、後に額田王のよみ給へるなるべし、書紀に、應神天皇

六年、輕島明宮より近江國に幸し時、宇治野にて御歌よませ給ひ、又天武天皇近江宮にて出家し給ひて、吉野へ入せ給ふとて、大和の鳥宮へ歸らせ給ふ時、諸臣鬼道まで送り奉りけるよし見えれば、その路次のほどをおもふべし、宮子と書る子は、借字にて所の意なり、彼處此處などいふがごとし、又何處のク言、また在所、隱處、奥處などのカ言も同音にてひとつぞ、かくて宮處とは、かりそめにも天皇命の大坐賜ふ處をいふ稱なり、岡部氏考に、離宮處をも行宮處をも、略きては宮處といふぞといへるは本末の誤あり、宮處は天皇命の大坐處の總稱にて、離宮處また行宮處など云は、本宮處に別たむための名目ぞ、たとへば歌てふが總稱にて、長歌短歌たといふなるは、その種類をわかつたむための名目なるがごとし、長歌短歌てふを略きて、たゞ歌とのみ云るにはあらざるをも思べし、そは書紀景行天皇卷に、十二年九月甲子朔戊辰、天皇遂幸筑紫、到豊前國、長峽縣興行宮而居、故號其處曰京也、また豊後國風土記に、宮處野朽網郷所在之野、起行宮於此野、因名、また肥前國風土記に、神埼郡宮處郷、纏向日代宮御宇天皇行幸之時、於此村奉造行宮、因曰宮處郷など見えたるごとく、此處もかりに天皇命の宿らせ賜ふより、鬼道の宮所とは云けるなり、(鬼道稚郎子の宮をたて、住せ給ふ故に、宇治の都といふとおもへるは非ぬことなり、後の人の宇治の都とよめるは、さ心得たるにも有べし、今は行宮につきてよめるなり)さて鬼道を過ましかむ時は、左註に、類聚歌林また書紀を引るは誤にて、皇極天皇代より前にありけむを、その御事跡は書紀などにも漏たるなるべし、○借五百磯所念(磯字、舊本燬に誤れり、今は官本に従つ、五百は借字)は假慮し所念なり、こは從駕の人々の借慮を云り、(凡て以前の諸註者みな、天皇命の大坐し、借慮と意得しより、歌の大概を誤れり、もし天皇命の借慮ならむには、尊みて屋村良之

斯などこそあるべきを、あな可畏、屋村禮里之などいふべしやは、君上を厚く尊崇まつりし、古人の意をも熟かむがへ念ひてよ、これにてもいよく、自共の借慮をいへること疑ふべからず、磯の助辭に力あり、心して聞べし、すべて磯の助辭は、その一すぢをとりたて、おもく思はする處におく辭なること、上に云るが如し、所念は、おもはるといふ意なり、●歌意は鬼道に行幸の有しほど、御草かりふきて、從駕の人々の旅やどりをせしその所がらの、なか／＼やうかはりてをかしかりしかば、立出て來し名ごりの、今に忘れがたくおもはるゝよとなり
右檢山上憶良大夫類聚歌林曰、一書曰、戊申年幸比良宮、大御歌、但紀曰、五年春正月己卯朔辛巳、天皇至自紀溫湯、三月戊寅朔、天皇幸吉野宮而肆宴焉、庚辰、天皇幸近江之平浦、右の註中、(一書の下曰字、舊本無、一本によりつ、但し拾穂本には、一書曰三字共になし、三月戊寅、戊字、舊本誤て戌と作り、焉字、拾穂本には也と作り、庚辰の下、舊本日字有は衍文なり、書紀に無による、)一書の戊申は、孝德天皇大化四年なり、紀曰五年は、齊明天皇五年なり、かくて此兩度の幸の中、いづれにしても皇極天皇代より後にあたれば、上にも云る如く此註は誤なり

後崗本宮御宇天皇代

後崗本宮(崗字、類聚抄拾穂本并袋冊子に引るにも岡と作り)は、高市郡岡村にありて、今も飛鳥岡といふ、かの川原宮の東北の方なりとぞ、書紀云、齊明天皇元年春正月壬申朔甲戌、皇祖母尊即天皇位於飛鳥板蓋宮云々、是冬、災、飛鳥板蓋宮故遷居飛鳥川原宮、二年云々、是歲於飛鳥岡本更定宮地云々、遂起宮室、天皇乃遷、號曰後飛鳥岡本宮、○代の下、舊本に、天豐財重

日足姫天皇とありて、その下に位後即位後岡本宮と註せるは、共に最後人のしわざなり、拾穂本には、諡曰齊明天皇とも註せり

額田王歌

額田王歌 額田王歌 額田王歌

額田津(額)字、拾穂本には熟と作り、類聚抄に就と作るは誤なり、熟を額と書ることは古書に例多し、三卷にも人乎(額)見者とあり(は、伊豫國温泉郡の地名なり、書紀齊明天皇卷に、伊豫國云々、熟田津此云(額)爾(額)枳(額)陀(額)豆(額)と有、さて爾(額)枳(額)とあるによりて、枳(額)の言清て唱べし、(常に此言を濁るは非なり、)○船乘(額)世(額)武(額)登(額)は、御船に乗賜はむとの意なり、登(額)はとての意の登(額)なり、常の語辭の登(額)と異なり、すべて古言には登(額)氏と云る言なし、(今京よりこなたにはいと多き言なり、や、古くは、延喜式鎮火祭祝詞に、たど一ある、これを除て古言にあることなし、)登(額)とのみ云に、登(額)氏の意を具たればなり、此下に、神佐備世須登云々、高殿乎高知座而云々、山神乃奉御調等春部者花挿頭持云々、大御食爾仕奉等上瀬爾鵜川乎立云々、又其乎取登散和久御民毛云々、又亦打山行來跡見良武、二卷に、倭邊遺登佐夜深而、又妹待跡吾立所沾などかぞへがたし、これらの登(額)は、みな登(額)氏の意にて今と同じ、○月待者は、海路くらくてはたづきなければ、月出とて、御舟とどめさせ賜ひ待賜ふを云、これ實には潮待爲賜ひしなるべきを、月を主としてたまへるがをかきなり、○潮毛可奈比沼といふに、潮も満て月出ぬといふ意あり、(宣化天皇紀に、是以海表之國、俟(額)海水(額)以來(額)賓(額)といへり、現存

六帖に、伊勢海や潮もかなひぬ浦人のあさこぐ舟はつりに出らし、(月)いつるときは、潮みつるものなればぞかし、この毛の詞にてわざと月を主とし、潮をかたはらとし賜へること、上に云るがごとし、可奈比奴とは御船出さむに叶ひたるを云、この詞に心を着て聞べし、くたくしく御船出さむに叶ふと云で、さる意ときこゆること、古人ならではえいふまじき詞なり、○今者許藝(額)巨(額)菜(額)、(且)字、舊本に乞と作るは誤なり、こは田中道萬呂考によりて改つ、(今)とは古語にさまざまにつかへる中に、こは即今の今にて、まぢく(て)其時をまち得たるよしなり、許藝(額)巨(額)菜(額)は許藝(額)巨(額)牟(額)といふに、まづは同じきが如くきこゆれど、いさゝか意味ある辭なり、たとへば行奈(額)といへば、一向に行むと急ぎ進める意あり、來那(額)といへば、一向に來むと急ぎ進める意あり、(これにて急と緩との差別あることをわきまふべし、然るをこれらは、牟(額)といふべきを那(額)と云る古語の一格なり、といふ説はいとおろそかなり、牟(額)といふと那(額)といふと、いさゝか異なるよしは、左に引る例どもを味見ば自知らるべし、猶その差別をいはず、たとへば行む時、來む時などいふを、行那(額)時(額)、來那(額)時(額)と通しいふべからざるにて知べし、これ語の緩にして急ぎ進める意なき時には、いふまじき言なればなり、(こ)も其如く、一向に接てむといそぎすゝめる意なり、集中の例をかつくといはゞ、此下に、去來結手名、二卷に、君爾因奈名、三卷に、樂乎有名、四卷に、行而早見奈、五卷に、斯奈奈等思騰、又伊奈奈等思騰、六卷に、二寶比天由香名、七卷に、吾共所沾名、八卷に、率所沾名、九卷に、家者夜良奈、十卷に、爾寶比爾往奈、十一に、絶天亂名、十二に、紐解設名、十三に、懸而思名、十四に、蘇提婆布利氏奈、十五に、比利比且由賀奈、十七に、美奈宇良波倍底奈、十九に、獲而奈都氣奈、二十卷に、都刀爾通彌許奈など猶あげつくしがたし、皆右にいへる如き意味なること、おし准へて知べ

し、(後世忘れじな、又かはらしなどよむ、奈に同じ、といふ説はくはしからず)但し古今集の比よりこなた、那といふべきをも、なべて牟といふこととなるはあさまし、(古書をよみこころむるときは、牟と云べきところ、奈といふべき處と、きはやかにわかれたること、おのづからしらすことなるをや)○歌意は、海路くらければ、月の出るを待とて、御船とよめてあるに、月のみならず潮もみち来て、御船出せむに時叶ひぬれば、即今はとく漕出むと、月出潮みちたるをよるこび賜へるなり、書紀に、齊明天皇七年春正月丁酉朔壬寅、御船西征始就于海路、甲辰、御船到于大伯海、庚戌、御船泊于伊豫、熱田津、石湯、行宮と見えて、外蕃の亂をしづめ賜はむとて、筑紫に幸の有けるなり、此時額田王も御ともにて、此歌はよみ賜しなるべし

【右檢山上憶良大夫類聚歌林曰、飛鳥岡本宮御宇、天皇元年己丑、九年丁酉十二月己巳朔壬午、天皇太后幸于伊豫湯宮、後岡本宮馭宇、天皇七年辛酉春正月丁酉朔壬寅、御船西征、始就于海路、庚戌、御船泊于伊豫、熱田津、石湯、行宮、天皇御覽昔日猶存之物、當時忽起感愛之情、所以因製歌詠爲之哀傷也、即此歌者天皇御製焉、但額田王歌者、別有四首】

飛鳥岡本宮(岡字、拾穂本には岳と作り)より、伊豫湯宮まで三十五字は、舒明天皇の時の事にて、今齊明天皇の伊豫行幸の證に引るは、たがへることなり、○九年丁酉は、十一年己亥を誤れるなり、上軍王歌の左註に書紀を引て、十一年十二月己巳朔壬午とあると、月日の支干全同きを思ふべし、九年と十一年と、たゞ一年へだてたるのみにて、月日の支干の同じかるべきことなきをもおもふべし、○後岡本宮馭宇天皇(岡字、拾穂本に岳、馭字、同本に御と作り)の八字は、山上大夫のくはへられ、七年より下行宮までは、書紀文をそのまゝ載られたるにて、上に引るが如し、天皇御覽より

下は、山上大夫の詞なり、○西字、舊本面に誤れり、古寫本に従つ、○變字、拾穂本には熟と作り○二の歌者の者字、また焉但二字、拾穂本になし、○此左註の次の異説によりて、齊明天皇の大御歌とするときは、又意かはるべし、昔日こゝにて御覽じける物の存れるを見そなはして、昔のことをおぼしめし出して、しばし月待出るほどだにとおぼしめせども、潮時にもよほされ賜ひて、今はこぎ出て筑紫の方に幸したまはむが、名残もあかず口をしとのまへるなるべし、御覽昔日猶存之物といふこと、書紀にも據なけれど、即位以前こゝにおはしましける事なしとも定めがたければ、そのをりのことをさしてのたまへるなるべし、されど左註は、すべてをさなくうけがたき事ども多ければ、なほ本文額田王歌とあるを用べし

幸于紀 溫泉之時。額田王作歌

幸は、齊明天皇紀に、三年九月、有間皇子、往牟婁、溫泉、僞療病來、讚國體勢、曰、纒觀彼地、病自蠲消、天皇聞悅、思欲往觀、四年冬十月庚戌朔甲子、幸紀溫泉とあり、今も紀伊國牟婁郡熊野に溫泉ありて、湯峯湯川など云とぞ、○紀は紀伊國なり、もとは紀なりしを、和銅の制にて、國郡鄉村等の名、二字にさだめられしより、韻字をそへて紀伊と書るなり、名義は即木國にて、書紀神代卷に見えたり

奠器圓隣之。大相土見乍湯氣。吾瀨子之。射立爲兼。五可新何本。

奠器圓隣之、(奠器、舊本には莫器、元曆本には草器、又一本には莫器と作り、今は古葉略要集によれり、圓は六條本には圖、古本には國と作り、今は舊本のまゝを用つ)此一句はミモロノと訓べ

し、ミモロとは御室にて、神祇を安置奉る室をいふなること、三卷に、吾屋戸爾御諸乎立而枕邊爾齋戸乎居、六卷に、三諸着鹿背山際爾、七卷に、三諸就三輪山見者、又木綿懸而祭三諸乃神佐備而、十九に、春日野爾伊都久三諸乃、などあるにて知べし、(梁塵秘抄歌に、賢木葉に木綿探垂て誰世にか神の御室と齋初けむ)さてその神の御室の近隣には、常に奠器をおき圓らしてあれば、こゝはその義もて、奠器圓隣と書て、ミモロとは訓せたるなるべし、(又思ふに、もしいは圓は圍字の寫誤にてあらむか、圍隣とするときはましてさらなり)かくてこゝのミモロは、即三輪山のことなり、三輪山を三室山といへること、二卷に、三諸之神須疑、七卷に、三毛侶之其山奈美爾、また味酒三室山、九卷に、三諸乃神能於婆勢流泊瀬河などよめり、猶古事記にも書紀にも、往往其例見えたり、(かくて古來の諸註者、まづ此一句を舊本に、莫舊とあるに据て説來れる故、解得たる人なし)こは必ミモロなるべく思ふよしは、古事記下卷雄略天皇、引田部赤猪子に賜へる大御歌に、美母呂能伊都加斯賀母登とあるは、三輪山の嚴樞之本のことにて、即此の五可新何本も、其と同じかるべければなり、又書紀垂仁天皇卷に、天照大神鎮坐磯城嚴樞之本、(倭姫世記に、倭國伊豆加志本宮八箇歲奉齋)とあるも同じ、三輪山あたりの嚴樞なるべきをも思へ、○大相土見乍湯氣(土字、舊本には七、古本には云と作り、拾穗本にはなし、今は古葉略要集に従り、見字、舊本には兄、一本には兄と作り、今は又一本に従り、乍字、舊本に爪と作るは、乍の誤寫なるべければ今改つ、湯字、舊本には調、一本には竭と作、今は古葉略要集によれり)大相土は、山の義にとりて書りとおもはるれば、大相土見乍湯氣は、ヤマミツ、ユケと訓べし、(この一句は、既く平春海もしかよみつ)○吾瀬子之(子字、元曆本になきはわろし)は、瀬は借字、吾夫子之なり、此は大

海皇子尊か、(天智天皇は此時皇太子にて、從鶴へ賜へる趣書紀に見ゆ、大海皇子尊は京師に留坐しか)又は孰にても此女王の親みおほし賜ふ人をさしてのたまへるなるべし、○射立爲兼は、イタ、シケムと訓べし、古事記上卷に、二柱神立天浮橋而云々、訓立云々多々志、此集五卷に、奈都良須等美多々志世利斯、などあり、イはそへ言にて、物をいひ出す頭におく辭なり、此上天皇遊獵の時の歌に委云り、タ、シはタチの伸りたる言にて、(タシの切チ)あがめていふ言なり、即こゝは立賜ひけむといふ意になれり、○五可新何本は、イヅカンガモトと訓べし、嚴樞之本なり、さて書紀(上に引り)に、嚴樞の字を書るをおもへば、清淨なる樞といふ義なるべければ、伊豆と濁るべし、さてこゝに五字をしも書るは、いかにぞや思ふ人もあるべけれども、凡て借字には、清濁かたみにまじへ用ふる例ありて、集中に、可豆思加を勝牡鹿、また幡すゝきを皮すゝき、又並の意の奈倍てふ詞に、苗字をあまたところに書、七卷に、庭多豆水を庭立水と書、十一には、夕片設を夕方枉と書り、又出雲國造神賀詞、同國風土記、延喜式神名帳などに、大穴牟遲を大穴持と書る類、猶多かるべし、(神功皇后紀細書に、一云云々、且重曰、吾名向置男聞襲大歷五御魂速狹騰尊也、とあるは嚴御魂てふ事ときこえたり、されば嚴を五と書しことも、古よりの事なるべし)されど又一には古事記に、伊都如斯と書るを正しとせば異義なり、そのことは下にいたりていふべきついであれば、さらに云べし、○歌意は、親みおほし賜夫君の、豫て三諸の嚴樞が本に立賜はむのよし有しなるべし、さて此度の行幸に供奉賜ふにつきて相別の悲しさに、夫君を今一度髣髴にも見まくおもほして、今や嚴樞が本に立し賜ひけむほどなるぞ、暫三諸の山見つゝ行と、自の從者等に令せ賜へるなるべし、○此歌の書様、謎といふものゝ如くにして、甚く解り易からぬがゆゑに、

諸説多けれども、共に全従がたかりしを、おのれやうくに考出しつ、(此歌舊説もあれど、訓るやうも解るやうも、すべてをさなければ、今わづらはしくはないはず、近世にいたりて、水戸侯釋に、莫囿圓隣之の圓字は、圖とある本に従てマガヅリノと訓、曲鈎の義として、曲鈎は初月をたとへたる名なりとのたまひ、大相七兄爪謁氣の謁字を霽の誤とし、霽氣の二字を雲と釋て、オホヒナセソクモと訓、覆莫爲雲の義とし、さて末句をイタ、セリケムイヅカシガモト、と訓給へるは大抵よし、されどすべての趣、強たる説にして古意ならず、こは古學に未熟からざりし世のほどなれば、かく解れしもうべなりけり、岡部氏考には、莫囿國隣之大相古兄氏湯氣として、キノクニノヤマコエテユケと訓り、莫囿國は無風塵と云る意にて大和國なり、其隣は紀伊國なり、と云るは謂あり、大相の字をヤマと訓しは、いかなる義にや甚意得がたし、この説を平春海が助け直して、大相土見乍湯氣として、ヤマミツ、ユケと訓しは、さもあるべきことなりかし、されど其までもあらず、こは紀國の行幸なるに、紀國の山超て行と云むこといかに、紀國の山を超て何處に行とすべけむや、無用説といふべし、本居氏説に、莫囿國隣之は、カマヤマノと訓べし、莫囿をカマと訓故は、古に人の物云を制して、あなかまと云ること多く見ゆ、それを今の俗言には、やかましと云り、然ればかまとばかりいひて、莫囿といふ意なり、國隣は、山は隣國の境にあるものなれば、かくも書べし、大相は霜字の誤、七は木字の誤、爪は氏字の誤、謁は湯とある本に据て、シモキエテユケなり、此幸は十月にて、十一月までも彼國に留坐る趣なれば、霜の深くおくころなり、吾瀬子は天智天皇を指奉る、此時皇太子にて供奉したまへる趣、書紀に見えたり、射立爲兼は、イタ、ズガネと訓べし、五可新何本は、即竈山神社の嚴櫃之本なり、此女王も皇太子に従ひ奉りて行賜へるにて、竈山

に詣賜はむとする日の朝など、霜のふかくおけるにつきて、よみ賜へるさまなりと云り、莫囿國隣をカマヤマと訓しは、さもあるべき理なれども、山の霜とはいふべくもなし、また兄字をエの假字に用ひたることも、集中に例なし、また射立爲兼をイタ、ズガネとよみたるも、理は通ゆるに似たれども、賀禰てふ詞かゝるところにありては、下への連も聞悪くして、古人の風調ともおもはれず、そは一首歌を誦へ擧てよく玩味ばおのづからしるべし、ことに此女王は作歌に秀群て、さしも世に聲えたる人なるに、しか調のわるき歌よみ出賜はむや、さてまた嚴櫃は上に云るごとく、三輪山のあたりにのみありて、さばかり名だるを、おして紀國にありとせしもいかにぞや、強説といふべし、かゝれば此等の説を、人のあまなはざるもうべにぞありける、又或本に、田中道萬呂が説とて書入たるに、莫囿圓隣之を、舊訓にユフツキノとあるを用べし、其謂は晝にくらぶれば、夜はしづかなる意にて莫囿と書るなり、圓は満月の形、その隣は夕月の意なりといへり、こは強て考へたる説なるうへ、一首の意を、いかにとも解竟へざれば、さておくべし、又荒木田久老が病床漫筆といふものに云、霽、ことなきは耳無なり、圓は山の形にて、倭姫世記に、圓奈留有、小山支、其所乎都不良止號支と見えたり、しかれば莫囿圓は耳無山なり、耳無山に隣れるは香山なれば、莫囿圓隣之は、カグヤマノと訓べし、大相土は、續紀四卷に、相土建、帝王之邑とあるによるに、大に相土は國見なるべし、兄は一本无に作れば、爪謁の二字は、霽の一字を誤れるものにて、無霽氣はさやけきなれば、第二句はクニミサヤケミと訓べきなり、第四句は本居氏が訓にしたがひて、イタ、フガ、とよむべし、ガネはいたすであらむといふ意、第五句は古寫の一本に、五可期何本とあれば、イツカアハナモと訓べしと云り、此考は甚めづらしけにはきこゆれど、まづ圓は山の形と

云ることいかゞ、すべて山は圓なるものにしもあらず、いはゆる圓奈留小山も、尋常の山どもの形とは異りて、圓なる由にて、其所を都不良とも號しといふ意にこそあれ、なべての山の形の圓ならむには、しかことくしく其所乎都不良止號支などいふべきことかは、又迦具山の國見といはむも、あまりに打まかせたるいひ様にて、古人の口氣ともおもはれず、いでやそはいかにまれ、イタ、スガネといひて、いたゞすであらむといふ意とするも、古語の格にたがひ、また何本をナモとよまむこともいかにぞや、かくては一首の意も通えかねたれば、とにかくに此説も用ふるにたらず

中皇命往于紀伊溫泉之時御歌

中皇命、命は女字の寫誤にて、中皇女なるべし、上に委云り、(其は上に云たる如く、中皇女は、高市岡本宮に御宇し舒明天皇の皇女、間人皇女の更名とおもはるれば、かの岡本宮標中に、中皇女としるしたるは論なし、さてこの皇女は、孝徳天皇の皇后になり賜ひたれば、それより後は間人大后と申せり、故天智天皇紀にも間人大后薨と記されたり、かくてもし難波長柄豊碕宮御宇天皇代と申す總標ありて、その標中に收たる御歌ならむには、御名をば省きて大后とか、皇后とかしるしてあるべし、しかるに孝徳天皇ははやく崩り坐て、此は後岡本宮御宇し齊明天皇の御代の標中に收たれば、大后とはしるし申すべくもあらず、況て皇太后とは申すべくもあらねば、なほものとまゝに、間人大后とあらば混ふべくはなけれども、后にのぼりましゝを、御名を憚らず記すべくもなければ、こゝには難波長柄豊碕宮御宇天皇太后、とあらば然るべきことなれど、しかことくしくきはやかに記さむは、此集の例にあらず、故此御代のほどまでも、前にいまだ皇女にてましゝし時の、更

名の中皇女と申せるが、やがて通稱の如く世に稱しならへるまゝに、歌集などにもしかしるし申せるによりて、此標中にはかくしるしたるにこそあらめ、○伊字、類聚抄、拾穂本にはなし

君之齒母。吾代毛所知武。磐代乃。岡之草根乎。去來結手名。

君之齒母、君は次の御歌に、吾勢子とよみ給へるを見れば、御兄中大兄にいざなはれてやおはしけむ、さらばかの中大兄をさし賜へるなるべし、齒はよはひを云、次の吾代も同じ、母は物二を兼ていふ詞なり、次句なるも同じ、君がよはひをも、吾よはひをも兼て知むの意なり、○吾代毛所知武、(武)字舊本に哉と作るは誤なり、本居氏考によりて改つ、ワガヨモシラムと訓べし、○磐代は、紀伊國日高郡の地名なり、○岡之草根乎、草根はクサネと訓て、たゞ草の事なり、(カ)ヤネと訓てもたがはねども、次の御歌は屋葺かたにつきて詔ひ、こゝは草結のことに詔へれば、なほクサネなるべし、契沖は、式子内親王の此御歌をとりて、岩代のをかのかやねにとよませ給ひぬれば、かやねと訓べしといへれど、すべて後のことをもて、古の證とはしがたし、月夜といふは、たゞ月のことなるに同じ、○去來結手名は、去來はさそふ詞なり、手名は氏牟を急に云るなり、(すべて牟は緩なることにいひ、那は急なることに云て、緩急のたがひありと知べし、此上にくはしく辨たり、手名は、氏牟奈の略なりといふはおろそかなり、いざゞ急この岡の草を結びてむと、二念なくおもふよしなり、さて結とは、其岡の草根を結びて、齡を契らむと爲たまふなり、(この結を次の御歌へかけて、草枕に結ぶこととする説は非なり、次に借廬作良須云々とあるは、旅宿をつくり賜ふよしなれば、その御歌より前に、草枕結ばむとのたまふべきよしなし、草及松伎など結びて契をかくるは、古の

ならはしなり、さるは二卷に、磐代乃岸之松枝將結云々、又磐代乃野中爾立有結松云々、又後將見跡君之結有磐代乃子松之字禮乎云々、六卷に、靈尅壽者不知松之枝結情者長等會念、七卷に、近江之海湖者八十何爾可君之舟泊草結兼、八卷に、秋草乃結之紐乎解者悲哭、二十卷に、夜知久佐能波奈波宇都呂布等伎波奈流麻都能左要太乎和禮波牟須波奈、十二に、妹門去過不得而草結風吹解勿又將願、(伊勢物語に、わか草を人のむすばむとよめるも、古く草結といふことのあるにもとづきて云るなり、拾遺集十二に、ある男の松を結びて遣したりければ、作者知ず、何せむに結び初けむ岩代の松は久しき物と知、後拾遺集十七に、友だちのもとなりける人の、松を結びておこせて待ければ云々)などあるを考合せて、古のならばしにせしやうおもひやるべし、たとへば若き松枝などを結合せておきて、長久しき後、又かへり見む時まで、結びたるまゝにてあれといひて、契をかくるなり、(岡部氏考に、松を結びて齡をちぎるにひとしければ、此草は山菅をさしてよみ賜ふならむ、そは十二に、山草とあるをヤマスゲと訓に據て、こゝの草も山菅の事ぞと知べし、と云るはひがことなり、十二に、山草とある草字は、菅の誤なるよしは、彼處にいふべきを考へ見べし)●御歌意は、君がよはひの長きほどをも、吾よはひの久しきほどをも知べきは、めでたき此岡の草なればいざ／＼急結びて、長壽を契らむとのたまへるなり

吾勢子波。

借廬作良須。

草無者。

小松下乃。

草乎荊核。

吾勢子は、中大兄をさしてのたまふなるべし、上に云り、○借廬作良須は、借廬は旅のやどりなり、前に鬼道乃宮子能借五百とありしに同じ、作良須は作り賜ふといふ意なり、これも上に云り、○草

無者は、草は可也にて、屋葺料の草をいふ稱にて、薄をいふ名となれること、上に云るが如し、無者とは、草もとむとてこゝかしこたづねありきて、もしもとめ得賜はずてあらばとの意なり、されどこれはさきの御心をさぐりてかくのたまへるにて、實はたづねたまひて勞し賜はぬさきに、こなたよりのたまへるなり、○小松下乃、とのたまへるは、小松はおひさきこもれる物なれば、その下なる草をふかば、あやかりもせむとてかくのたまへるか、またさらすとも、おのづから小松の下にふさはしき草おほかるを、見出賜ひてのたまへるにも有べし、○草乎荊核(核字、類聚抄には椀と作り)は、草を荊せといふに、根の希望辭の添りたるなり、さて根の辭のそふにひかれて勢を佐に轉して核といへること、上に名告沙根とあるところにいへるが如し、さてこゝはからせ賜はねといふが如し、(此を本居氏のカヤナクバ云々、クサチカラサネと別てよまれたる、一わたりは實に然ぞと思はるれども、薄をやがて加夜といふ所由は、前註にことわれるごとくなれば、草は兩ながら加夜とよまむぞよろしき)●御歌意は、借廬にふくべき草を、もしもとめかね給はゞ、小松の下にふさはしき草のおほく見ゆるを、かりてふき賜はね、さらば小松にあやかりて、ともにおひさきも久しからむぞとのたまへるなり、十卷に、蛭野之尾花荊副秋芽子之花乎荊核君之借廬、とあるは趣似たる歌なり

吾欲之。

子島羽見遠。

底深伎。

阿胡根能浦乃。

珠曾不捨。

吾欲之は、かねて吾見まほしく思ひしといふなり、○子島羽見遠、(舊本に野島波見世追とありて、或頭云、吾欲子島羽見遠、と註せるを今は擇び取用つ、吾欲とあるはよろしからねば、舊本に従つ

るなり、子島は、紀伊國名草郡和歌山城府より、今道三里ばかり北に兒島と云あり、今人家千五六百戸許ありて、往來の船の泊る處なりと其國人云り、是なるべし、さてかねて見まほしく思ひし子島は見しものを、こゝをだに見たらば、思ひのこす事はさらにあるまじきのに意にて、次の句をのたまはむ下形なり、(野島は次にいふ)○底深伎は、(略解にソコキヨキとよめるはいかに、もしは清字の誤と見たるか、又深字の心を得てよみたるにや、意得がたし、)珠のひろひがたきは、もと底の深きがゆるなれば、かくのたまへり、○阿胡根能浦は、日高郡鹽屋浦の南に野島里といふありて、其處の海邊を阿胡禰浦と云て、貝の多くより集る所なりとぞ、○珠會不拾、(拾字舊本拾と作るは誤なり、元曆本、類聚抄古寫本、拾穂本等に從つ)珠はいはゆる眞珠をも、又石にまじれる玉をいへり、會の辭力あり、珠ひろはざる一すぢのみあかぬ事なるよし、つよく思はせむがための辭なり、不拾をヒリハヌと訓(舊來これをヒロハヌとよめるは後なり)例は、十五に、於伎都白玉比利比由賀奈、又和多都美能多麻伎能多麻乎伊徹都刀爾伊毛爾也良牟等比里比等里、又多麻能宇良能於伎都之良多麻比利徹禮杼、又伊徹豆刀爾可比乎比里布等、十八に、多麻母比利波牟、二十卷に、可比曹比里弊流など、いづれも假字書にはかくあり、(多麻等比呂波牟と見れども、彼は東歌なれば、なべての例證にはなりがたし、)○御歌意は、かねてみまほしく思ひし兒島をば、見しかば、おもひのこすことあるまじき事なるに、なほこの阿胡根の浦の底深くて、珠のひろはれねば、都人になにの裏もなくてあらむのみ、口をしきことゝのたまへるなり、さてこの御歌上二首と連續るにはあらず見ゆ、此ついでに此阿胡根のあたりへもおはして、よませ給へるなれば、ひとつにつらねられたるなるべし、〔右檢山上憶良大夫類聚歌林、曰天皇御製歌云々、〕

契沖、此説ならば君が代とは、御供の皇子大臣をのたまふべし、仁和のみかど、僧正遍昭に七十賀給ひける御歌に、君が八千代とよませ給へりといへり、但し右幾首となきからは、歌林の説は吾欲之の一首をさせるにや

中大兄 近江宮ニ御三山御歌

中大兄は、近江宮御宇天智天皇の、まだ皇子にておはします時の御名、ナカチオホエと讀べし、中をナカチとよむべきよしは上に云り、(略解に、中大兄命とあるべきなりといひ、既く契沖も中大兄尊とか、中大兄皇子とかあるべきが脱たるなるべしと云り、皆非なり、)大兄は、皇子と申すと同ことなり、(そも、此目錄にも、且異本等にも、又書紀にも、中大兄とのみ書て、皇子とも命ともなきは、大兄と申すと、皇子と申すと同じきが故ぞ、然るを聖德太子傳曆、職原抄などに、中大兄皇子、元享釋書に、中大兄王子など書るはかへりて後なり、)其據は、書紀孝德天皇卷に、古人皇子を古人大兄ともかたみに多く書て、古人大兄皇子とは連書ざるにて知べし、(皇極天皇紀に唯一ところのみ、古人大兄皇子とあるは、却りていかゞにおぼゆるなり、又舒明天皇紀に、法提郎媛生古人皇子、註に更名大兄皇子とあるも甚疑はし、後人の書加へしものところおもはるれ、孝德天皇紀には、古人大兄とある註に、更名古人大市皇子とあるをや、)私記に、昔稱皇子爲大兄、又稱近臣爲少兄也、と見えたるが如し、但し集の例にて、日並皇子尊、高市皇子尊などある例なれば、こゝも中大兄尊とあるべきものならむとも思ふべけれども、こゝは未皇太子に立給はぬ間に作給へる御歌なれば、猶もとのまゝに記せるならむ、なほこの大兄の御傳は下に委云べし、○三山は、高山、雲根火山、耳梨山を

さす、〔註〕古本後紀十三延曆廿四年十二月丁巳、勅大和國畝火香山、さてこれは此三山を見ましてよ
ませる御歌にあらず、下に引、播磨風土記に見えたる故事を聞まして、播磨にてよみ給へるなり、そ
の故事といふは、むかしいづれの代にか有けむ、此三山の相闘て、なりとよめきけるを、出雲國阿菩
と申す大神の聞給ひて、諫めてその闘をやめしめむとて、播磨國までおはしけるほどに、山の闘止
ぬと聞て、乗給ひし船をうちうづせて、それに座して本國へはかへらで、播磨にとどまり給ふ、こ
れを三山の闘といふそれなり、●御歌の御字、舊本脱せり、目錄によりて補へり、○歌下、舊本一
首の二字あり、今は類聚抄、元曆本等に無に從つ、凡この一卷題詞には、首數をしるさざる例と見
えたればなり

高山波。雲根火雄男志等。耳梨與。相諍競伎。神代從。如此爾有良之。古昔母。然爾
有許會。虛蟬毛。孺乎。相捨良思吉。

高山波、高山を迦具山と云に用ひたるは、カウの音のウをグに轉用たるなり、香山と書るも全同義
なり、香も高も共にカウの音なればなり、波は耳梨與とある與の言にむかへて意得べし、へしかるを
古來註者等、かぐ山をばといふ意に見たるはひがことなり、これかぐ山を女山とするよりの説なれ
ど、かぐ山は女山にあらず、なほ次に云べし、○雲根火雄男志等、この訓は次にいふべし、雲根火
は、高市郡八木村の南一里ばかりにありて、今俗に慈明寺山と稱とぞ、そもく此御歌舊説は
皆誤なり、故まづ初句より四句までの意をこゝにいはむ、大神眞潮翁説に、雲根火は女山、高山、
耳梨の二は男山、然て雲根火雄男志の雄は辭、志男は愛の意にて、高山と耳梨と、雲根火山を愛とて

互に諍ふなり、且反歌の根之時と有も、高山と耳梨山と相戦し時といふ意ぞといへり、かく見るとき
は高山波といへる、波の語辭穩に聞ゆれば、まことにいはれたりといふべし、雲根火を女山とす
る事の證を云ば、古事記安寧天皇條に、畝火山之美富登とあるは御女陰にて、これ女山なるが故な
り、さるはすべて古事記、書紀を考へわたすに、富登といへるは大抵女陰ならぬはなきが如くなる
を思ふべし、(其中古事記に、迦具土神之於陰所成神、とある陰はミホトと訓べきか、又他に訓べき
やうあるか、もしこれをミホトと訓ときは、富登は男女にわたりて云し稱とすべきか、これひとつ
にて男女に云稱とは決めたし、又草類の百部をホトツラといふは、陰葛にて、其は男陰に形どり
ていへる稱にてもあるべきか、さらばなほ男女にわたりて、いひし稱にてもあるべからむか、もし
はもとは、男女にかぎらず云る稱とするときは、女の陰門はその成出る元處なるが故に、人はさら
にて、萬物女陰によりて心動すること、そのもとふかきゆるることにて、たやすくつくしがたし、
かく心動せらるゝが故に、そのもと男女にわたりし稱なるが、おのづから女にかぎりていふ稱のご
とくになれるにも有べし、さればもと實は畝火山の御女陰に心動せしよりことおこりて、つひに二
山の會戦はありしなれど、あだし國などの如く、さまざま物をあらはにあさましくいひたりしことの
なきは、神代よりのみやびてぶりなりとしるべし、然るにかの翁説に、男志を愛の意ぞといへるは、
なほ俗意なり、(愛を古乎思と云る例なきことなり、孝徳天皇紀に、大臣謂長子興志曰、汝愛身乎
とあるは、フシキとよめる言のうへにては、惜意なり、愛字の本義にはあらず、混ふことなかれ、)
故按るに、男は曳字を寫誤れるものにぞありけむ、さらばウネビヲエシトと訓べし、(曳字をエの假
字に用ひたる例、此集の末に多し、)曳志は善しなり、善を曳と云ること、集中にも書紀にもこれか

れ例あり、又吉野をも古は延期努といひしこと、又住吉、日吉などいふ類をも考合べし、さてこゝは畝火を善しと愛憐むなり、愛憐は善しとする事の最一なれば、やがて曳志とのみ云て、愛憐む意になれり、されば古事記上卷に、阿那邇夜志愛袁登古袁とあるも、延を體に可愛男とのたまへるなり、即書紀には、姁哉可愛少男歟とあるにてしるべし、又古事記中卷神武天皇大御歌に、加都賀都母伊夜佐岐陀且流延袁斯麻加牟、とある延も可愛の意なるを思ふべし、等はとての意なり、○耳梨與は、耳梨は大和志に、在十市郡木原村上方、四面田野、孤峯森然、山中榭樹多矣、因又呼梔子山ことあり、〔頭註〕古今集誦語、耳なしの山のくちなしえてしかな、與は與共にの意なり、○相諍競伎は、雲根火を得むとて、高山と、耳梨と、相共にあれさきにと諍ふよしなり、伎はさききありしことを今かたるてにをはなり、○神代從、神代といふは、大かた上古をひろくさしていふ辭なり、人代にむかへていふ神代にはあらず、こゝは即かの播磨風土記に見えたる、故事の有し時をさす、從とあるは、今はじまりたるにはあざざるよしを宣へるなり、○如此爾有良之は、カクナルラッと六言に訓るよろし、此如とさし給へるは、今の人の婦あらず事さし給へるなり、それを神代へかへして、今新にはじまれるにはあらず、神代よりしてかやうにあるらしとなり、良之は大かたしかなにはしられねど、大概その事の察知るゝをいふ辭なり、(今の、俗に、サウナといふに同じ)○古昔母、伊爾之問とは往方といふにて、今より以往をひろくさす詞なり、母は現在にむかへたるなり、○然爾有許會は、シカナレコッと六言に訓る宜し、然とはさやうといふ意なり、ナレはニアレの約まれるなり、ナレコッはナレバコッの意なり、(これを、婆を略けるなりとおもふはわるし、古言には、婆はなくても其意に聞えたることにて、もとより有べきものを略きたるにはあらず)かくさ

まにいへること古言に例多し、上には今の世のありさまをもて如此とのたまひ、こゝには古昔の事をさして然とはのたまへるなり、許會は上に註るが如し、この辭一首の眼なり、こゝろをつけて聞べし、上には良之とおしはかりて宣ひ、こゝには許會と決めて宣へるなり、神代のむかしよりかやうのことは、あるならひにてあるらし、さやうにあればこそ現在の身もとつゞく意なり、○虚蟬毛は、現在の身もといふが如し、毛は古昔にむかへてのたまふなり、さて虚蟬は、集中借字には空蟬とも、打背見とも、又假字には鬱瞻、宇都會臣、宇都世美などかけり、さてこゝは顯身てふことごと、たれもしかおもひよれる事にて、實に其義なることは、論を待て明らかなり、然るを文字は右に載る如く種々に書たれども、宇都思美と書るは一もなくて、皆宇都會美、宇都世美とのみ書れば、宇都世、宇都會は、宇都思の思の語を轉したるにはあらで、いささか意味ある語なるべし、もし宇都思の思を轉したりとせむには、宇都思伎、また宇都思伊波比、また宇都思情、宇都之眞子、などいふ宇都思をも、宇都世とか宇都會とかいひたるがあるべきに、しかいへるはをさく見えざるを思ふべし、又打背貝といへるも、只空し貝てふことにはあらで、空石花貝てふことなれば、別なり、そのうへかゝる詞の思と會世とは通し言る古證をも、見及ばざることなれば、かにかくに直に顯し身てふ意にはあらじとぞ思ふ、されど其義は未思得ず、古事記に、雄略天皇の葛木山にて、一言主大神の御ありさまを顯しく見し賜ひて、のりたまふ大御詞に、恐我大神、有宇都志意美者、不覺白而、云々とある、この宇都志意美は現大身と聞えて、大神を敬ひて詔ふこと、はおぼゆれど、そのもとは宇都會身と云と一か別か、宇都志意美を切れば、宇都會美となればなり、(志意の切會)猶考べし、○孀乎、三言一句なり。此は七言の位の句を三言に詔へるなり。此格の例は余が永言格

に委云り、彼書に就て考べし、さて婦とは、夫よりも婦よりもいふ稱なり、集中に例多し、○相格
良思吉、(格字、舊本に格、類聚抄に、格と作るはわろし、元曆本、官本等に從つ、字彙に、格、擊也
闘也とあり、)相格をアラソフと訓は、二卷に相競、十卷に相争など、アラソフと訓處に皆相字をそ
へて書り、カタラフといふに相語とかけるに同例なり、又格字を用ひしは、十六詞書に有二壯士、
共誂此娘、而捐生格競と書り、良思は上にいへるが如し、吉は今世に伊といふに同じ、(今俗にラジ
イといふこれなり、)良思吉とつゞきたるは、書紀推古天皇大御歌に、於朋根彌能菟伽破須羅志根
とあるをはじめてかたぐいに見えたり、さてこの吉は、上の然爾有許會を結めたり、許會といひ
て吉ととぢむる例、天智天皇紀童謡に、阿喻舉會播施麻母曳岐、仁德天皇紀皇后御歌に、虛呂望
虛會赴多弊豫者、集中十一に、難波人葦火燎屋之醉四手雖有己妻社常目頰次吉、又最今社戀者
無爲無寸、又加徹良末爾君社吾爾梯領巾之白濱浪乃緣時毛無、十二に、玉釧卷宿妹母有者許會夜之
長毛歡有倍吉、十七に、野乎比呂美久佐記會之既吉、などある此等その例なり、又許會と云て良
思吉と結めたるは、六卷に、諸石社見人每爾語爾偈家良思吉とあり、(中昔にもコソをキと結めた
る例あり、古本枕草紙に、紅のは月夜こそ悪き、榮花物語に、さやうの事こそかはるべき、落窪物
語に、しられ奉らんこそくるしきとのたまへば、今昔物語に、行着で道にてこそ落申べきなどあり、
又かけるふの日記に、たびかさなりけるそあやしきなど、もろともにこそわらひてき、大鏡に、宣
旨かうふらせ給ひて、あるき給ひしありさまこそ、落居てもおぼえ侍らざりき、梁塵秘抄口傳集に、
土佐守盛長が甲斐へ具してまかりたりしに、ならひたりしをこそ、おや申候きなどもみゆ、猶多か
るべし、今は姑記得たる耳を擧つ、)御歌意は、播磨におはしまして、かの阿菩大神のとどまり給

ひし處にて、三山のあらそひの事をおぼしいでられ、神代以來さる例ある故に、今人も婦をあらそ
ふならし、しかれば今人のおとなしからぬにしもあらず、いにしへのならひにこそあれと、今人
つまあらそひするを、あらぬことにおぼしめせるに、その大古よりはじまれることに御心つきて、
今までの御疑をはるけ給ひしよしなり

反歌

高山與。耳梨山與。相之時。立見爾來之。伊奈美國波良。

相之時は、高山と耳梨山とふたつの雄山が、共に畝火の雌山を得むとて、會戰し時の義なり、(こ
れを高山と耳梨と婚合し時とするは、いたく齟齬ること上に委辨たるがごとし、)書紀神功皇后卷に、
烏智箇多能阿邏々麼菟麼邏菟麼邏珥和多利喻祇氏菟區彌珥末利椰塲多具陪宇麼比等破于摩譬苦
奴知野伊徒姑播茂伊徒姑奴池伊裝阿波那和例波、(去來將會戰我者なり、)又多摩岐波履于池能阿會
餓波羅濃知波異佐誤阿例椰伊裝阿波那和例波、(上に同じ、)これら會戰ことを、會とのみ云る證なり
けり、(毛詩に、肆伐大商會朝清明、)とありて、注に會朝會戰之且也といへり、か、ればから國
にても、會戰ことを會とのみ云り、)立見爾來之は、立とはかの阿菩大神の、出雲國を立てとい
ふなり、見爾來之とは、大和國にいたりて見むとて來給ひしをいふ實はたゞ見そなはむとてにはあ
らず、三山の相闘を諫めむとて、上來給ひしをかくよみたまへるなり、(見とは單に見ることのみ
非ず、見行ことをいへること多し、)さてこの印南まで來まし、に、山の闘止ぬときこしめして、大和
までのぼり給はずして、そこにとどまり給ひしを、おほよそにのたへるなり、播磨風土記に、出雲國阿

菩大神、聞大和國、畝火香山耳梨三山相鬪、以此欲諫山上來之時、到於此處、乃聞鬪止、覆其所乘之船、而坐之、故號神集之覆形、とあるは則その故事なり、(今も播磨國鹿子川の西に、神詰といふ所ありとなむ)さて此御歌もその故事を聞坐て、播磨國にて作たまへるなり、○伊奈美國波良、(波良、拾穗本に原と作り)伊奈美は和名抄に、播磨國印南(伊奈美)郡とあり、是地なり、(續紀二十六に)播磨國賀古郡印南野とあるは、此野は印南郡より、賀古郡にも涉れる地なるべしといへり、集中三卷に、稻日野、又(二十四丁)稻見乃海、四卷に、稻日都麻浦箕乎過而、六卷(十七丁)に、神龜三年、幸於播磨國印南野時、云々、稻日野能大海乃原笑、古事記中卷景行天皇條に、天皇娶針間之伊那能大郎女、云々などありて、古より伊奈美とも伊奈毗とも云りしなり、國と云るは初瀬國、難波國、吉野國などいへる類にて、一郡一郷をも國といへり、原の事は上に云り、さてかくよみすてたまひて、印南の形状いかにありともことわりたまはざるが、中々に御餘意ふかくかぎりなくて、後、人のかけても及奉らるべききはならずかし、●御歌意は、雲根火の女山を得むとて、かぐ山耳梨山の相戦し時に、その戦を諫めむとて、わざ／＼出雲國を立て、阿菩大神のおはしむが、そのあらそひやみぬときこしめして、とまらせ賜ひし印南國は、こゝそとのたまへるなり、○此三山の相戦の事を甚く異みて、山の焼しを相戦になすらへて、いひなせしものぞなどいふなるは、例の理を主とする徒の言ぞ、近く長尾謙信の、越後國春日山の城内にて、大石の戦ひて碎け散しと云ことも聞傳れば、まして上古には、さる事も常有けむをや

渡津海乃、豊旗雲爾。伊理比沙之。今夜月夜。清明已曾。

渡津海は、(借字)海神の御名を綿津見神と申す、それより轉りて海をいふ、古事記傳に委くいへり、(されば)に海とかけるは、たゞ見の假字なり、さるを後、人海はうみの義と心得て、わたつらみといふは非なりとしるべし、○豊旗雲は、豊は稱辭とて、農御酒、豊祝、豊葦原、豊秋津洲、豊泊瀬などの豊のごとし、大くゆたかなるかたちをたゞへていへるなり、旗雲は、旗の靡有如く棚引たる雲を云、(道晃親王御本に、旗雲、古語海雲映夕日、赤色似旗也、と注し給へり)文徳天皇實錄に、天安二年六月庚子、有白雲竟天、自良亘坤、時人謂之旗雲、同八月丁未、是夜有雲竟天、自良至坤、人謂之旌雲とあり、但し彼は時人のことさらにしか呼なせし物にて、今はただ十四に、由布佐禮婆美夜麻乎左良奴爾努具母能、(布雲之なり)とある類にいひなし賜るなり、(懷風藻大津皇子詩に、月弓輝谷裏雲、旗張嶺前)○伊理比沙之、(沙、古寫本に禰と作り、又拾穗抄に、仙覺と由阿が本にも禰とあるよし云り、皆わろし)は、入日指なり、豊旗雲に入日さして、こよひの月のさやかならむことを、かねてよりのたまへるなり、(今入日のさすを見ておほせられたるにはあらず、混べからず)○月夜は、ツクヨと讀べし、古言には、月夜を都伎欲とはいはず、都久欲とのみいへり、(由布豆久欲、二十卷に、都久欲と假字書あり)さて月夜はたゞ月をいふ、後々は月夜は、月の夜てふことのみにせれど古は然にあらず、古今集に、夕月夜刺や岡邊の云々とあれば、彼頃までも、たゞ月を月夜といひしことありしにこそ、又月夜よし夜よしとよめるも、たゞ月よしといへりところ聞えたれ、○清明已曾は、キョクテリコソと訓べし、(清明をアキラケクといふは古言にあらず)さて明字にても、テリとはよむべきことなれども、集中に皆照字をのみ用たるを思へばこゝも明は照の誤寫にそ有べき、照と明と草書甚混易ければなり、(或説に、明は有字の誤にて、キ

ヨクアリコソなるべし、と云るはあたらす、清照とつゞけたる例は、四卷に、月讀之光者清照
有、七卷に、野邊副清照月夜可聞、八卷に、雨晴而清照有此月夜、十卷に、暮三伏一向夜不穢照良
武高松之野爾などあり、己曾は希望辭なり、いかで今夜の月さやかにあれかしと希望給ふなり、故
集中に多く乞欲などの字を書り、いと多き詞なり、(又社、與、與具などの字を書るは、其義未詳なら
ず、但し蒙求二卷に、前漢朱買臣、云々買臣、乞其夫錢令葬、注に、與亦曰乞とあり、これに
て見れば、與乞彼方にても通用たる字にてありけむ、さてこの己曾といふ詞、上古にのみ用ひて、
中昔より以來はをさくきこえず、たましく伊勢物語に、秋風吹と雁に告己勢、とあるのみなり、
それも己曾を己勢と訛りたり、催馬樂にも、いで吾駒はやくゆき己勢とあり、さてこゝをテレコソ
と訓べきかとも思へど、五卷に、左氣爾于可倍許會、二十卷に、伊母爾都氣許會の類猶有、)なほ今
は、五卷に、知良須阿利許會、十卷に、爾保比與、二十卷に、伊母爾都岐許會、などある(これらア
レコソ、ニホヘコソ、ツゲコソとは云ざれば、その)例に据て、ダリコソと訓つ、●御歌意は、此
風景おもしろき海濱にして、今夜の月見むとおもふ時しも、入日の空に心なく雲の棚引よ、かくて
はこよひの月もさやかにならじを、いかでかの入日の影のこゝろよくてりて、雲もはれてゆき、今夜
の月しもさやかに有かしと作坐るなり、又こよひこゝより、御船にめし給はむの御心ありて、いよ
いよ月のさやかからむことをねがひ給へるにも有べし、(略解の説は聞とりがたし)夫木集に、法性
寺入道關白、入日さす豊旗雲のけしきにてこよひの月は空に知にき、崇徳院御製、入日さす豊旗雲
にわきかねつ高間の山の峯のみみぢば、○此御歌は、三山の反歌にあらざることはいふに及ばず、
されど同じ度、此印南の海邊にてよませ給ふなるべし

〔右一首歌。今案不似反歌也。但舊本以此歌載於反歌。故今猶載此歌。亦紀曰。天豐財重日
足姫天皇先四年乙巳。立爲天皇爲皇太子。〕

也但を、拾穂本に然依と作、歌載の下に茲字ありて、於反以下なし、○此歌、元曆本古寫本等には此
次と作り、○先四年とは、皇極天皇の四年なり、此年乙巳にあたり、先とはこの齊明天皇代の標
下に、先の事を引たるが故、先後まぎれじがためなり、皇極天皇卷に、四年六月丁酉朔庚戌、讓位於
輕皇子、立中大兄爲皇太子、と見えたり、○爲天皇、爲字元曆本に無、此三字中大兄に改べし

近江大津宮 御宇 天白玉代

近江大津宮は、志賀郡にあり、後紀に、延暦十三年十一月丁丑、詔曰、云々、近江國滋賀郡古津者
先帝舊都、今接二輩下可下追昔號、改稱大津、云々と見ゆ、即今も大津と呼り、書紀天智天皇卷初
に、天命開別天皇、息長足日廣額天皇太子也、母曰天豐財重日足姫天皇、天豐財重日足姫天皇四
年、讓位於天萬豐日天皇、立天皇爲皇太子、天萬豐日天皇後、五年十月崩、明年皇祖母尊、即天皇
位、七年七月丁巳崩、云々、是月、云々、皇太子遷居于長津宮、云々、同卷に、六年三月辛酉朔己
卯、遷都于近江、十年十二月癸亥朔乙丑、天皇崩于近江宮、癸酉殯于新宮、とあり、御陵は山城國
山科にあり、諸陵式に、山科陵(近江大津宮御宇天智天皇在山城國宇治郡、兆域東西十四町南北十
四町陵戸六烟)と見ゆ、續紀に、文武天皇三年冬十月甲午詔赦天下有罪者、云々、爲欲營造越
智山科二山陵也とあり、○代の下、舊本等に天命開別天皇とあるは、後人しわざなる事既く云るが
如し、(類聚抄古寫本拾穂本等には、謚曰天智天皇、と云注もあり、但し智を古寫本に知と作るはわ

ろし。

天皇 詔 内大臣藤原朝臣一競 憐 春山萬花之艶 秋山千葉之彩 時。
額田王以歌判之歌。

内大臣藤原朝臣は大織冠鎌足公なり、内大臣はウチノオホマヘツキミと訓べし、まづ内とは、内事を親しく統領するよしの稱にして、(下に引續紀の文併考べし)建内宿禰を内能阿曾と云ると同義なり、(内能阿曾と云ふことは、古事記書紀の歌に見ゆ、即建内と云も、建は其武く勇ましきを稱なれば、實は内宿禰にて内事を親くあづかり領れるゆゑの名なり、續紀文武天皇詔に、難波大宮御宇掛母畏支天皇命乃、汝父藤原大臣乃仕奉賈流狀乎婆、建内宿禰命乃仕奉賈流事止、同事敘止、勅而治賜慈賜賈利、とある藤原大臣は、即鎌足公にて、内臣とましまししを、建内宿禰の仕奉り賜へるに同じ事ぞ、と詔へる意なるを併考べし)又藤原朝臣仲麻呂を、内相と云しも同じことらばえなり、(續紀に、寶字元年五月、大納言從二位藤原朝臣仲麻呂爲紫微内相、と見えたり、但しこの内相と云ふことは、唐鑑徳宗紀に、陸贄在翰林、爲帝所親信、居艱難中、雖有宰相、大小之事、帝必與贄謀之、故當時謂之内相、とあるによられたることにて、内と云ふことは、此方の古に自こらばえ通へり、さて又古百濟國を内官家と云しことも、又内宮外宮に内人と云があるも、又續紀宣命に内兵また内都奴など云ふことの見えたるも、各其大小の差別こそあれ、内と云ふ意は皆相通へり、かくて此は實には内臣なりけるを、下に書紀を引る如く、天智天皇八年十月、此卿の今はのきはに、大臣位と藤原氏とを授へるを、前にめぐらして、書紀にも此集にも凡て極官によりて、内

大臣としるされたるなり、(但し書紀の中に、天智天皇三年の條と、同七年の條とに内臣とあるは、正しく其時のまゝにしるされたるものにして、其餘はみな前へめぐらして、極官をしるされたり、即藤原としるされたるもこれに同じ)さて續紀に、元正天皇養老五年十一月戊戌、詔曰、凡家有沉痾、大小不安、卒發事故、汝卿房前、當作内臣、計會内外、准勅施行、輔翼帝業、永寧國家、とあるは、鎌足公の内大臣になすらへ給へるなり、(又同紀に、寶龜八年九月丙寅、内大臣從二位勳四等藤原朝臣良繼薨、云々、寶龜二年、自中納言、拜内臣、賜職封一千戶、專政得志、升降自由八年、任内大臣、また寶龜九年三月丙子、内臣從二位藤原魚名、改爲忠臣、十年正月壬寅朔、以忠臣從二位藤原朝臣魚名爲内大臣、なども見えたり、)〔頭註〕大鏡裏書内大臣十二人事、(十一人)ナリ道隆同道兼同伊周同(不審、中臣鎌子連藤原良繼同魚名同高藤同兼道同公季同賴通同教通)大臣をオホマヘツキミと申すことは此下御製歌に物部乃大臣とある是なり、麻弊都伎美は景行天皇紀に、到筑紫後國御木、居於高田行宮、時有僵樹、長九百七十丈焉、百寮蹈其樹而往來、時人歌曰阿佐志毛能彌概能佐烏應志魔幣菟著彌伊和多羅秀慕彌開能佐烏馨志と見え、て前津公の義なり、天皇の前に候ふ公てふことにて、近臣のことなり、(常に群臣をマチキムタチと訓も、前津公等といふことなるを思ふべし)又和名抄に、本朝式職員令云、太政大臣、於保萬豆利古止乃於保萬豆岐美、左右大臣於保伊萬宇智岐美と見え、古今集などにも、大臣を於保伊萬宇智伎美とある、この萬豆岐美も、萬宇智岐美も、麻弊都伎美の訛略り、はた後の音便に頼れなどしたるものなり、(和名抄に、侍從於毛止比止萬知岐美、とある萬智岐美もおなじ)藤原朝臣は、書紀に、天武天皇三年に、八姓を分、十三年冬十月に、五十二氏に姓を朝臣と賜ふと見え、藤原もその隨一なり、(但し鎌足公在世のほどは中臣連なりしかど、凡て後よりさかのぼらせてしるせること上にい

ふが如くなれば此にもかくあり、さて皇極天皇紀に、三年正月乙亥、以中臣鎌子連、拜神祇伯、
 再、二固辭不、就、稱疾退、居三島、于時輕皇子、患脚不、朝、中臣鎌子連、曾善於輕皇子、
 故詣、彼宮、而將侍宿、輕皇子、深識、中臣鎌子連之意、氣高逸容止難、犯、敬、重、特異、中臣鎌
 子連、便感、所、遇、而語、舍人、曰、殊奉、恩、澤、過、前、所、望、誰能、不、使、王、天下、耶、舍人便以所、語
 陳、於、皇子、皇子、大悅、中臣鎌子連、爲、人忠、正、有、匡、濟、心、乃、憤、蘇、我、臣、入、鹿、失、君、臣、長、幼、之、序、
 挾、關、闕、社、稷、之、權、歷、試、接、王、宗、之、中、而、求、可、立、功、名、哲、王、上、便、附、於、心、中大兄、云々、四年
 六月丁酉朔甲辰、遂陳、下、欲、斬、入、鹿、之、謀、上、戊申、中臣鎌子連、知、蘇、我、入、鹿、臣、爲、人、多、疑、晝、夜、持、
 劍、而、教、併、優、方、便、令、解、云々、佐伯、連、子、麻呂、稚、犬、養、連、綱、田、斬、入、鹿、臣、孝、德、天、皇、紀、初、に、天、豐、財、重
 日足姬、天皇、四年六月庚戌、天皇思、欲、傳、位、於、中大兄、而、詔、曰、云々、中大兄、退、語、於、中臣鎌子
 連、中臣鎌子連、曰、古、人、大、兄、殿、下、之、兄、也、輕、皇、子、殿、下、之、舅、也、且、立、舅、以、答、民、望、不、亦、可、乎、云
 々、是、日、以、大、錦、冠、授、中臣鎌子連、爲、內、臣、增、封、若、干、戶、云々、中臣鎌子連、懷、至、忠、之、誠、
 據、宰、臣、之、勢、處、官、司、之、上、故、進、退、廢、置、計、從、事、立、云々、白、雉、五、年、正、月、戊、申、朔、壬、子、以、紫、冠、授、中
 臣鎌子連、增、封、若、干、戶、天、智、天、皇、紀、に、三、年、十、月、乙、亥、朔、戊、寅、是、日、中、臣、內、臣、云々、七、年、五、月、五
 日、天、皇、縱、獵、於、蒲、生、野、于、時、大、皇、弟、諸、王、內、臣、及、群、臣、皆、悉、從、焉、八、年、五、月、戊、寅、朔、壬、午、天、皇
 縱、獵、於、山、科、野、大、皇、弟、藤、原、內、大、臣、及、群、臣、皆、悉、從、焉、八、月、云々、是、秋、霹、灑、於、藤、原、內、大、臣、家、十、月、丙
 午、朔、乙、卯、天、皇、幸、藤、原、內、大、臣、家、親、問、所、患、而、憂、悴、極、甚、乃、詔、曰、云々、庚、申、天、皇、遣、東、宮、大
 皇、弟、於、藤、原、內、大、臣、家、授、大、織、冠、與、大、臣、位、仍、賜、姓、爲、藤、原、氏、自、此、以、後、通、曰、藤、原、大、臣、辛、酉、
 藤、原、內、大、臣、薨、(碑、曰、春、秋、五、十、有、六、而、薨、)甲、子、天、皇、幸、藤、原、內、大、臣、家、命、大、錦、上、蘇、我、赤、兄、臣、
 奉、宣、恩、詔、仍、賜、金、香、鑪、(甲、子、の、上、十、一、月、三、字、脫、た、る、な、る、べ、し、)續、紀、に、天、平、寶、字、元、年、閏、八
 月、壬、戌、紫、微、內、相、藤、原、朝、臣、仲、麻、呂、等、言、云々、尋、古、記、淡、海、大、津、宮、御、宇、皇、帝、云々、于、時、功、田、一、百
 町、賜、臣、曾、祖、藤、原、內、大、臣、震、勵、壹、匡、宇、內、之、績、世、々、不、絕、傳、至、于、今、云々、今、有、山、階、寺、維、摩、會、
 者、是、內、大、臣、之、所、起、也、云々、伏、願、以、此、功、田、永、施、其、寺、助、維、摩、會、彌、令、興、隆、云々、姓、氏、錄、左、京
 神、別、に、藤、原、朝、臣、出、自、津、速、魂、命、三、世、孫、天、兒、屋、根、命、也、二、三、世、孫、內、大、臣、大、織、冠、中、臣、連、鎌、子、
 古、記、曰、鎌、足、云々、天、命、開、別、天、皇、八、年、賜、藤、原、氏、男、正、一、位、贈、太、政、大、臣、不、比、等、天、淳、中、原、瀛、眞、人
 天、皇、十、三、年、賜、朝、臣、姓、と、見、ゆ、さ、て、か、く、官、氏、姓、の、み、を、舉、て、名、を、書、さ、る、は、す、べ、て、此、集、に、は、
 大、納、言、以、上、に、は、名、を、か、さ、る、例、な、れ、ば、な、り、三、卷、に、大、納、言、巨、勢、朝、臣、廿、卷、に、大、納、言、藤、原、朝、臣
 又、內、相、藤、原、朝、臣、な、ど、有、類、多、し、さ、て、二、卷、此、同、代、の、標、內、に、此、卿、を、內、大、臣、藤、原、卿、と、あ、れ、ば、こ、も、卿
 と、あ、る、べ、き、こ、と、か、も、思、は、る、れ、ど、な、ほ、さ、に、あ、ら、ず、さ、る、は、十、七、に、天、平、十、八、年、正、月、云々、於、時
 左、大、臣、橋、卿、(諸、兄、公、の、こ、と、)云々、賜、酒、肆、宴、勅、曰、汝、諸、王、卿、等、聊、賦、此、雪、各、奏、其、詞、左、大、臣、橋
 宿、禰、應、詔、歌、云々、十、八、に、太、上、皇、御、在、於、難、波、宮、之、時、歌、七、首、左、大、臣、橋、宿、禰、歌、云々、右、件、歌、者、
 在、於、左、大、臣、橋、卿、之、宅、肆、宴、御、歌、並、奏、歌、也、十、九、に、天、平、勝、寶、四、年、十、一、月、八、日、在、於、左、大、臣、橋、朝
 臣、宅、肆、宴、歌、四、首、云々、右、一、首、左、大、臣、橋、卿、(天、平、勝、寶、二、年、に、朝、臣、姓、を、賜、へ、る、が、故、に、か、く、あ
 り、)か、く、一、章、の、詞、の、中、に、す、ら、卿、と、も、宿、禰、ま、た、朝、臣、と、も、交、へ、書、れ、ば、も、と、よ、り、し、か、彼、此、に、書、し、な
 り、か、く、さ、ま、に、同、じ、人、を、卿、と、も、朝、臣、ま、た、宿、禰、と、も、書、る、例、猶、多、し、其、は、三、卷、に、石、上、乙、麻、呂、朝、臣、と
 ある、を、六、卷、に、石、上、乙、麻、呂、卿、四、卷、に、大、伴、宿、奈、麻、呂、宿、禰、と、ある、を、又、同、卷、に、大、伴、宿、奈、麻、呂
 卿、二、卷、に、大、伴、宿、禰、(安、麻、呂、卿、の、こ、と、な、り、)と、ある、を、四、卷、に、大、伴、卿、と、書、る、な、ど、な、り、(な、ほ、こ、

奉、宣、恩、詔、仍、賜、金、香、鑪、(甲、子、の、上、十、一、月、三、字、脫、た、る、な、る、べ、し、)續、紀、に、天、平、寶、字、元、年、閏、八
 月、壬、戌、紫、微、內、相、藤、原、朝、臣、仲、麻、呂、等、言、云々、尋、古、記、淡、海、大、津、宮、御、宇、皇、帝、云々、于、時、功、田、一、百
 町、賜、臣、曾、祖、藤、原、內、大、臣、震、勵、壹、匡、宇、內、之、績、世、々、不、絕、傳、至、于、今、云々、今、有、山、階、寺、維、摩、會、
 者、是、內、大、臣、之、所、起、也、云々、伏、願、以、此、功、田、永、施、其、寺、助、維、摩、會、彌、令、興、隆、云々、姓、氏、錄、左、京
 神、別、に、藤、原、朝、臣、出、自、津、速、魂、命、三、世、孫、天、兒、屋、根、命、也、二、三、世、孫、內、大、臣、大、織、冠、中、臣、連、鎌、子、
 古、記、曰、鎌、足、云々、天、命、開、別、天、皇、八、年、賜、藤、原、氏、男、正、一、位、贈、太、政、大、臣、不、比、等、天、淳、中、原、瀛、眞、人
 天、皇、十、三、年、賜、朝、臣、姓、と、見、ゆ、さ、て、か、く、官、氏、姓、の、み、を、舉、て、名、を、書、さ、る、は、す、べ、て、此、集、に、は、
 大、納、言、以、上、に、は、名、を、か、さ、る、例、な、れ、ば、な、り、三、卷、に、大、納、言、巨、勢、朝、臣、廿、卷、に、大、納、言、藤、原、朝、臣
 又、內、相、藤、原、朝、臣、な、ど、有、類、多、し、さ、て、二、卷、此、同、代、の、標、內、に、此、卿、を、內、大、臣、藤、原、卿、と、あ、れ、ば、こ、も、卿
 と、あ、る、べ、き、こ、と、か、も、思、は、る、れ、ど、な、ほ、さ、に、あ、ら、ず、さ、る、は、十、七、に、天、平、十、八、年、正、月、云々、於、時
 左、大、臣、橋、卿、(諸、兄、公、の、こ、と、)云々、賜、酒、肆、宴、勅、曰、汝、諸、王、卿、等、聊、賦、此、雪、各、奏、其、詞、左、大、臣、橋
 宿、禰、應、詔、歌、云々、十、八、に、太、上、皇、御、在、於、難、波、宮、之、時、歌、七、首、左、大、臣、橋、宿、禰、歌、云々、右、件、歌、者、
 在、於、左、大、臣、橋、卿、之、宅、肆、宴、御、歌、並、奏、歌、也、十、九、に、天、平、勝、寶、四、年、十、一、月、八、日、在、於、左、大、臣、橋、朝
 臣、宅、肆、宴、歌、四、首、云々、右、一、首、左、大、臣、橋、卿、(天、平、勝、寶、二、年、に、朝、臣、姓、を、賜、へ、る、が、故、に、か、く、あ
 り、)か、く、一、章、の、詞、の、中、に、す、ら、卿、と、も、宿、禰、ま、た、朝、臣、と、も、交、へ、書、れ、ば、も、と、よ、り、し、か、彼、此、に、書、し、な
 り、か、く、さ、ま、に、同、じ、人、を、卿、と、も、朝、臣、ま、た、宿、禰、と、も、書、る、例、猶、多、し、其、は、三、卷、に、石、上、乙、麻、呂、朝、臣、と
 ある、を、六、卷、に、石、上、乙、麻、呂、卿、四、卷、に、大、伴、宿、奈、麻、呂、宿、禰、と、ある、を、又、同、卷、に、大、伴、宿、奈、麻、呂
 卿、二、卷、に、大、伴、宿、禰、(安、麻、呂、卿、の、こ、と、な、り、)と、ある、を、四、卷、に、大、伴、卿、と、書、る、な、ど、な、り、(な、ほ、こ、

のたぐひいと多かれど、わづらはしければことごとくはいはず、今は一二を、採出ていふのみぞ、然るを岡部氏考に、こゝに藤原朝臣とあるを、此集の例にたがへりとして、藤原卿と推て改めしは、中々の物ぞこなひなるわざをかし、○この題詞の意は、内大臣に勅して、春山の花のいろと、秋山のもみぢのほひと、いづれまさると人々にあらそはしめ給ふ時、額田王秋山のまされるよしを判断せ給へる歌なり、こは拾遺集九卷に、ある所に春秋いづれかまさると、とはせ給ひけるに作奉りける、紀貫之、春秋に思亂れて別不得つ時に就つ、移る心は、又元良親王承香殿のとしこに、春秋いづれか増ると、ひ侍ければ、秋をかしう侍るといひければ、おもしろき櫻を、これはいかゞといひて侍りければ、大方の秋に心は寄しかど花見る時は何れともなし、題しらず、作者不知、春は唯花の一重に咲ばかり物の憐は秋を勝れる、新古今集春上に、祐子内親王藤壺に住侍けるに、女はらうへひとなど、さるべきかぎり物がたりして、春秋のあはれいづれにか心ひくなど、あらそひ侍りけるに、人々おほく秋に心をよせ侍りければ菅原孝標女、あさ緑花も一に霞みつ、朧に見ゆる春夜の月、更科日記には、春秋の事などいひて云云、いづれにか御心とまると間に、秋の夜に心をよせてこたへ給ふを、さのみおなじまにはいはずとて、あさ緑云々とこたへたれば、かへすくうち誦して、さは秋の夜はおほしすてつるなりな、こよひより後の命のもしもあらば、さは春の夜をかたみとおもはむといふに、秋にこゝろよせたる人々は、皆春に心をよせつめり、これのみやみむ秋の夜の月、とあるにいみしう興じ思ひわづらひけるけしきにて、もろこしなどにも、むかしより春秋のさだめはえし侍らざるを、このかうおぼしわかせ賜ひけむ御心ども、思ふにゆる侍らむかしとあり、源氏物語薄雲に、はかしくしきかたののぞみはさるものにて

年のうちゆきかはる時々の花紅葉、空のけしきにつけても、心の行ことにし侍りにしかな、春の花のはやし、秋の野のさかりをなむ、むかしよりとりくくに人あらそひ侍りける、そのころのげにと心よるばかり、あらはなるさだめこそ侍らざなれ、もろこしには、春の花の錦にしくものなしといひはべるめり、やまとことの葉には、秋のあはれをとりたて、思へる、いづれも時々につけて見給ふに目うつりて、得こそ花鳥の色をも音をもわきまへ侍らね、せばき垣根の内なりとも、そのをりくくの心見しるばかり、春の花の木をもうゑわたし、秋の草をもほりうつして、いたづらなる野邊の蟲をもすませて、人に御覽せさせむと思給ふるを、いづかたにか御心よせ侍るべからむときこえ給ふに、いと聞えにくきこと、おほせど、むけにたえて、御いらへきこえざらむもうたてあれば、ましていかゞ思ひわき侍らむ、げにいつとなきなかに、あやしとき、しゆふべこそ、はかなうきえ給ひにし露のよすがにも、思たまへられぬべけれど、しどけなげにの給ひけつも、いとらうたけなるに、えしのび給はで、きみもさは哀をかはせ人しれず吾身にしむる秋の夕風、野分に、春秋のあらそひに、昔より秋に心よする人はかすまさりけるを、若菜に、女は春をあはれむと、ふるき人のいひおき侍りける、げにさなむ侍りける、なつかしくものゝと、のほることは、春の夕暮こそことに侍りけれと申給へは、いなこのさだめよ、いにしへより人のわかかねたることを、末の世にくだれる人の、えあきらめはつまじくこそ云々、(契沖代匠記に、彼源氏物語抄に樹下集を引て云、しかのとよぬし、大伴くろぬしらが論議の歌、豊主とふ、おもしろのめでたきことをくらぶるに春と秋とはいづれまされる、くろぬしこたふ、春はたゞ花こそはちれ野邊ごとくにしきをはれる秋は増れり又謙徳公いまだ宰相中將のとき、應和三年七月二日、かのきんだち秋春の歌合のことあり、秋のか

たより、花もみつもみぢをもみつ蟲の音も聲々おほく秋ぞ増れる、一條禪閣小夜のねざめに云、唐國にはおほく春を愛し、我國の人は昔より秋に心をよするなるべし、されば光源氏も、我身にしむる秋の夕風とながめ給へり、萬葉集より代々の歌にも、此の二のあらそひ、未いづれと、定がたし、霞める空に花鳥のいまめかしう色なることは、わかき時のほこらしき心なれば、秋のうれへのみぞ、老の夕はげに忍がたく侍る、などある類にて、古昔より春秋をあらそふことありと見えたる、今の判歌をぞ、そのはじめとはいふべき

冬木成。春去來者。不喧有之。鳥毛來鳴奴。不開有之。花毛佐家禮杼。山乎茂。入而毛不取。草深。執手母不見。秋山乃。木葉乎見而者。黃葉乎婆。取而曾思奴布。青乎者。置而曾歎久。曾許之恨之。秋山吾者。

冬木成、成字は盛の皿の畫を省きて書るにや、集中悉冬木成と書れば誤字にはあらじ、と高橋正元云りき、此説によるべし、おほよそ字畫を省くは、漢國の書どもに、韻を勻と書、掃を帚とかき、蛇を它と書たぐひ、いと多有に本て、(但しかしこのは、古文に畫を加し、省もしたるを、)御國にも古より便宜にまかせて、畫を省きて作りとおもはれて、古書等に健を建とかき、蜈蚣を吳公と作、弦を玄と作、(此等古事記に見ゆ、)村を寸と作、(右寸、寸主の類、古事記書紀延喜式等に見ゆ、)醜を鬼と作、枳を只とかき、伎を支と作、倭を委とかき、(委文大委國の類、)波を皮とかき、倍を音とかき、趾を止とかき、(これら古事記靈異記集中等に見ゆ、)逸を免と作るたぐひ(橋、免勢と作ること性靈集に見ゆ、)なほいと多し、(等由氣宮儀式帳に、衣若干令、袴若干要など多くかけるも、領腰の省

畫なり、又元亨釋書に、境を竟と作り、みな省畫なり、かくてこの一句は、春といはむ料の枕詞にて、集中にいと多し、さて木成、隱など書たるは共に借字にて、生氣萌と云なるべし、フユは恩頼など云フユにて、物の利生ずるを云言なるべし、劔名に、本つるぎ末ふゆと云が、古事記歌に見えたるも、フユは一物を切て數々にふやす謂の名にて、今のフユと同言と見ゆ、氣は音の親く通ふまゝに古と轉し云り、モリは物の初て萌すをいふ言なり、霍公鳥の初音をもらすなどいふ、其意なるべし、さて春に至れば、萬物の生氣を萌すゆゑに、この枕詞は有なるべし、(岡部氏考説に、冬は萬物に隱りて、春を得てはり出るより、此詞はありと云るは、人皆然思ふことなれど、例の理めきたる説にて古意にあらず、但し古今集貫之歌に、冬隱り思ひかけぬを木の間より花と見るまで雪ぞ降けると見えて、その頃より後は、冬の氣の内に隱る意にとりて多くよめり、此は彼宇都世美てふ言を、蟬脱のこと、おもひてめよると、同日の談にて、古にいへるとは、表裏の違有ことにそありける、抑彼集の比に下りては、世中の諸の事や、轉變るにつれて、古語の本意を失へることども少なからねば、ゆめ後をもて古の證とすることなけれ、又荒木田久老説に、フユキナスと訓て、古事記歌に、布田紀能須加良賀志多紀とあるは、冬木成枯之下木なるべし、さらば同義とすべし、さて春につゞくは、冬木の晴といふ意に係れるまくら辭なるべし、と云るはおもしろくはきこゆれども、七卷に冬隱春乃大野乎、十卷に、冬隱春去來之、又冬隱春開花などあるは、眞純ひとしきつゞけ様なれば、猶冬木成は、フユコモリとよむべきこと決ければ、この説は従かたくなむ)さてしからば、布由許母留とこそいふべきを、理としも云るは、いひ絶て次を歌ふ語の一の體にて、安見斯志大皇、鯨魚等利海、とつゞくると同格なり、○春去來者は、春になればといふ意なり、凡て春されば、秋

されば、朝されば、夕さればなど云は、春し有ば、秋し有ば、朝し有ば、夕し有ばてふ辭の切りたるにて、(シ)アの切サとなれり、十卷に、春去爾來とあるも、春し有にけりの意なり、(四)卷、十二、十七などに、阿利佐利底と云る詞のあるも、有し有てといふ詞の切りたるにて、同じ例と聞ゆるが中に、廿卷に、於保伎美能美許等爾作例波云々、(神樂歌に、いなほのほろほにされば、)とよめるそ、正しく之阿例婆といふべきを切めて、佐例婆といへる例とは聞えたる、しかれば集中に、春去者、春避者など書るは皆借字にて、春之在者と書るそ實なりける、(十卷に、春之在者妻乎求等云々、また春之在者伯勞鳥之草具吉云々、また春之在者酢輕成野之云々などあり、しかるを去を字意と心得て、時々刻々わが眼前を去ゆぐが故ぞ、と思ふは後の世心なり、)さて之在者と伸るときは、その之は例の力ある助辭なれば、たしかにその時になりたるよしを、一すぢにおもくおもはせたる意を含めり、○不喧有之は、冬は鳴す有しなり、冬よりまちしこゝろ此詞にこもれり○鳥毛來鳴奴とは、奴は已成の奴にて、冬は鳴す有し鳥もはやく來鳴て、春の憐むべき時になりぬるをいふ、○不開有之は、冬は開す有しなり、上の不喧有之に同じ、○花毛佐家禮杼は、花も咲て有どもといふなり、花も咲て有雖然といふが如し、禮の言に心を付べし、(たゞさけど、軽くいふには少、かたがへり、)上の奴の辭にてらしておもふべし、はやく鳥も來鳴てあり、花も咲て有、しかれどもといふなり、以上六句は、春の方人の、春のすぐれて賞たきことをいひたつるを、とがめたる意なり、以下四句は秋の方人、秋のまされるよしをいひおとすなり、さてかく春をいひおとさむとて、雖といひたるなり、○山乎茂は、山が茂さにの意なり、(岡部氏考も略解もわるし)茂は木の茂きをいふ、山に入て鳥音を聞むとすれど、木茂くて聞て賞がたきを云、○入而毛不取は、高橋正元

云、略解に、取は見字の誤にて、ミズならむかといへれども、不喧有之鳥毛來鳴奴と有に對へ見れば、取は聞字の誤にて、キカズなるべしといへり、大神景井云、取は聽字の誤なるべし、後と云と草書よく似たりといへり、是然るべし、こは鳥毛來鳴奴といふに對へていへり○草深は、草が深さにの意なり、上に木の茂をいへるにむかへて云り、花を折とらむとすれど、草深くてとり得がたきを云、○執手母不見は、トリテモミズと訓べし、(略解にタヲリテモミズとよめるは、強たりといふべし、タヲリとよむべきならば、集の例、執とは書ぬことぞ、)こは花毛佐家禮杼、といへるに對へていへり、以上春山はさまざまあはれなれど、なほその春のあかぬ所あるを、よみたまへるなり、次以下は、秋山の事にうつるなり○黄葉乎婆はモミツツバと訓べし、毛美は色の緋きを摠いふ稱なり、さて毛美知、毛美都といふ知都の辭は清べし、(例は古言清濁考に委し、)さてその知都の辭は、その緋くなる貌をいふ語なり、瀧を多藝知、多藝都、また濕を比豆知、比豆都といふに同じ概して曉べし、(岡部氏考に、黄葉は赤出の略語として、言痛きまであけつらへれども強説なり、その意にしては、清濁のたがひさへあるをや、知都はその形貌をいふ語なれば、必清むべき理なるを、濁りてのみ唱るは後世の語なり、)乎婆は、其物をとらあけえらびて云辭なり、さらぬをばいかにせむと委ね任する意あり、○取而會思奴布は、折取てそ賞愛むと云意なり、春山はさまざまあはれなれど、なほあかぬ所ありて心ゆかさしを、黄葉の頃は、草木もかれて入やすく、心のまゝに錦と見ゆる枝を折取て、愛翫ぶとなり、(略解に、思奴布は慕ふ意なり、と云るは例のおろそかなり、)そも思奴布てふ辭は、古言にくさく用ひたれば、其ところによりて其意もかはれり、其中に戀慕ふ意なると、賞愛む意なると、堪忍る意なると、密隠るゝ意なると、四種の異なることは、はやく此

上に辨へたり、こゝは賞愛むを云るなり、其例は七卷に、墨吉之岸爾家欲得爾邊爾緣白浪見乍將思、十七に、布勢能字美能意枳都之良奈美安利我欲比伊夜登儂能波爾見都追思努播牟、又會己乎之毛安夜爾登母志美之怒比都追安蘇夫佐香理乎云々、十八に、百鳥能來居且奈久許惠春佐禮婆伎吉能可奈之母伊豆禮乎可和枳且之努波無云々、又由具儂奈久安里和多流登毛保等登藝須奈枳之和多良婆可久夜思努波牟、十九に、耳爾聞爾視其等爾字知歎之奈要宇良夫禮之努比都追有爭波之爾云々、又每年爾來喧毛能由惠霍公鳥聞婆之努波久不相日乎於保美、又霍公鳥云々、里響鳴渡禮騰母尙之奴波由、又安里我欲比見都追思努波米此布勢能海乎、廿卷に、八千種爾久佐奇乎字惠且等伎其爾左加牟波奈乎之見都追思努波奈、又安治佐爲能夜儂久其等久夜都與爾乎伊麻世和我勢故美都々思努波牟、これら皆眼前に賞愛むをいへるなり、また許布流といふ言も、常には彼處のものを此處にて戀慕ふを云ど、三卷に、石竹之其花爾毛我朝且手取持而不戀日將無、とある類は眼前に賞るをいひて、今之奴布と意ばえ同じ、なほ許布流てふ言の事は下にいふべし、この差別あることを辨め置ずしては、まどふことありて、つひに古言の意を解得ること難しかし、(また岡部氏考に、古歌に、花などに對ひてをしと思ふと云は、散を惜むにはあらで、見るく愛る事なると意同じ、といへるはよしなし、古をしたふ辭は、惜む意にのみ云て、愛る意に云るはかつてなかりしことそかし、欽明天皇紀に、鬪將問河邊臣曰、汝命與婦孰與尤愛とあるも、訓のうへにていはど、ヲシキは愛字の意にはあらで、惜の意なり、混ふことなかれ、既く上にもいへり、)○青乎婆は、未黃葉せぬをいふ、○置而會歎久とは、枝におきて、折もとらずしてそ歎くといふなり、歎くとは、もと長息の約れる詞にて、歎しき事にも悲しき事にも、其時にあたりて長息をつくをいふ、此はその既く黃

葉したるをば折とりて賞愛み、いまだ黃葉せぬをばそのまゝにおきて、もみちしてあらば折とりむと、黃葉せむ時を待てなげくなり○會許之恨之、會許とは上の四句をさす、之は例のその一すぢなるよしを重く思はする助辭なり、恨は、怜字の誤そと本居氏云り、かくてオモシロシとよまれたれども、タヌシとよまむそ此處には照應たる、そは三卷讚酒歌に、世間之遊道爾怜者(怜舊本に冷に誤る)醉哭爲爾可有良師、とある怜をタヌシとよめるに同じ○秋山吾者、(山の下、官本六條本等には會字あり)秋山をば春山よりもまさりて、吾はあはれと思ふそとのこゝろなり、これにてまさしく、秋のまされるよしを判り定めたるなり、會字ある本等に従は、阿怜國會の會に同じ、吾は秋山があはれなるそとの意なり、○歌意は春山のかたもさまぐをかしくはあれど、うら枯る秋は山に入やすければ、吾は秋山の黃葉に心ひかるゝそと、たをやめの情をもてことわり給へるなり

額田王 下 近江國一時作 歌

額田王云々は、天智天皇紀に、六年三月辛酉朔己卯、遷都于近江とあれど、それよりは前にゆゑありて近江國に下りたまへるほとのことなるべし、作歌の下、舊本に井戸王即和歌の六字あり、そは例にたがへれば今改めて、下の綜麻形の云々の歌の上に收つ

味酒。三輪乃山。青丹吉。奈良能山乃。山際。伊隱萬代。道隈。伊積流萬代爾。委曲毛。見管行武雄。數數毛。見放武八萬雄。情無。雲乃。隱障倍之也。味酒は、枕詞なり、崇神天皇紀歌に、宇磨佐開瀾和能等能云々、此集四卷に、味酒呼三輪之祝

我云々などあり、味は味美しと賛る辭なり、酒と云名の意は、佐加延の切れるにて、(カエの切ケ) 是を飲めば、心意も面色も榮ゆる謂なりと云り、さて三輪とつゞくる意は、供神酒を美和といふより、美酒之神酒とふ意に、かくはつゞけたり、神酒を美和といへるは、書紀崇神天皇卷、舒明天皇卷に、神酒、和名抄に、日本紀私記云、神酒、和語云美和、集中二卷に、哭澤之神社爾三輪須惠雖禱祈、十三に五十申立神酒座奉神主部之、土佐國風土記に、神河訓三輪河、源出北山之中、屈于伊與國、水清故爲大神釀酒也、用此河水、故爲河名(神酒河の義なり)、などあり、(冠辭考の説の非なるよしをひ出で、こゝにいはいはむとす、まづ十三に、味酒乎神名火山之、四卷に、味酒呼三輪など酒乎とて、かみなびとつゞけしからは、美酒を釀といひかけしにて、その釀を略きて、三輪三室などの三の語にもつゞけしなりとあるは、味酒乎とある乎の辭にいたく泥めるものなり、そも之といふべきを乎と通はし云るは、處女等之袖振山を、處女等乎袖振山ともよめる類にて、猶そのことは下につばらかにいふべきを考見ば、明らかなるべし、それは然て措、釀を略きて三とつゞけしとはいかに、釀のこの言はカマム、カミ、カム、カメルなど、麻美牟米の活轉にて、ミの言はいと軽く、カの言を體にて重ねれば、美酒乎可某といへらむ時は、釀とつゞけしともいひてむを、いかで可を略きて、美の言にのみはいひかくることあらむ、猶云ば、玉匣開といふ意に、玉匣葦木とはいへども、玉匣伎とはつゞけられぬ理なるをも思合べし、味酒乎神名火、味酒三室とかゝるよしの考は下にいふべし、○三輪乃山、こは三輪の山は、つばらかに見乍行むものなるを、しばし見さかむ山なるものとかりたれば、必三輪の山といひきるべき處なり、(略解に、三輪乃山乎と乎の辭をそへて見べし、と云るはいみじきひがごととなり、乎の語をそへては首尾調はず、)さて三輪の名の由縁は、古事記中卷崇神天皇條に、活玉依毘賣云々、答曰、有麗美壯夫、不知其姓名、每夕到來、供住之間、自然懷妊、是以其父母、欲知其人、詢其女曰、以赤土散床前、以閉蘇紡麻、貫針刺、其衣欄、故如教而旦時見者、所著針麻者、自戶之鈎穴、控通而出、唯遺麻者、三勾耳、爾即知自鈎穴出之狀、而從糸尋行者、至美和山、而留神社、云々故因、其麻之三勾遺、而名其地、謂美和也、と見えたるがごとし、さて飛鳥岡本宮より三輪へ二里ばかり、三輪より奈良へ四里餘ありて、その間たひらかなれば、奈良坂こゆる程までは、三輪山は見ゆるとそ○青丹吉は、枕詞なり、集中に甚多し、(丹吉は借字、)青土黏しといふ意なり、青土は賦役令に、青土一合五勺、内匠寮式に、大寒日、立諸門、土偶人十二枚、土牛十二頭、青土二升、云々、常陸國風土記久慈郡條に、河内里、云々、所有土色如青紺、用畫麗之俗云、阿乎爾、或云加支川、爾と見えたり、阿乎爾は即青土なり、(加支川爾は、畫著土なるべし、)爾は土の總名にて、赤土、白土、赭、埴、又八百土、また初土、中土、極土(古事記應神天皇御歌に見ゆ、)などもいへり、なほ青土は後にも源氏物語に、あをに、柳のかさみ、うつほの物語に、春日祭の下づかへは、あをに、柳がさねきたり、(即青土の義なり、東鑑に、紺青丹打水干袴、又紺青丹打上なども見えたり、)黏は、字鏡に、埴謂作泥物也、爾也須とあり、さて土黏の爾爾を切めて爾といひ、也を余に通して阿乎爾余志といへるなり、神武天皇紀に、天皇前年秋九月、潛取天香山之埴土、以造八十平瓮、云々、故號取土處、曰埴安とあるも、埴黏といふ由なるをも思ひ合すべし、又夜を余と通ふは、愛夜志とも愛余志とも云類にて、常のことなり、(既く上にも夜と余と通し云へる例を擧て云つ、)さて袖中抄に、奈良坂に昔は青土のありけるなり、それを取て繪かく丹につかひけるに、

て三輪の名の由縁は、古事記中卷崇神天皇條に、活玉依毘賣云々、答曰、有麗美壯夫、不知其姓名、每夕到來、供住之間、自然懷妊、是以其父母、欲知其人、詢其女曰、以赤土散床前、以閉蘇紡麻、貫針刺、其衣欄、故如教而旦時見者、所著針麻者、自戶之鈎穴、控通而出、唯遺麻者、三勾耳、爾即知自鈎穴出之狀、而從糸尋行者、至美和山、而留神社、云々故因、其麻之三勾遺、而名其地、謂美和也、と見えたるがごとし、さて飛鳥岡本宮より三輪へ二里ばかり、三輪より奈良へ四里餘ありて、その間たひらかなれば、奈良坂こゆる程までは、三輪山は見ゆるとそ○青丹吉は、枕詞なり、集中に甚多し、(丹吉は借字、)青土黏しといふ意なり、青土は賦役令に、青土一合五勺、内匠寮式に、大寒日、立諸門、土偶人十二枚、土牛十二頭、青土二升、云々、常陸國風土記久慈郡條に、河内里、云々、所有土色如青紺、用畫麗之俗云、阿乎爾、或云加支川、爾と見えたり、阿乎爾は即青土なり、(加支川爾は、畫著土なるべし、)爾は土の總名にて、赤土、白土、赭、埴、又八百土、また初土、中土、極土(古事記應神天皇御歌に見ゆ、)などもいへり、なほ青土は後にも源氏物語に、あをに、柳のかさみ、うつほの物語に、春日祭の下づかへは、あをに、柳がさねきたり、(即青土の義なり、東鑑に、紺青丹打水干袴、又紺青丹打上なども見えたり、)黏は、字鏡に、埴謂作泥物也、爾也須とあり、さて土黏の爾爾を切めて爾といひ、也を余に通して阿乎爾余志といへるなり、神武天皇紀に、天皇前年秋九月、潛取天香山之埴土、以造八十平瓮、云々、故號取土處、曰埴安とあるも、埴黏といふ由なるをも思ひ合すべし、又夜を余と通ふは、愛夜志とも愛余志とも云類にて、常のことなり、(既く上にも夜と余と通し云へる例を擧て云つ、)さて袖中抄に、奈良坂に昔は青土のありけるなり、それを取て繪かく丹につかひけるに、

よかりけるなりといへるは、所据ありて云るものところおもはるれ、かゝれば、古奈良山には多
く青土有て、名産にそありけむ、(今も畫家に、奈良綠青とて用ふるものあるよしなり、但し今
綠青といふものは、土にはあらねど、自然の土氣にて、後までも奈良にはよき綠青出るなるべ
し、十三に、綠青吉とかき、醫心方に、綠青、和名安乎仁とあるを見れば、ふるく綠青とかけるは
即青土にて、其は令抄に、青土者破石取其中也、用彩色也とあれば、銅より取るは後にて、も
とは石中より取しと見ゆ、さて齋院式に畫祭日服并陪從女衣裳料云々、綠青三斤十三兩、とある
綠青も其なるべし、かくて眉畫繪畫には、青土を黏して用ふるゆゑに、其青土を黏す奈良とはつゞ
けしなるべし、さてしからば、阿乎爾余須とこそいふべきを、志としても云るは、いひ絶て次を歌
ふ語の一の體にて、鯨魚等利海、安見斯志大皇とつゞくると同格なりけり、(この枕辭、すべて古來
詳なる説なし、冠辭考の説の非なるよしは、前輩も皆よく知て信用ぬことなれば、今ことさ
らにはいはず、古事記傳に、崇神天皇の御世の故事によりて青土を躡躡せし地と云意につゞくよ
し云るも當らず、かの崇神天皇紀には躡躡草木と見えて、次に引るがごとくなるをや土を躡躡せ
しよしにはあらず、然云ば躡躡草木とあるは漢文にて、元は土をふみ平せしよしにてありしとも
いはむか、されど土をふみ平すは、宮家を建む料の地などならばこそさもあらめ、唯に御軍士の屯
聚たらむには、土を躡躡さむこと何の由そや、しかればいよく草木ならでは似つかはしからぬを
や、又荒木田久老が、青丹吉は、阿那邇夜斯と同言なり、と云るもたがへり、○奈良能山は、大和
國添上郡那良より、山城國相樂郡へ越る道にて、いはゆる那良坂是なり、この下に、青丹吉平山越
而、三卷に、佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者、(手祭は、借字のみにて今いふ峠なり、)十三に、綠青吉

平山過而、又雖見不鮑楢山越而、十六に、奈良山乃兒手相之、十七に、青丹余之奈良夜麻須疑底
泉川などあり、名の由縁は、書紀崇神天皇卷に、復遣大彥與和珥臣遠祖彥國茸向山背擊二壇安
彦爰以忌翁鎮坐於和珥武鏝坂上則率精兵進登那羅山而軍之、時官軍屯聚、而躡躡草木
木、因以號其山曰那羅山(躡躡、此云布瀾那羅須とあるがごとし、)○山際、岡部氏が、際の
下從字を脱せるか、と云るは實に然ることなり、然らばヤマノマユと訓べし、山際は、十卷に足
日本之山間照櫻花云々、とあるが如し、なほ際字をマと訓るは、二卷に、木際從、三卷に、山際
爾伊佐夜歷雲者、又山際從出雲兒等者、又山際往過奴禮婆、六卷に、象山際乃、又鳥際從、又鹿
脊山際爾、七卷に、山際爾、八卷に、山際、遠木末乃、十卷に、山際爾、噓而、又山際爾雪者
零管又山際之雪不消乎、又山際最木末之、十七に、木際多知久吉などあり、(際は、玉篇に接也壁
會也方也合也とあり、)續紀廿九に、文部、山際といふ人名もあり、(さきには四卷に、山羽、六卷に、
山之葉、また十一、十六に、山葉、十五に、山乃波とあるによりて、ヤマノハとよみしはあしかりけ
り、ヤマノハと、ヤマノマとは意味いさゝか異なり、)○伊隱萬代、伊はそへ言、上に云り、伊積
の伊も同じ、加之言清て唱べし、古事記下卷雄略天皇條歌に例あり、萬代は何事にもあれ限あるを
いふ、その限を過てのちは、いかに思ふとも見ゆべきよしをなれば、その限にいたるまでは、委
曲に見つゝ行むものをとおもふよしなり、その限とは、奈良坂の境にて、こゝに則ち山際といへる
それなるべし、○道隈とは、すべての物のかくれになれるを隈と云、神代紀に、今我當於百不足
之八十隈、將隱去者矣、(隈此云矩磨埜、)こゝは道の曲りて此方よりは見えぬ處をいふ、その曲隈の
いたく重なるを積とは云なり、○伊積流萬代爾は、イツモルマテニと訓る宜し、(略解に、イサカ

ルと訓るは通えがたし、さて按に、都母流てふ詞に豎横の差別あり、たとへば雪などの降重る、又木葉などの落重るを、都母流と云は豎なり、又月日の經行を、都母流と云は横なり、こゝに道隈伊積流とあるも、道の隈々の經重るを云るにて横なり、こはことのついでにいふのみ、爾は、上の伊隱萬代をも、この爾の辭にうけたるなり、○委曲毛、毛は爾字の誤なり、(この句爾ならでは、下に數數毛とある毛の言詮なし、下の毛の言に、委曲爾毛といふ毛の意を帶たるなり、)九卷に、委曲爾示賜者、又十九に、都婆良可爾今日者久良佐爾などあり、つばらかに、つまびらかにといふ意なり、三輪山を委曲に見むと思ふよしなり、たとひ雲は立覆とも、おろくは見ゆべきを、さては満足ならねば、委曲に見むことをねがはれたるなり、○見管行武雄は、見つゝ行むものをの意なり、管は(借字)乍なり本居氏、都々は此をも爲ながら彼をも爲るを云辭なり、且々の約りたるかといへり、其意なり、(但し且々の約りとせむはいかゞ、都々といふ辭と、且々といふことばと、おきどころいさゝか異なり、且々は常に言の頭に且々云々といひて、尾に云々且々とはいはず、都々は常に言の尾に付て、云々都々と云ひて頭に都々云々とはいはず、かゝればもとより別なる言なるをや、)○數數毛は、數數とはたびゝの意なり、十七に之婆之婆とあり、(字鏡に樵丞志波志波、)常に之婆とばかりいふを、こゝなどには重ていへるなり、(岡部氏考に、一本を用ひて一の數字を省けり、されど十一に吹風有數々應相物、十三に、數々丹不思人者、續紀廿二詔に、數々辭備申多夫仁依呂などあれば、數々とあるも難なし、)毛は、だにもといふほどのこゝろなり、これも上の委曲爾を帶て、委曲にだにも云々、數々にだにも云々といふ意なり、心だらひなることはかなはずとも、せめてといふ意に、毛の辭を用ひたるなり、○見放武八萬雄は、ミサカムヤマヲと訓べし、見放む

山なるものをの意なり、三卷に、去左爾波二一吾見之此崎乎獨過者見毛左可受伎濃、(これによれば、ミサケムと訓はわるからむ)さて放は遠く見やるを云、振放見るなど云るにて知べし、雄はふたつながら、しか欲ふにそれに應はぬをいふ詞なり、○情無、一句なり、コ、ロナクと訓べし、雲が心せずしてかくすがゆるゑに、見つつゆかむことも見放むことも、かなふまじきをなけきたるなり、此句より下は、上の三輪の山といふにつゞけて心得べし、○雲乃、三言一句なり、此も七言の位の句を三言にのたまへり、此等の例は余が永言格に委云り、披見べし、(略解に、情無雲乃をコ、ロナクモノと訓て、コ、コ、ロナは心なやの意と、本居氏説にいへるよしあれども、いかでかさる拙き古語のあるべくもあらむ、且本居氏説のよし云るも意得ず、凡て略解に本居氏説として載たるに、信用られぬ説どものいと多かるは、聞誤てあけたるにや、)○隱障倍之也は、かくしてあるべしやはの意なり、カクサフはカクスの伸たるなり、サフはスと切れり、障は借字のみなり、隠し障ふる意にはあらず、思ひ混ふべからず、)十一に、奥藻隱障浪五百重浪云々、この隱障も同じ、さてかく伸て云は、その事の緩なるときにいふことなり、隠してあるべき事にはあらぬをといふほどの意なればなり、こは推をオソフといふと同格の詞なり、弘仁儺祭の詞に、天地能諸御神等波、平久於太比爾伊麻佐布倍志止申とあるも、座を伸て緩に云るにて同じ、也は也波の也なり、(すべて古言に也波といふ言なし、也とのみいふに也波の意を具たればなり、)○歌意は、奈良坂こゆる程までは、遠ながらもかへり見しつゝ、なぐさまむとおもふ三輪山なるを、かく立かくしたるは情無の雲や、かくして有べき事にはあらぬをと、家路の遠さかるを此山に負せて、ふかく惜み賜ふなり、又三輪山は、名高くて世にことにうるはしき山なれば、朝夕に御覽じてなぐさま給ひしが、遠さかりゆくを

をしみ給へるにも有べし、(契沖、大江嘉言歌を引て云、おもひ出もなき故郷の山なれどかくれ行はた哀なりけり、此歌は上にもいへるごとく、下近江國時と題したれば、未近江へ遷都し給はぬ前、勅にまれ私にまれ、ゆゑありて下らるゝとて、飛鳥にありて面白く常に見馴し三輪山の遠さかるによりてよまれたるなり、

反歌

三輪山乎。然毛隱賀。雲谷裳。情有南畝。可苦佐布倍思哉。

然毛隱賀は、さやうにも隠す哉の意なり、然の義は上にいへり、賀は哉字の意にて歎息辭なり、(今世に、さてさてそのやうにもきつう隠す哉といふが如し、)清て唱べし、(賀の濁音の字をかけるは正しからず、)かくすともをりくは雲間もあるべきに、さてくつらきかくしやうかなとおもふ心を、此歎の辭にもたせたり、○雲谷裳、谷は借字なり、俗に雲なりともといはむがごとし、雲なりともせめて心あれとの意なり、○情有南畝、(情字、類聚抄に心、畝字、官本に武と作り、字彙に、畝、莫厚切謀俗作畝非とあり畝謀吳音ムなり、謀叛などいふを思ふべし、)は、いかで心あれかすと希望ふ意なり、長歌には、雲の情なきをうらみたるのみをいひ、反歌には、その雲だにも情あらむことをねがはれたるなり、わが心のほとを雲のおしはかりて、あはれまざるをふかくなけれたるなり、○可苦佐布倍思哉は、長歌なると同じ、●歌意、長歌には雲の情なきをうらみ、その雲なりとも情ありて、かくまでをしむ三輪山なるを、いかでつまびらかに見せよかといひて、今ひとときは切なる心を述べられたり、(古今集に、貫之三輪山を然も隠すか春霞人に知られぬ花哉開らむ、とあるは此歌をとりてよめり

〔右二首歌。山上憶良大夫類聚歌林曰。遷都近江國時。御覽三輪山御歌焉。日本書紀曰。六年丙寅春三月辛酉朔己卯。遷都于近江。〕

山上云々、例によるに山上の上、檢字を脱せしか、○焉字、類聚抄になし、拾穂本には也と作り、○この類聚歌林に依ときは、天智天皇の大御歌か、又は大海人皇子尊(天武天皇)の御歌なるべし、○紀字、舊本誤て記と作り、○己字、類聚抄に乙と作り、誤なり

井戸王 和歌

井戸王は、考るものなし、(後世大和國の武士に、井戸若狹守覺弘と云人あり、由あるか、但しこの井戸氏は、武藏國秩父郡井戸村より出しとも云り)はた和歌とあるも、既に左注に疑ひおきたるごとくいかゞおほゆ、猶能考べし

綜麻形乃。林始乃。狹野榛能。衣爾著成。目爾都久和我勢。

綜麻形は、地名なるべし、崇神天皇紀に大綜麻杵と云人名あり、由あるか、形は左野方、山縣など地名に多し、その縣なるべきか、按、此は三輪山の古の異名なるべきか、上に云るごとく、閑蘇麻の三勾遣れるに因て、其地を美和と名けたるよし見えたる閑蘇は即綜麻にて、其麻の遣れる状によりて、三輪といひそめたる地名なるがゆゑに、やがて綜麻形とはいひたるなるべし、さて彼地の異名なりけるから、本名の三輪と云るのみ世にひろく傳はりて、綜麻形の稱は、後にはきこえぬこ

と、なれるにやあらむ、(紗寐形の誤といふ説はいふにたらず)○林始、林は名義榮なり、(夜志の切伊となる、和名抄に、讚岐國阿野郡林田波以多とあり、竹樹の殖て茂榮たる謂なり、武庫の枕詞に、玉波夜須といふも、玉映といふ意の伸りたる稱なる考合べし、かくて波夜志てふことは、出雲國風土記に、意字郡拜志郷、云々、吾御心之波夜志詔、故云、林云々、書紀顯宗天皇卷室壽大御辭に、取擧棟梁者、此家長御心之林也など見えて、そのもとは、心意にまれ品物にまれ、一物の數多く榮え繁るをいふ稱なるが、後には竹樹のうへにのみ云ふことの如くなれるなり、五卷、十四に、波也之、同卷或本歌に、乎波夜之など假字書も見えて、みな竹木の林なり、林字を書たるは更なり、(しかるを岡部氏考に、林をシゲキと訓たる、そは繁木にて、大祓祝詞にも見えたれば、さることにもあれど、集の例を考るにもしシゲキと訓べきならば、林字はかゝぬことそかし、集は集の例によりて訓こそ要とあるべき事なれ、おのが私の心もて謾に訓るは、理ありけに聞ゆるも、尙熟心して見る時は、ひがことのみぞ多かる、さるは二卷に、冬乃林、七卷に、星之林、又江林、十卷に、橘之林、十九に、竹林など、何處にても林字はハヤシと訓るにても、シゲキならぬをさとるべし、)始は、契沖のサキとよめるによるべし、上に引たる古事記に伊夜佐岐陀旦流とあるも、始に立るをいへば、始をサキと訓は理あるべし、さて始はハヤシは岬なり、○狹野榛は、狹は眞に通ふ美稱にて、野榛とのみいふに同じ、古事記に、佐怒都登理岐藝斯とあるを、此集には、野鳥雉とあるにて意得べし、かくて此物は、和名抄に、本草云、王孫、一名黃孫、和名沼波利久佐、此間云豆知波利、字鏡に、藥豆知波利など見えたる物にて、波里といふ名義こそは同じからめ、木類の榛とは別種なるべし、七卷に、吾屋前爾生土針從心毛不想人之衣爾須良由奈、十六に、墨之江之岸之野榛丹、(之野の

二字舊本に顛倒へり、こは荒木田氏の考に依り、丹穗所經跡丹穗葉寐我八丹穗氷而將居、などある皆同種なるべし、(榛は野にも生る物なれば、野榛とも云べしといふ人もあれど、さらば、野之榛とは云べき理なれども、たゞに野榛とはいふべくもなし、そのうへ土針とよめるも同種と見えたればいよく、榛とは別なるをさとるべし、或人おのが此説を見て云、榛は野にも山にも生るものなればたゞ榛とも野榛ともいふべし、藁本を和名抄に會良之とあるを、字鏡には乃會良自とあるをおもふべしといへれど、此考はあしかりけり、會良自と野會良自とは、是亦同類別種なるべし、そのよしは字鏡に、菝また菝を會良自とし、蒿菝また拔契を乃會良自とせるにてもさとるべし、もし同種ならむには、かくことさらに擧べき謂なし、たましく和名抄に蒿本を會良自とあるを字鏡に乃會良之とあれど、彼書どものならひにて、あながちに字をばたのむべきにあらす、猶この草のこと、品物解にもいはむをむかへ見べし、○著成は、如著といふが如し、成は借字如なり、那須は期登久といふ意の古語なり、能須ともいへり、(さて此語後世には聞なれぬ語なるを、たましく續古今集に、思川逢瀬までとや水沫那須もろき命もきえのこらむ、とよめるはめづらし、○このついでにおどろかしおくべし、此那須てふ語、古書等に千萬あれども、皆云々那須とのみ云て、那勢理とも那斯多理とも、はたらかしいへるは一もなし、然るに近世の古學徒、古書のうへにても、自の歌文にても、たとへば、花那勢理、あるは紅葉那斯多理、などやうによめるは奈何ぞや、また古事記傳に云、稻掛大平が、那須は似すなるべしと云るはさもあるべし、那と邇とは通音なるうへに、那須を能須とも云る例あると、和名抄備中郷名に、近似知加乃里と見え、又似を漢籍にてノリと訓などとを合せて思へば、似すを那須と云つべきものぞ、此辭倭建命の御言に、和足成當藝斯形と詔ひ、云

々といへれど、もしさる謂ならむには、云々爾那須とこそいふべきことなるに、爾の辭はなくして、いつも云々那須とのみ云たれば、此説はすべてうけられぬことなり、また成當藝斯形とあるを、この例に引るも非なり、如の意ならばナセリとはいふまじきこと、上にいへるごとし、されば成當藝斯形の成は、ナリヌとよみて變化の意と見べし、集中にも此まどひあり、六卷に、廬爲而都成有とある、成有をナシタリと訓て、如の意ぞと云めれど、これも必ナレリとよみて、變化の意なる類、凡ていとおほかるを、おしわたしてさるとるべし、○目爾都久和我勢は、目爾都久とは、その人の愛しまるゝより見ぬふりしても常に目につき易きよしなり、七卷に、今造斑衣服面就常爾所念未服友ともよめり、和我勢は吾兄にて、さし賜へる人有しなるべし、○歌意は、野榛の林に入立と、設て衣を染ねども、やがてその野榛の色の衣につきて染るとひとしくて、その人を見るとはなけれど、常に目につきて愛まるゝ吾兄ぞとなり

【右一首歌。今按不似和歌。但舊本載于此。故以猶載焉。】

但舊云々已下を、拾穂本に然依舊本以載茲と作り、○按に、この左注のうたがひはさることなり、或説には、右の味酒云々の歌の端詞を、井戸王下近江國一時作歌、額田王即和歌と改めて、かの長歌反歌は、井戸王の額田王を比たる歌とし、綜麻形の云々の歌に和我勢とあるからは、額田王の和歌として、井戸王をさしてのたまへりとせり、それも理ありけなれど、なほ右の長歌反歌は、舊本の如く額田王のなるべくこそ思はるれ、さればこれも鑿説なるべし

天皇遊獵 蒲生野一時 額田王作歌

遊獵、(獵字、類聚抄に攝と作り、)此の年月は、左注に書紀を引たるごとく、天智天皇七年五月五日なり、夏の獵は獸を獵なり、歌の左に委く注すべし、○蒲生野は、近江國蒲生郡の野なり

茜草指。武良前野逝。標野行。野守者不見哉。君之袖布流。

茜草指は、紫といはむための枕詞なり、日とつゞくるに同じ、紫は今の紫にあらず、から人のいはゆる朱を奪ふ紫のことなり、集中に人の紅顔を、紫にたとへたる歌多きにておもふべし、二卷に、茜刺日者雖照有、また茜指日之入去者、(茜指を且覆に誤れり、)又赤根刺日之盡、六卷に、茜刺日不並二、十三に、赤根刺日者之彌良爾、十五に、安可爾須須比流波毛能母比、四卷に、赤根指照有月夜爾、十一に、赤根刺所光月夜爾、十六に、赤根佐須君之情志、續後紀十九興福寺僧長歌に、茜刺志天照國乃などあり、按に赤根の根はたゞにそへたる言にて、赤指といふなるべし、物は異なれど、島根、草根、眉根など云と同じく、根の言に意なし、指は篝火指などの指にて、光曜ことなり、又日光の指月影の指などいふ指も同じ、(或説に、赤丹指の義と云るは誤なり、又冠辭考の説も非し、)○武良前野逝は、紫草の生る野を行の謂にて、紫野といふ地名にはあらず、○標野行(標字、舊本標に誤、類聚抄に従つ)は、遊獵し賜はむ料に、標おかせたまへる野を行なり、このふたつの遊行は下の君之袖布流といふにつけて心得べし、野守といふへつとけるにはあらず、○野守者不見哉は、野守とは、今俗にいふ野番なり、御遊獵し賜ふ野へは、守護人を居置て、私に狩獵することを禁められしなり、持統天皇紀に、朱鳥四年八月辛巳朔丙申、禁斷漁獵於攝津國武庫海一千歩内、紀伊國阿提那那野二萬頃置守護人、とあるをも思ふべし、さてこゝは、額田

樂トフルハ草
誤ナルベシ

王につきたる警衛の者を、野守にたとへて云、なほ下に云べし、さて武良前野、標野野守の野は、皆努と訓べし、(略解云、野を集中奴と假字書にせり、古事記にも三吉野を美延斯努など書たれば、野は凡て奴とのみ訓べけれども、五卷に、波流能爾、十八に、夏能能之、十四に、須我能安良能などもあれば、調によりて稀には能ともよみたりと見ゆ、たとへば、茜草指武良前野行標野行野守者不見哉、など云御歌の野を、奴とは唱へがたければ、これらは乃とせり、猶此類ありと云るは意得ぬことなり、まづ調によりて、まれには能ともよみたりと思へるこそいと頑愚なれ、さる所由ならむには、集中に、夜麻古要奴由伎とも、奴都可佐とも、努乃字倍能美夜とも、奴敵ともいへる努をこそ、能とはいふべきを、波流能能を波流能努、須我能安良能を須我能安良努、夏乃能を夏の奴といはむに、調のわるきことのあるべくもあらず、是にても略解のひがことなるはうつなければ、おのが考をあけてさらにことわらむ、)そも古は、すべて野を努といふのみならず、小竹を志奴、凌を志奴具、徳を志奴布樂を多奴斯など云て、奴といふべきを、能といへることは曾てなかりしを、奈良朝のころより、かつく奴を能といひせめしと見えて、集中にも五卷に、波流能爾とあるをはじめ、十七に、志乃備、十八に、多能之氣久、又夏能能之、廿卷に、和乎之乃布良之など見えたり、(さて十四に、須我能安良能爾、又可美都氣乃とあるは、東語にはやく野を能ともいひしか、但し本居氏説に、可美都氣乃の乃字は奴の誤なるべし、凡て此國名をよめる歌十二首ある中に、乃といへるは只一にて、餘はみな奴なるを思ふべしといへり、)かくて又十八に、多流比賣野宇良乎許藝都追、又奈良野和藝敏乎、又安利蘇野米具利、又伊都波多野佐加爾蘇泥布禮、又須久奈比古奈野神代欲里、廿卷に、安伎野波疑波良など野字を之の意の假字にせるをおもへば、や、奈良朝の季つか

たよりは、野を能といふことにはなれりけむ、(されど猶かの比までは、野を奴と假字書にせるも多し、かくて今、京より以後は、野を能とのみ云て、努と云ることは絶てなきことなれども、たまく土佐日記に、阿波の野島を奴之麻としも、書ることもありかし、)か、れば近江朝の比には、野を能といひしことなどは、かつても無ししことぞかし、(されば一二卷をはじめ、十三十一二十一などにも、奴といふべきを能と書る例なし、然るを調によりて能ともよみたりとおもふはいかにぞや、集中にも時代の差別あれば、おのおのその時代の語につきて考ふべきことなるを、大かたに意得るこそいとほしけれ、)哉は也波の也なり、○君之袖布流、君とは皇太子をさす、袖布流は諸注何の辨もなきは、たゞに袖をふる事と心得たるにや、されど何のよしもなく袖ふるべきやうなし、されば思ふに、六卷(大伴卿の京に上られし時、娘子のよめる歌)に、凡者左毛右毛將爲乎恐、跡振痛袖乎忍、而有香聞、(これは凡人ならば袖振てさし招むを、貴人なればかしこみてさることとせず、忍てあると云意なり、思合べし、)十二に、八十梶懸島隱去者吾妹兒之留登將振袖不所見可聞などあるごとく、離別のときはさらにて、人を招く形容をすべといへるなり、領巾ふるといふも同じ、さればこゝはけそうして袖ふりさしまねくさまを云るなるべし、○歌意は、中山、嚴水、(略解に、外によそへたる意なしといへるは、皇太子の禁野を犯し賜ふを、額田王の禁め賜ふ意と心得たるにや、もしさる意ならむには、袖布流てふ詞かなふべくもあらず、かれおもふに、)こは然ばかりに、左ゆき右ゆき吾を招きて、懸想の容貌を勿爲賜ひそ、吾方の警衛の者等の見とがめむにと、恐憚りて作て奉らせ賜ふなり、御答歌にておのづからその意徴しといへり、實にさも有べし

皇太子 答 御歌

明日香宮御宇天皇

皇太子は、大海人の皇子にて天武天皇なり、御傳下にいふべし、○明日香宮は、明日香清御原宮なり、(類聚抄古寫本等に、諡曰天武天皇と云注あり、さてこの天皇皇年代略記に、推古帝三十一年癸未降誕、天智帝七年戊辰二月戊寅、爲皇太弟云々とあり、かくてこの遊獵は、即天智天皇七年なれば、四十六歳の御時なり

紫草能。爾保敝類妹乎。爾苦久有者。人孀故爾。吾戀目八方。

紫草能とは、右に紫野遊とあるをうけて、則かく詔て、艶有といはむ料の枕詞と爲給へり、○爾保敝類妹乎とは、爾保敝類は艶ひて有なり、爾保布とは紅顔の光澤あるをいへるにて、上に引たる十六に、赤根佐須君とあるに同じ、香にのみにほふといふは後のことにて、古はもはら色のうへにほふといへり、三卷に、茵花香君之、十三に、茵花香未通女などあるたぐひなり、妹乎とは妹なるものをの意なり、下の吾戀目八方といふにつけて意得べし、爾苦久有者といふに直に續けるにはあらず、さてこは額田王をさして妹との賜へるなり、○爾苦久有者とは悪くは愛くの反對にて、愛く思へばこそ、かくわりなく戀るなれ、もし悪くばさもあるまじきをとの御意なり、十卷に、吾社葉憎毛有目吾屋前之花橋乎見爾波不來鳥屋。○人孀故爾は人孀なるものをの意なり、人孀とは、もと他人の妻をいふことなれど、まことに人の妻に限らず、他に心をかよはして、

われにつらきをいふ詞なり、額田王は、天智天皇の妃なれば、實に人妻とのたまはむにたがはねども、しかさしあてゝのたまふべくもあらねば、たゞ大かたわれにつらきをうらみて、人妻とはのたまへるなるべし、○吾戀目八方は、あはれ吾かく戀む事かはいふ意なり、目は牟のかよへるなり、八は也波の也、方は歎息辭なり、○御歌の意は、もとそこを悪く思はど、人妻なるを知らながら、かくわりなく戀まじき物を、大かたに愛く思はねばこそ、袖振など懸想はすなれといふ御意なるべし

〔紀曰。天皇七年丁卯夏五月五日。縱獵。於蒲生野。于時大皇弟諸王内臣及群臣皆悉從焉。〕

紀は、天智天皇の紀なり、○丁卯は誤なり、戊辰に改むべし、(大神景井云、略解に、天智天皇七年は戊辰なり、六年の誤なりと云るは委しからず、則書紀を見るに、七年にして戊辰なり、こゝは丁卯に誤りしものなり、)○縱獵(縱字、書紀に遊と作り、)の上、天皇の二字有べし、推古天皇紀に、九年夏五月五日、藥獵、於兔田野云々、二十年夏五月五日、藥獵之、集于羽田云々、二十二年夏五月五日、藥獵也、これら同日なれば、この縱獵は藥獵と知れたり、藥獵とは鹿茸を取ためなり、和名抄藥部に、鹿茸鹿角初生也、和名鹿乃和加豆乃とあり、さてまづは五月五日を主とすることなれど、四五月の間はする事とおもはれて、十六に、四月與五月間爾藥獵仕流時爾云々とよみ、十七に、加吉都播多衣爾須里都氣麻須良雄乃服會比獵須流月者伎爾家里。と家持卿のよまれたるも、四月五日なり、○大字、舊本天に誤れり、元曆本によりつ、○皆悉、皆字拾穗本になし、悉字元曆本に無

萬葉集古義一卷之中

明日香清御原宮御宇天皇代

明日香清御原宮は、大和志に、在高市郡上居村とありてかくれもなし、上居はもと淨御を字音に呼なせるより書るなるべし、書紀天武天皇卷に、天淳中原瀛真人天皇、天命開別天皇同母弟也、幼曰大海人皇子、生而有岐嶷之姿、及壯雄拔神武能天文遁甲、納天命開別天皇女菟野皇女、(持統)爲正妃、天命開別天皇元年、立爲東宮、云々、同卷に、元年、云々、是歲營宮室於岡本宮南、即冬遷以居焉、是謂飛鳥淨御原宮、云々、二年二月丁巳朔癸未、天皇命有司設壇場、即帝位於飛鳥淨御原宮、立正妃爲皇后、后生草壁皇子尊、云々、十年二月庚子朔甲子、立草壁皇子尊爲皇太子、朱鳥元年秋七月乙亥朔戊午、改元曰朱鳥元年、仍名宮曰飛鳥淨御原宮、九月戊戌朔丙午、天皇病遂不差、崩于正宮とあり、○御宇二字、舊本に脱せり、目錄に據て補ひつ、袋冊子に引るにも御宇とあり、○代字、拾穗本に御宇とあるは、例に違ひてわろし、○天皇代の下、舊本等に天淳中原瀛真人天皇とあるは、後人のしわざなること既に云る如し、(古寫本拾穗本等には、謚曰天武天皇と云注もあり、)この天皇御陵は、高市郡檜隈にあり、舊紀に、持統天皇元年冬十月辛卯朔壬子、皇太子率公卿百寮人等、並諸國司國造及百姓男女、始築大内陵、二年冬十一月乙卯朔乙丑、葬于大内陵、諸陵式に、檜隈大内陵(飛鳥淨御原宮御宇天武天皇、在大和國高市郡、兆城東西五町南北四町陵戸五烟)と見えたり

十市皇女參赴於伊勢神宮時見波多橫山巖吹黃刀自作歌

十市皇女は、天武天皇紀に、二年、云々、天皇初娶鏡王女額田姬王、生十市皇女、七年夏四月丁亥朔癸巳、十市皇女卒然病發、薨於宮中、庚子、葬十市皇女於赤穗、天皇臨之、降恩以發哀、懷風藻葛野王傳に、王子者、淡海帝之孫、大友太子之長子也、母淨見原之長女、十市内親王とあり、十市は和名抄に、大和國十市郡止保知、(この郡名によれる御名にやあらむ)また新古今集に、暮ば速く往て語らむ會事の十市の里の住憂かりしをとあり、(これも會事の遠といひかけたれば、登保の假字なり、案に、十は登袁の假字なるを、登保とあるは違へる如くなれど、本より通はし云るか、又は本は登袁知なりけむを、後に訛りて登保知と唱へしか、今たしかには定め難し、然れども今は姑く、和名抄並新古今集歌に從て訓つ)○參赴云々は、書紀に天武天皇四年二月、十市皇女阿閉皇女、參赴於伊勢神宮とみゆ、さてこゝにこの皇女のみを擧しは、吹黃刀自此皇女に仕まつれる女なればなるべし、○波多權山は、(大和志に、山邊郡仲峯山村、一名波多橫山、云々、神波多神社、在仲峯山村、式屬添上郡、とあるはおぼつかなし)神名帳に、伊勢國壹志郡波多神社、和名抄に、同郡八太郷ありて、こは伊勢の松坂里より、泊瀬越して大和へ行道の伊勢の中に、今も八太里ありて、其一里ばかり彼方に、かいとうといふ村に横山ありて、そこに大なる巖ども川邊にも多ければ、其處なりと云り、○吹黃刀自は、傳未詳ならず、四卷にも見ゆ、續紀天平七年の條に、富紀朝臣てふあり、こは同氏ならむかおぼつかなし、刀自は名なり、女名にことに多し、(刀自といふことよ

しは四卷坂上郎女歌の下に、くはしくいふべし、

河上乃。湯都磐村二。草武左受。常丹毛翼名。常處女養手。

河上は、カハノへと訓べし、(本居氏詞瓊綸に此歌を引るに、初句を加波良乃と四言に書れたり、そは書紀齊明天皇卷に、甘櫛丘東之川上とある訓注に、川上此云、箇播羅と見えて、據もたしかなれば、實に然よむべきことごとおもひをりしに、猶集中の例を検ふるに、必たしかに加波良とよむべき所には、いづれも皆河原とのみ書て、河上とも、川上ともかきたるはかつてなし、故集中に、川上また河上とかきたるは、みなカハノへとよむべき例と定めて、こゝもしか訓つ、上は山上野、上、また藤原我字倍、高野原之字倍などいへる類ひなり、(字閉を閉とのみ云は例多し、)さて閉は、必上をいふにもあらず、邊といふにちかし、河上は河のあたり、山上は山のあたりと意得てあるべし、又按にカハカミとよまむか、十四に、可波加美能禰自路多可我夜云々と見えたり、然する時は、上は上瀬などいふ上にはあらず、たゞ河縁などいふほどのこと、きこゆかし、○湯津磐村(磐字、舊本には盤と作り、續字彙補に、盤與磐同、漢文帝紀盤石之宗、荀子、國安于盤石、また康熙字典に、成公綏嘯賦坐盤石。註盤大石也とあるからは、彼國にても、後世は磐盤通用ひけるなるべし、されどもとは、磐字を誤れるものなるべし、顔真卿干祿字書に、磐盤上磐石下盤器と有に、よればもとは別字なりしこと知れたり、故今は阿野家本幽齋本等に磐とあるに従つ、)は、古事記に、湯津磐村、書紀には五百箇磐石と書り、又祝詞に、湯津盤村乃如塞座と云語多し、五百箇磐群の謂なり、(岡部氏説に、五百を約て由と云り、湯津柱、湯津瓜櫛なども、枝の多く齒の繁きを云、村は

群の意なりと云り、但し五百を約めて由といふと云るは、くはしからぬ云様なり、こは本居氏、伊富を切れば與なれど、與と由とは殊に近く通ふ音なり、自を古言に、由とも與とも云たぐひなりと云るぞよき、○草武左受は武須とは生なり、書紀に皇産靈此云、美武須毘とありて、武須に産字をあてつ、常に武須子、武須女などいふ武須も同じ、三卷に、香山之銚相之本爾薛生左右二、(此歌などによりて、後世はたゞ昔のみにむすと云こと、思めれど、古はしからず、何にまれ自生出るを云言なり、)さて上よりは、年ふり古びたる巖上に、草の生たるをいへるにて、武左受の受の言までは關らず、布留の早田の穂には出ずの例なり、(此磐むらの草生ぬをいふなり、といふ説は、ひがことなり、年経たる巖上に草の生ぬことやはあるべき、)草武須とは、古びたるたとへにいへるにて、古びず常にわかやかにのみあれかしといはむとて、まのあたり目にふれたるものをいへるなり、本二句たゞ序にいへるのみぞ、○常丹毛翼名は、いかで常にもがなあれかしと希ふ意なり、我は乞望の辭、下の毛那は、歎を含める助辭なり、(頭註如是霜願跡、常丹毛翼名、雲爾毛欲成、鳥爾毛欲得、手力毛欲得、副而毛欲得、などある賀母は、みな乞望辭にて、願翼欲成欲得など書る其意なり、又花爾欲得岸爾家欲得、山者無毛賀、千歳爾毛賀などある賀も同じ、又十一に、見之賀登念とある、賀も乞望辭なり、古今集に甲斐が嶺をさやにも見しがといへるも同じ、又今毛得氏之可奈利氏之可など云も、云々あれかしと乞望辭なり、得氏之可母、伊禰氏師可母とあるも同じ、さて氏之可とあるも氏之可母とあるも可はみな清音なり、上の毛賀、毛賀母、之賀と連きたるはみな濁音なり、混べからず、以上總論三、)○常處女養手は、常とはとこしなへにしていつもかはらぬをいふ、常磐常葉などの常なり、處女は袁登古に對て若く盛なる女をいふ稱なること、此上軍王歌の下に注たるがご

神祇令集解に、麻績連等麻績而、敷和御衣織奉、云々、敷和者、宇都波多也と見え、(袖中抄に、佐保姫のおりかけさらすうつはたのかすみたちよる春の野邊かな)又十六に、打柁者經而織布とあるなどは、全織また全柁と聞えたれば、(神代記に、全剝と見ゆ)打麻も猶借字にて全麻なるべし、其は常に打和らけなど、人の功を施て績ことなるを、しかせずして、そのま、紡績せらる、好き麻と賞て稱る意なるべし、(又常陸風土記久慈郡條に郡東七里大田郷、長幡部之社、古老曰、云々、及美麻貴、天皇之世、長幡部遠祖多呂命、避自三野、遷于久慈、造立機殿、初織之、其所織服、自成衣裳、更無裁縫、謂之内幡とある、これも裁縫こともせず、其まに衣裳に用ふるを、全服といへるなるべし、)さて枕詞の義は、全麻の麻績とかれるなり、乎は之といふに通ふ言なり、八穂蓼乎穂積乃阿曾、などいへるとおなじさまなり、(冠辭考の説は、あきたらざることあり)○麻績王、績字、拾穂本には績と作り、)王字、於保伎美と唱ふること、まづ上代には某、王某と書て、王はみな美古と唱來しを、や、後に親王といふ號出來てより、親王を美古と唱へ、親王ならぬを王と書て、其をば於保伎美と唱へ分ること、なれり、さてその親王と云號、天武天皇紀四年の條に始めて見えたれども、彼頃は既に親王を美古と申し、其に分て諸王をば、某、於保伎美と唱る定まりにはなれりけむ、故此麻績王も、又十三に、三野王とあるなども、同時代の諸王にて、これらは於保伎美と唱べし、(このこと既に一上に云り、猶古事記傳廿二に云ることも引合考べし、)さて天皇の御諱は更にも申さず、高位高官の人名をば避て、題詞にも書ざることなるに、却て皇太子皇子諸王の御名をば、いさ、かつ、ましけなく、高市皇子尊、或は舍人皇子、或は軍王などやうに多く書し、まして歌詞にさへ、麻績王三野王などよみて、すべて忌避る事なきは、天皇の御諱にも、亦臣下の名にも、各

別ある理なることなど、此下日雙斯皇子命と作たる歌の下に委云べし、○白水郎有哉、(白水二字、類聚抄には泉と作り、こは白水二字を一字に作るにて、麻呂を鷹と作と同じ類なり、なほ泉郎と作る例は、六卷七卷等に見えたり、)阿麻を白水郎と書ること、書紀などにも多し、こは和名抄に、白水郎日本紀私記云、漁人阿末、辨色立成云、白水郎和名同上とあり、(谷川氏云、白水郎をあまとよめるは、白水はもと地名、郎は漁郎のごとし、崑崙奴の類にて、水によく沈むよし代醉編に見えたり、元稹詩に、黃家賊用鎧刀利、白水郎行旱地稀とあり、)さて此一句は、白水郎に有ばにやといふほどの意なり、奈禮也は、爾安禮也の約りたるなり、婆をいはざるは古言の常なり、哉は疑の也なり、〔頭註〕白水本地名、漢永平間、寶固出燬煌崑塞、擊破白水齒于蒲類海上、渝州記、開白水東南流、三曲如巴字、故名三巴、代醉編曰、唐周郎自蜀買奴曰水精、善沈水、乃崑崙白水之屬也、(通證)○珠藻刈麻須、(麻須を異本には食と作るよし拾穂本にいへり、)珠とはほむる辭なり例多し、藻を稱て云るなり、(岡部氏考に、藻の子の白玉の如くなれば、珠藻といふよしは例の甚偏れり)麻須はいますといふが如し、藻を刈おはしますの意なり、麻績王を崇めていへるなり、(食とあるに従ばラスと訓べし、きこしめすといふがごとし、)歌意、麻績王は、かねては、やごとなき人と聞つるに、さはなくて海人にてあればにや、今此伊良虞島の玉藻を刈て、朝夕の食料をいとなくつゝおはしますらむといへるなり、罪こそありけめ、しか王とおはしまし、人の、海人と見ゆばかりにやつれて、さるわざし給はむことはあるべくもあらねど、配所のわびしきさまをいひて、ふかくいとほしめる心より、かくはよめるなり、題詞に時人哀傷作歌とあるは即其意なり

麻績王聞之感傷和歌

續字、拾穂本に續と作り、

空蟬之。命乎惜美。浪爾所濕。伊良虞能島之。玉藻荊食。

空蟬のことは既に出つ、○命乎惜美(惜字、舊本情に誤、元曆本類聚抄拾穂本等に従つ)は、命が惜さの意なり、○浪爾所濕は、ナミニヒデと訓べし、浪は鳴水の義にやと荒井氏説にいへり、猶考べし、ヒデはヒダサレの意なり、(ヒヂと訓ては、所字あまればわろし、)濕は玉藻かるに袖裾などの濕るをいふ、そのぬるゝはいとわびしけれど、ひたすら命のをしさに、かゝるわびしきわざするぞとの意なり○玉藻荊食は、タマモカリハムと訓べし、(袖中抄にカリシクとありて、カリハムともよめりと云り、)後世には波牟てふ語は、鳥獸のうへののみいふごとくなれゝど、古は何にも云り、後世久布といふことを、古くはもはら波牟と云り、つらく古言のやうを思ふに、久布と波牟とは、いさゝか差別あることゝ見えたり、波牟とは咽に下すにつきていひ、久布とはもはらくはへ持ことにいへりといふ見ゆ、十卷に、枝啄持而、十三に、年魚矣命昨、十六に、梓啄持而、古事記上に、鼠昨持其鳴籟出來而奉也などあるにて、其用たるやうを考べし、例は五卷に、宇利波米波胡藤母意母保由久利波米婆麻斯提斯農波由云々、又久毛爾得夫久須利波武等母云々、などあり、又七卷に、茅花乎雖喫、十卷に、鳥者雖不喫、十二に、麥昨駒乃、十四に、久佐波牟古麻能、又十六に、屎鯉喫有、又作有流小田乎喫鳥、又飯喫騰、又榎實毛利喫、古事記上卷に、乃生ニ蒲子、是撫

食之間、云々、乃生、是拔食之間、云々、また毎年來喫など、是らも皆しか訓べき所なり、(又按、今世に朝にくふ物を朝はん、夕にくふ物を夕はん)と云、はんは食の轉れるにて、これも古言なるべし、はんは飯字音とおもへりしはあらざりけり、●歌意は、かく浪に所濕て玉藻をかりつゝ、ならばぬ海人のわざすること、いとわびしくかなしければ、かゝるくるしき目を見むよと、死たらむこそ中々にまさらめとは思ふものから、さすがに命の捨がたさに、かゝる業するぞと、時人の海人にやとおほめて、ふかくあはれみたる意をうけて、ことわり給へるなり、これも配所のわびしきさまを、藻を刈に託て、上の歌に答へ給へるなり

〔右案日本紀曰。天皇四年乙亥夏四月戊朔乙卯。三品麻績王。有罪流于因幡。一子流伊豆島。一子流血鹿島也。是云配于伊勢國伊良虞島者。若疑後人緣歌辭而誤記乎。〕

日本紀曰云々、書紀を見るに、天武天皇四年夏四月甲戌朔辛卯、三位麻績王云々と有、こゝに四年乙亥夏四月戊朔乙卯、三品とあるはかたぐ誤なり、品は、古寫本拾穂本等には位とあり、○若字、拾穂本になし、○縁字、拾穂本に依と作り、○此左注に疑ひたる如く、麻績王は、因幡國に配され賜ひたりとする時は、伊良虞島といふ地、因幡國にもあるなるべし、然るを、伊勢國なるが名たる故に、地名によりて、伊勢國と混ひ誤れるなるべし、さて又常陸國風土記に、行方郡、從此南十里板來村、近、臨海濱、安置驛家、此謂板來之驛、其西榎木成林、飛鳥淨御原、天皇之世、遣流麻績王之居處、云々(板來は、二所共に榎木を誤れるには非ざるか)とあるは、時代も人名も同じければ、外人とはおもはれぬを、常陸國に流されたまへるよし語り傳へたるは、所以あるべし、後人たゞしてよ